

# 「帝国」の形成と民衆の競技文化

## ——「地方改良運動」期の運動会

高津  
勝

はじめに

第一章 日露戦争後の「地方青年団体」の組織化と体育・身体競技

第一節 国家的政策の胎動と体育・身体競技

1 内務省と文部省の政策動向

2 「地方青年団体概況」(『官報』告示)と体育・身体競技

3 「先進」地域の「地方青年団体」と体育・身体競技——兵庫県美囊郡青年会——

第二節 日露戦争後の広島県における「地方青年団体」の組織化と体育・身体競技の奨励

1 日露戦時下における「青年団体」の台頭と体育・運動会

2 日露戦争後の「地方青年団体」の組織化と体育・身体競技

3 「地方青年団体」の組織的展開と体育・身体競技の奨励

4 「優良青年団」と体育・身体競技活動

第三節 体育・身体競技の奨励と「若連中」の再編——広島県佐伯郡大竹村青年会——

1 大竹村青年会の設立と「若連中」の再編——若衆の「公民」化——

- 2 盆踊り・氏神祭礼に対する統制と善導
  - 3 「身体鍛錬」と「運動」による「風紀改良」
- 第二章 日露戦争後の戦捷祝賀行事と余興競技——招魂祭競技の展開と民衆の競技文化——
- 第一節 日露戦争中の勤儉貯蓄・弊風矯正と祭礼の抑制・簡素化
    - 1 士気高揚・業務精励・勤儉貯蓄と銃後活動の展開
    - 2 弊風矯正と祭礼の抑制・簡素化——沼隈郡千年村の事例——
  - 第二節 講和条約の締結と凱旋・祝賀行事——招魂祭競技の展開——
    - 1 講和条約の締結・部隊の凱旋と祝賀行事——余興の奨励と統制——
    - 2 各市町村における招魂・戦捷祝賀行事の展開
- 第三節 招魂・戦捷祝賀行事の展開と余興競技の活況——民衆的競技文化の顕在化——
- 1 招魂・追弔行事の祭礼化・余興化
  - 2 民衆的競技文化の顕在化
- 第三章 「地方改良運動」期の運動会——青年会の組織化と学校運動会の変容——
- 第一節 小学校運動会の形成・展開——連合運動会から家庭運動会へ——
    - 1 沼隈郡における小学校運動会の形成・展開
    - 2 連合運動会から家庭運動会へ
  - 第二節 青年会の組織化と学校運動会の変容
    - 1 青年会の組織化と運動会——沼隈郡千年村青年会常石支会の事例——
    - 2 青年会活動の展開と学校運動会の変容——児童・青年連合運動会の成立——

第三節 「余興」競技から「体育会」「運動会」へ——運動会をめぐる対抗——

1 運動会の地域行事化・祝祭化

2 「規律」訓練——権力の出現と矛盾・逸脱

3 「余興」競技から「体育会」「運動会」へ——「剛健な精神は剛健なる体力に宿る」——  
おわりに

はじめに

本稿の課題は、在村の若者たちの身体的娯楽・鍛錬・競技活動を、日露戦争後の広島県内の「地方青年団体」の形成・展開とかわらせて具体的に考察し、その実像を明らかにすることである。

明治・大正期の広島県における「青年集団」の体育活動については、すでに、鶴岡英一と松本純子による優れた研究が存在する<sup>(1)</sup>。同研究は、当該時期の動向を、(1)青年会初期(一八八七―一九〇五年)、(2)青年会設置奨励期(一九〇五―一九一五年)、(3)青年団初期(一九一五―一九二〇年)、(4)青年団改組期(一九二〇―一九二六年)に区分して考察し、それぞれの時期の特徴を次のように要約している。第一に、初期の青年会活動に体育は存在しなかった。第二に、政府が青年会の設置奨励をはじめ明治三八年(一九〇五)ころから体育活動がとりあげられるようになるが、余興的性格の強いものであった。第三に、大正四年(一九一五)のいわゆる「官製青年団」の発足を契機にして、鍛練的、積極的な体育が展開された。第四に、一九二〇年ころから青年団体育は競技化の方向に進み、

青年団体育の性格を端的に表現する明治神宮競技大会においてその頂点に達した。第五に、総じて青年集団の体育は行事的性格をもち、その活動は運動会や体育会に集約された。

同研究は、また、明治・大正期の広島県の「青年集団」の「体育」について、次のように概括している。(1)青年団は青年たちの生活から遊離した存在であり、政府や地方行政当局が積極的に奨励すればするほど、形骸化していった。(2)したがって、青年団体育は行事的性格にならざるをえなかった。(3)運動会や体育会は体育奨励の機会であったが、為政者の側からすれば民衆掌握の場でもあり、それゆえ、それらの行事の「体力の増進」に対する評価は、それらがどれほど盛大であったかということに置き換えられることになった。

なお、本稿の検討対象である第二期、すなわち、日露戦争後、政府が青年会の設立を奨励しはじめ、「官製青年団」として基準化されるまでの時期の特徴を、鶴岡と松本は、(1)上から強制的に「与えられたもの」、(2)行事的性格、(3)余興として位置づけられる傾向、(4)「撃剣」「柔道」「角力」などの「個人的運動種目」中心の体育活動として概括している。以上の研究成果に、松本純子の「山本瀧之助の体育観<sup>2)</sup>」に関する研究を付加すれば、明治・大正期の広島県における青年会・青年団「体育」の全容を、明瞭かつ包括的に把握することができる。

ただし、鶴岡・松本の研究は、第一に、「青年集団と体育」というより、「青年団体育」に関する史的考察であり、しかも、「体育」という抽象的な機能概念に準拠して対象を切り取っており、したがって、綱引き、角力、俵担ぎ、棒捻り、徒競走、撃剣、盆踊りといった、「青年団」や「体育」概念の成立以前から歴史・具体的に存在する身体競技・運動文化や身体表現にかかわる文化を、それ固有の存在様式や文化形式において考察することを課題にしてはいない。それゆえ、たとえば、第一期については、「新集団のほとんどは、その活動に体育をとりあげていない。これは「盆踊」「角力」「力石」などの伝統的娯楽あるいは体育活動は依然として若連中の手に残っていたという事情」に

よるものであるとされ、それを理由に、「体育不在の青年会」という規定が与えられることになったのである。けれども、当該時期の若者の身体競技や身体表現の文化を、総体として理解しようとすれば、「残存」と「不在」の関係こそが問われねばならない。

第二に、鶴岡・松本の研究は、青年会・青年団体育の形成・展開過程を概括し、それを基本に歴史的な鳥瞰図を描くことには有意であるが、客観的に過ぎ、主体的な理解に欠けるきらいがある。生活から遊離した青年団体育が如何なる矛盾を内包し、若者や指導者、政府・地方行政当局者はどのように対応しようとしたのか。関係者たちの意識や要求、改変への主体的努力をふまえ、歴史内在的に考察する必要がある。

そのことに関連して、運動会史研究にコペルニクスの転回を促がした吉見俊哉の論文に注目しておこう<sup>(3)</sup>。吉見論文の核心は、次の三点に要約しうる。

第一に、近代はたんに「伝統的」な社会から受け継いできた祭り・儀礼・祝祭的場面を規律Ⅱ訓練的な権力によって抑圧・排除していったのではなく、一方でそうした規律Ⅱ訓練権力を人びとの日常生活の隅々まで深く浸透させながらも、まさにそうした戦略をマツリの発明と再編、それによる人びとの日常性と非日常性についての新たなフォーメーションの創出と重ね合わせ、それとおして達成していった。警察・軍隊・工場から衛生・教育までの国民国家の規律化の諸装置の発展が頂点に達する一九世紀は、いわゆる「伝統の発明」の世紀、つまり大衆儀礼や記念碑が大量生産される時代でもあったのだ。敷衍すれば、運動会は日本近代が創出したマツリの一つであり、明治初期の天皇巡幸・博覧会・戦前の種々の天皇制イベントとともに、一括して「国民国家の儀礼戦略の一類型」として語りうる。

第二に、規律Ⅱ訓練的な権力と儀礼Ⅱ祝祭的な権力は二項対立ではなく、conjuncturalな関係にあり、「二重性」を帯びている。典型的な「近代のマツリ」の一つである運動会は、明治国家のエリートたちによる国民の身体をめぐ

る戦略がもつとも集約的に発動された場であるが、村むらの集合的な日常感覚のなかに深く根づいてきた村祭りの実践といくえにも交流し、せめぎあい、からまりあい、接合されていく。運動会は、明治国家がこの列島に人びとの身体と祭りの記憶を再構成していこうとしたとき、その接合面に現れた「媒介的」「調停的」現象であり、異なる位相を含みながらも、細部にわたる調整を通じ、まさしく国家的な儀礼化＝規律訓練システムを支えていく役割を果たしたといえる。

第三に、近代の国民身体をめぐる戦略と、「運動」という言葉自体の曖昧な広がりを利用して各地の人々が生み出していったさまざまなパフォーマンスに、〈台本〉が〈演出〉を、〈演出〉が〈演技〉を一方的に規定していくような関係は存在せず、それらは対峙するというより、細部に矛盾をはらみながらも重層的に結びつき、調整されていったさまざまな行為主体とその戦略を介して互いに相手を利用しながら、全体として一つの、いや、いくつものドラマが紡ぎあげられていったのである。

運動会に関するこれ以上の重厚な規定は、もはや出現する余地はないのではないだろうか。ポイントは、運動会の「上演」を通じての国民国家・明治国家と「列島の住民たち」との交流・接合・媒介・調停が促がされ、それを契機に規律＝訓練的な権力と儀礼＝祝祭的な権力の *conjunctural* な関係が実現する、ということにある。それは同時に、明治国家と「列島の住民たち」との *conjunctural* な関係の実現でもあった。以上のような論点に加えて、吉見論文は歴史的な分析をとおして、祭りと運動会の関係に関する次のような段階規定を試みている。

(1) 運動会の「祭り」としての受容は、明治二〇年代初頭、すなわち、この催しが各地の運動会で催されるようになった当初から見られた。

(2) 日露戦争のころから、学校の祭りの時間と地域の民俗的な空間が共振しはじめ、学校の祝祭日が民俗的な感覚

で受容されるようになる反面、地域の時間の流れのなかに学校の時間が浸透した。運動会はこうした二つの時間の流れを媒介し、一方を他方に転輸していく役割を果たしてきた。

(3) 運動会の祭礼的な傾向は、大正期にはいつそう顕著となる。

しかし、それらの規定は、必ずしも厳密な実証をふまえているわけではない。しかも、吉見の研究は、国家および権力作用と「列島の住民たち」の実践との相互規定性・媒介性・共振性を重視しているとはいえ、両者の二極的構成が前提にされており、「住民」たち内部の対抗関係や重層性、そこに存在する矛盾を視野に入れていない。そのことは、国家および国家エリートについても該当する。

本稿では、以上の先行研究の成果と到達点に留意しながら、日露戦争後の広島県における在村の若者たちの身体的娯楽・鍛錬・競技活動を歴史・具体的に考察することにした。この時期、広島県は中央政府の主導する「教育」の振興や「地方改良」運動に呼応して「地方青年団体」の組織化に着手し、帝国日本の大國化を支える「地方自治団体」の担い手を形成しようとした。同じ時期、県内では沼隈郡を筆頭に、日本の大國化に希望を託しつつ、文明化のもとで停滞を余儀なくされた伝統的な若者組織を再編・統合し、在村を基盤に若者を結集しようとする青年運動が台頭した。その周辺には、地主・産業資本の圧力と重税のもとで近世以来の村落を基盤に労働に従事し、陰曆にもとづいて生活や年中行事を営む伝統的な社会集団が存在した。日露戦争後の「地方青年団体」の組織化は、国家的政策、青年会運動、伝統的社会集団という三つの構成要素・次元のアンサンブルとして、若連中の抑圧・周縁化・再編・統合をとめないながら進行する。

では、相撲(角力)・撃剣・柔術(柔道)・自転車競走・徒競走(マラソン)・綱引き・俵担ぎなどの新旧・和洋の身体競技や運動会などのイベントは、そこにおいてどのような役割を演じたのか。この疑問に対する回答が、本稿の

課題となる。

註

- (1) 鶴岡英一・松本純子「明治大正期における広島県の青年集団と体育」(『体育学研究』第二二卷第四号、一九七七年、二〇三～二一三頁)。
- (2) 松本純子「山本瀧之助の体育観」『広島体育学研究』第三号、一九七六年、一～二頁。松本は、この研究で山本瀧之助の『田舎青年』(明治二九年)と『地方青年団体』(明治四二年)を比較し、相違点として、前者の体育観が個人的であるのに対し、後者では個と組織の接着剤としての個人の健康・体力、良兵・良民の生産という観点が導入されて多様化し、「国家主義思想へと傾注していく側面」が見られること、第二に、後者では地方青年団体の目的・性格を小学校令第一条に準拠して「体育」「道徳教育」「町村民教育」「補習教育」を行う「教育機関」とみなすとともに、市町村単位の青年会を基本にして組織論を展開しているとする。共通点としては、第一に、両著書とも健康・体力・身体運動の重要性を強調し、それらによる精神的側面の強化も期待しており、第二に、身体運動の種目は「日本古来のもの」に限定され、「近代スポーツの類は皆無」であると指摘している。ただし、「皆無」という指摘については、「近代スポーツ」をどう理解するかにもよるが、山本瀧之助は『地方青年団体』のなかで「運動会」「徒歩競走」「運動場設置」「鉄棒」「射撃」について言及しており、「皆無」と結論づけるのは適切でないように思われる。
- (3) 「ネーションの儀礼としての運動会」(吉見俊哉ほか『運動会と日本近代』青弓社、一九九九年、七～五三頁)。

# 第一章 日露戦争後の「地方青年団体」の組織化と体育・身体競技

## 第一節 国家的政策の胎動と体育・身体競技

### 1 内務省と文部省の政策動向

#### (一) 内務省地方局の動向

明治三八年（一九〇五）四月、日露戦中の地方状況を視察した芳川顕正内相は、時局に呼応して台頭した青年団体の活動に関心を寄せ、同年七月に公表した小冊子『時局の地方経営と内相の巡視談』のなかで、広島県の「青年夜学」と兵庫県加古郡の青年集団による矯風運動、農事改良、軍人後援活動を紹介した。日露戦争の終結を展望しながら、戦時体制下で自発的に出現した地域青年集団の先進的な活動の成果を全国に拡大し、戦後に備えようとしたのである。のちに、『大日本青年団史』（昭和一七年）は、この小冊子をもって、「これはおそらく青年団に関して、政府が文書をもつて発表した最初のものであろう。（一）」とみなしている。

講和条約調印直後の明治三八年九月二九日、内務省地方局長通牒「地方青年団向上發達ニ関スル件（二）」が發せられた。この通牒は、道府県に対し、戦争中に活発化した「各地方青年会」の活動を、戦後も「益々勸奨誘掖永久ニ好成績ヲ収メ候様」促すとともに、模範事例の報告を求めた。これを起点に、地域青年集団に対する内務省の施策が始動する。ちなみに、先述した内相の地方状況視察に随行した書記官・井上友一は、広島訪問の際、『田舎青年』（明治二九年）の著者・山本瀧之助と面談し、戦中期の地域青年集団が行っていた先進的活動、たとえば、兵庫県・滋賀県・静岡県の地域青年集団による壮丁予備教育や青年夜学会、試験田の情報入手し、内相に報告した。このとき、

山本は、「若連中」の改善を介して「全国幾千万の青年を、我国中の青年会を約すること<sup>(3)</sup>」、すなわち、若連中の再編をベースに青年会活動を全国的に展開する必要性を力説している。山本との接触を介して、内務官僚は、これまでに入手していた静岡県稲取町や千葉県源村、宮城県生田村など、報徳運動の影響下で町村財政・農事・生活習俗改善に取り組む「模範村」の情報に加えて、補習教育・夜学会の拡充と関連させながら青年組織の改革に取り組む各地の多様な実践を知り、地域青年集団に関する施策の重要性について認識を深めたのである。

(二) 第五回全国連合教育会と文部省普通学務局

同じ年、文部省も、地域青年集団の指導に着手した。その初発は、帝国教育会主催の第五回全国連合教育会に宛てた「補習教育の普及発達を図るに於て簡易にして有効なる方法如何」と題する五月八日付けの諮問であつた<sup>(4)</sup>。この諮問に対し、同年八月、東京で開催された全国連合教育会は、当初、「補習教育」を「小学校の補習教育」と「実業補習教育」の二種に限定して審議しようとした。つまり、青年会・青年団体について、正面から取り上げようとしなかつたのである。しかし、山本瀧之助らの尽力によって、「他の方法」、すなわち「小学校の補習教育」と「実業補習教育」以外の方法も議論されることになり、その結果、答申には、「教育招集」「夜学会等」「図書閲覧所」の奨励とともに、「地方に於ける青年団体に向て指導奨励を加ふること」という一文が盛り込まれた。これによって、教育者の間ではじめて、「地方に於ける青年団体」の問題が全国的なレベルで意識されることになる。ちなみに、このとき、山本瀧之助は、「地方青年団体と補習教育の関係」に関して、次の発言を準備していた<sup>(5)</sup>。

(一) 青年会夜学会と若連中 青年夜学会は青年団(若連中)の凡百事業中の其下なり、即ち青年夜学会は全く

青年団に包含せらるゝ者にして青年団即青年夜学会、青年夜学会即青年団にあらず、既に青年夜学会を認めたる者は、必らずや進んで此等団体を認むる所なかる可らかず。

(二) 青年夜学会の開設 青年夜学会は先づ此等団体の改善に着手し、此等団体をして自営的に経営せしむるを以て最も策を得たるものと信ず。

(三) 校友会又は同窓会と若連 若連中団体の所謂若者は、今日に至りては最早何れも学校の出身者にして、若連中即校友会又は同窓会なり、若連中以外新たに校友会、同窓会を作るの必要あるなく、之れを作るも若連中を別にしたる校友会等は終に何等社会的勢力を得る能はざるが如し。

(四) 学校と家庭及社会との連絡 若連中の改善によりて初めて之れを得らるべきなり。

(五) 農会及軍隊と若連中 特に密接なる関係を有するものなり。

(六) 対外的競争と若連中 若連中は普通一町村内の一小部落即小字を以て一区域となす。国運連りに發展して大に対外的競争に従事すべき秋に際し、永く偏狭なる思想に駆られて各部落に割拠するの風ある如きは、最も好ましからざることなり。

(七) 小学教員と若連中 小学教員は児童を教養すると同時に勉めて社会一般を指導する所なかるべからずとせば、如斯の団体指導は小学教員の先づ第一に着手すべきものたるべし。

(八) 青年団の組織と改造 青年団は新たに組織するにあらず、改善するにあり、先づ若連中を是認して之れに指導改良を施せば足れりとす。

山本瀧之助は、以上のような組織構想を抱いて全国連合教育会に出席したのである。立論の根幹は、若連中の改造

を基軸にして「地方青年団体」を組織することにより、部落割拠の弊を打破し、青年に新たな活力を与え、帝国の基礎をなす市町村を強固にすることにあつた<sup>(6)</sup>。だが、第五回全国連合教育会における「補習教育の普及発達」の審議では、「地方に於ける青年団体」について十分な議論はなされず、答申でも補足的な意義しか与えられなかった。山本の意図は、貫徹しなかつたのである。とはいえ、連合教育会の開催前後に山本がみせた精力的な取り組みは、一部の教育関係者の地域青年集団への関心を促がし、文部省の政策にも少なからぬインパクトを与えた。

同年一〇月、文部省普通学務局は、通俗教育に関する施策の具体化を図るため、山本に「若い衆」「若連中」の「組織活動弊害等」に関する資料の提供を求め、あわせて、彼を囑託に選定した。この措置は、「青年団指導改造」に関する山本の見解に興味をもつた普通学務局長・沢柳政太郎の指示によるものであつた<sup>(7)</sup>。さらに同年一二月二七日、文部省は、普通学務局長通牒「地方青年団体奨励ニ関スル件<sup>(8)</sup>」を發し、青年団体の指導・奨励に着手するよう道府県に促した。その要点は、各地に存在する青年団体の実態を把握し、指導・拡充を介して「通俗教育」の担い手へと教導することにあつたが、その際、「青年団体」は二つのカテゴリーに分類されていた。一つは、最近設置された「風儀ノ矯正、智徳ノ啓発、体格ノ改良其ノ他各種公益事業ノ幫助等ヲ目的トスル青年団体」であり、もう一つは、「旧来ノ慣例ニ依ル若連中等ノ青年団体」である。そのうち、前者、つまり新興型の青年団体については、「誘掖指導シテ一層有効ノモノヲラシムル」こととし、未設の地域での新設を促した。後者、すなわち、在来型（若連中など）の青年団体については、「適宜指導ヲ加フル」ことを求めていた。普通学務局長通牒は、実態の把握と一般的な「誘掖指導」「適宜指導」にとどまり、ガイドラインや支援策は示さず、具体性に欠けていたが、「青年団」を「補習教育」ではなく、「通俗教育」という概念と連動させて意義つけたところに、新しい政策展開の予兆が記されていた。

以上のように、内務・文部両省が地域青年集団の指導・奨励に着手するのは、日露戦争終結以降のことである。だ

が、戦時下において、すでに各地で多様な先行的実践が進行していた。そのような動向を的確に把握し、国家目標に即して指導することが、中央政府にとって喫緊の課題になっていたのである。それ以降の内務・文部両省による「地方青年団体」に関する施策を示せば、以下のようになる(9)。

・明治三十九年(一九〇六)七月、原内相、地方長官会議で青年団体の指導について指示。これを「地方自治と青年団体」と題する冊子にして全国の郡長に配布(風紀の矯正、勤儉貯蓄、副業の奨励、商工業の発達、地方自治の振興を強調)。

・明治四十三年(一九一〇)三月、小松原文相、全国の青年団体のなかから成績の顕著な八二団体を選定し、表彰(優良青年団表彰の最初)。

・明治四十四年(一九一一)二月、内務省、共同事業および地方改良に貢献した青年団体を選奨(奈良県宇陀郡三本松村大野青年会など)。

・明治四十四年(一九一一)五月、文部省、通俗教育調査委員を委嘱。

・明治四十四年(一九一一)八月、文部省内に青年団体調査委員会を設置し、青年指導の大綱を研究することにする(参事官二、視学官二、編修官一、嘱託一で構成。嘱託は山本瀧之助。大正元年十一月、第一回会合。議論の中心は団員の年齢問題)。

## 2 「地方青年団体概況」(『官報』告示)と体育・身体競技

明治三十九年(一九〇六)一月二〇日、『官報』に「地方青年団体概況」と題する報告が告示された(以下、「概況」

と略す)。明治三八年の秋、文部省の求めに応じて山本瀧之助が提出した文書の一部である。「概況」は、前書きと、計三八の全国各地の青年団体(郡青年会三、町村青年会一九、字単位の青年会一六)の名称、所在地、事業内容を記載した事例報告からなる。たとえば「広島県高田郡生桑村桑田青年会」の場合、簡潔に、「夜学会開設、共同小作(田一段三畝歩青年田名ツク) 国債応募」と記されている。では、「概況」は、日露戦争前後の地域青年集団の組織状況を、どのように把握していたのか。

以前ニアリテハ多クハ「若連中」「若者連」「若イ衆」ナト、称シタリシモ近来ニ至リテ漸次「青年会」「青年団」「青年倶楽部」ナト、改メ事業トモイフヘカリシハ神事ニ参与シテ神輿ヲ昇キ屋台ヲ賑ハスカ如キニ止マリタリシモ今ヤ規約ヲ成文ニシテ定期ニ会同シ或ハ夜学会ヲ開キ或ハ農事改良ニ志スカ如キモノ漸ク多キヲ加ヘントシ特ニ時局以来ハ恤兵献金、出征者慰問、家族扶助耕等ノ如キ所謂軍隊後援ノ実ヲ拳ケタルモノ所在尠カラサリシカ如シ<sup>(10)</sup>

上掲の概況把握によれば、これまで祭祀行事にしか関与しなかつた若連中などの旧来の青年集団のなかから、近年、成文化された規約をもち、新規の事業に着手するものが現れ、とりわけ日露開戦以降、銃後支援活動を行うものが多数出現した。各地の青年団体は、伝統的な「若連中」を基礎にしながら新たな事業を起し、「青年会」となつて組織的な発展をとげようとしていた。それらの組織や事業は多様であつたが、基本的には「若連中」「若者連」「若イ衆」を母体にして青年会・青年団・青年倶楽部へと「進歩発展」していた。このような「若連中」から「青年団体」へ、という「概況」に示された「地方青年団体」の発展の構図は、日露戦争後の地方改良運動のもとで青年会・青年

表1 身体競技・運動に関する事業を実施する「地方青年団体」

| 団体名              | 身体競技・運動      | その他の事業   |
|------------------|--------------|--|
| 福島県河沼郡川西村大字宇内青年団 | 撃剣会開会        | 共同作業、原野開墾、基本金蓄積（春秋両期休日ヲ以テ小柴刈ヲナス）。  |
| 群馬県多野郡入野村馬庭青年会   | 風俗改良         | 盆踊廃止、道祖神焼廃止  |
| 長野県上伊那郡伊那村火山青年会  | 運動場開設        | 文庫開設、共同作業場設置、夜学会開設。  |
| 長野県更級郡更級村青年会     | 遠足旅行         | 夜学会、農蚕業実地研究、農事講習会。   |
| 大阪府南河内郡千早村青年会    | 体操場設置        | 「先年帰郷兵ノ一人従来ノ杯ナトノ土産物ヲ廃シテ鉄棒ヲ携へ帰スルニ起因ス」。夜学会開設。  |
| 兵庫県美嚨郡青年会        | 撃剣銃鎗運動会      | 風俗改良「盆踊ハ教育幻灯会ヲ以テ之レニ代ヘ祭典ニ当リテハ屋台ヲ廢シ撃剣銃鎗運動会ヲ以テ之レニ代フルモノ少カラス」団体9、支会103、会員数1960、夜学会、時事講和、米麦作付けおよび開墾、共有林保護、出征者慰問など。 |
| 広島県沼隈郡金江村青年会     | 運動会開会        | 東村大谷青年団（夜学会、農事講習、恤兵献金、軍需品調達、国債応募、出征者慰問、共同貯金）、田島村青年会（難破船救助）、本郷村市青年団（隣保相助）、千年村奥青年会（賭博取締）、赤坂村青年会（共同養蚕）。         |
| 福岡県宗像郡宮地村在目青年会   | （マ）<br>競剣会開催 | 夜学会、談話会、農産物菓細工、相互制裁（「風俗紊乱者ハ村ノ辻ニ揭示ス」）。  |

注：「地方青年団体概況」（明治39年1月）より作製。

団に関する組織原則として導入され、戦前日本の青年団運動を指導した財団法人・日本青年会館や大日本連合青年団指導部の歴史認識・組織論の祖型となる。

では、「概況」には、どのような団体や事業が示されていたのか。「概況」は三八の「地方青年団体」を列挙し、それらが行っていた事業のうち、夜学会、農事改良、日露開戦後に顕著になった恤兵献金、出征者慰問、家族扶助耕などの軍隊援後活動などを代表的な事業とみなしていた。と同時に、「概況」は各地の青年団体の行う事業の多様性にも着目し、文庫設置、郡内訪問、楽隊組織、共同散髪、運動会などにも注目している。身体競技・運動・盆踊に関する事業を実施する団体名を示せば、表1のようになる。「概況」によれば、三八の地方青年団体のうち七団体、すなわち、二割弱が競技や運動を実施していた。ただし、「概況」は地方青年

団体の事業内容や諸団体の組織的動向を概括的に示すことを主題にしており、全国の青年団体や事業を網羅的・数量的に把握することを目的にしたものではない。そのような資料的性格を念頭におきつつ、以下、「概況」に記された身体競技・運動について考察しておこう。

第一に、競技・運動は、各地の青年団体の「進歩發達」を示す事業の一つであった。ただし、いまだ「地方青年団体」の基本的事業、あるいは共通の事業になつてはいない。

第二に、長野県、大阪府、福島県、兵庫県、福岡県、広島県などの青年団体の活動事例は、文部省と内務省がモデルや基準を提示する以前に、すでに競技・運動・武術に関する実践が展開していたことを示している。しかも、郡や町村などの行政区だけでなく、字（自然村）レベルでも行われている。また、郡レベルで事業を展開する事例として兵庫県の美囊郡と加古郡をあげているが、後者に運動・競技に関する記述はない。そのことは、この時期、「地方青年団体」の活動が、上から画一的に行われたものではなかったことを示唆している。

第三に、兵庫県美囊郡青年会の事例は、「撃劍銃鎗運動会」による「地方青年団体」の組織化が、民俗的な祭りや習俗に対する対抗運動、あるいは、矯風運動としての性格をもつものであったことを示している。馬庭念流、すなわち、武士だけでなく、上州一円の庶民に広く普及した劍術流派の拠点として著名な群馬県多野郡入野村馬庭においてすら、青年会が盆踊りなどの民俗行事や慣行を率先して廃止している。在来の武術や新規の運動会が、民俗的慣行に對抗し、若連中を新たな組織に再編するうえで、重要な役割を担ったのである。

第四に、そのことと関連して、広島県沼隈郡金江村の「運動会開会」も、青年の風紀改善とかかわりがあった。明治三七年（一九〇四）一月六日に發会式を挙げたこの青年会は、「青年ノ風儀ヲ改善シ」、「兼テ固陋の宿弊ヲ矯正」することを目的として、「講演会」「夜学会」「春秋二回運動会ヲ開クコト」を事業内容に組み入れたのである<sup>(1)</sup>。

「概況」にもとづき、国家的な施策が展開される以前、すなわち、日清・日露の戦間期と日露戦終結直後の「地方青年団体」における体育・競技活動について考察すれば、以上のように整理することができる。

### 3 「先進」地域の「地方青年団体」と体育・身体競技——兵庫県美囊郡青年会——

兵庫県は当時、「青年団体」活動の先進県と目されていた。「概況」は、美囊郡青年会を次のように紹介している<sup>(12)</sup>。

団体九、支会百〇三、会員数千九百六十八、夜学会開設（従来ノ屋台倉ヲ以テ会場ニ充ツ）時事講話会開催（毎月一回）米麦作付及開墾、樹栽、共有林保護、基本財産造成、出征者慰問、家族助耕（三十七年夏秋ノ收穫期ニ於テ扶助ヲ為シタル戸数十六、出役延人員千五百五人）風俗改良（盆踊ハ教育幻灯会ヲ以テ之レニ代ヘ祭典ニ当リテハ屋台ヲ廃シ撃劍銃鎗運動会ヲ以テ之レニ代フルモノ少カラス）

以上から、日露戦争下の美囊郡において、青年集団が夜学会の開設をはじめ、農事の改良と拡張、銃後支援と出兵兵士の家族補助、風俗の改良（盆踊りや祭礼行事の改廃）など、多様な活動を展開していたことがわかる。はたして、そうか。美囊郡教育会（編）『兵庫県美囊郡誌』（大正一五年）をもとにして確認しておこう。

さて、美囊郡における青年団体に対する行政的施策は、日露開戦からおよそ半年をへた明治三十七年（一九〇四）七月の「準則」制定に始まる。この時期、地域の若者たちは、自然村を基礎にした「若衆組」に組織されていた。しかし、「若衆組」は為政者や村内有力者にとって憂慮すべき存在であり、「旧来ノ祭典ニ屋台ヲ賦シ、徒ニ会合シテ飲食

ヲ縦ニスルニ過ギズシテ、団体トシテノ秩序節制ナキハ勿論、其ノ風儀漸ク頹廢シ、洵ニ憂フベキ現状」にあった。「準則」は、そのした事態を打開するために制定されたのである。表1に示すように、「準則」を契機に、わずか一年あまりのうちに、ほぼすべての行政村に青年会が成立した(表2、参照)。町村青年会を設立するにあたり、これまで各字(旧村)レベルで活動してきた「若衆組」を「支会」に編入し、「補習教育、荒蕪地開墾、農作物試作、共同造林、基本財産蓄積、農作物改良、精神修養、体育奨励」などの事業を展開していったのである<sup>(13)</sup>。

しかし、これらの事業は、順調に進捗したわけではない。たとえば、郡内で町村青年会設立の先鞭をなした別所村の場合、「創立後各支会ニ於テ各自多少ノ事業ヲ画策実施サレツ、アリシガ、本会トシテハ何等活動ヲ見ル能ハザリキ<sup>(14)</sup>」という事態に陥った。中等学校以上の教育機関への郡内最高の進学率を誇った口吉川村の場合も、「各支会ニ於テソレゾレ夜学ヲナス外、共同作業、農作貯金、見学旅行、統計資料ノ調査等ヲナシ居リシガ明治四十二年會長土井尚吾主唱ノ下ニ毎月満月ノ夜ヲ以テ幹部打合セノ為メ満月会ヲ開キ以テ其ノ統一ヲ図ルニ務メ、大正九年四月、名称ヲ口吉川青年団ト改ムルト同時ニ組織ヲ変更シ以テ現今ニ及ベリ<sup>(15)</sup>」。

以上のように、明治三七年(一九〇四)から四二年(一九〇九)まで、美囊郡内の町村青年会の事業は、企画・運営ともども各支会にゆだねられ、それ以降も、村青年会を単位とする事業は進捗していない。全郡の町村青年会を対象とする統一的な施策は、明治三八年(一九〇五)一〇月と明治四二年(一九〇九)三月の二度にわたる郡役所の成績調査と優良青年会の表彰だけであった。「爾来郡全体ノ青年団ノ統一ヲ計ラント考慮シ居タリシモ未ダ其ノ機運ニ達セザリキ。時偶々大正九年一月十六日、内務文部両省ノ訓令発セラル。即チ同年三月十四日ヲトシ、本郡青年大会ヲ催シ各町村青年団ヲ一括シテ、美囊郡連合青年団ナル全ク自治的ノモノヲ新ニ組織シ、団長一名、副団長一名、理事六名、評議員十一名ヲ置ク<sup>(16)</sup>」。すなわち、大正九年(一九二〇)の全国的な青年団の再編と軌を一にする施策を

表2 兵庫県美囊郡における各種社会団体の設立状況

|      | 青年会      | 教育会   | 在郷軍人会   | 実業補修学校 | 婦人会   |
|------|----------|-------|---------|--------|-------|
| 三木村  | 明治37年    | 明治40年 | 明治44年1月 | 明治40年  | 大正1年  |
| 別所村  | 明治37年2月  |       |         | 大正11年  | 大正10年 |
| 久留美村 | 明治37年7月  |       | 明治44年2月 |        | 大正11年 |
| 志染村  | 明治37年9月  |       | 明治44年1月 | 大正5年   | 大正9年  |
| 淡河村  | 明治37年9月  | 明治40年 | 明治44年2月 |        | 明治38年 |
| 上淡河村 | 明治37年10月 |       | 明治44年1月 |        | 大正8年  |
| 奥吉川村 | 明治37年    | 明治40年 |         | 大正6年   | 大正12年 |
| 中吉川村 | 明治38年    | 明治40年 |         | 大正5年   | 大正10年 |
| 北谷村  | 大正4年10月  |       | 明治44年3月 | 大正10年  | 大正12年 |
| 口吉川村 | 明治37年6月  | 明治40年 | 明治44年2月 | 大正10年  | 大正6年  |
| 細川村  | 明治38年    |       | 明治44年1月 | 大正10年  | 大正9年  |
| 美囊郡  | 明治37年6月  | 明治39年 | 明治43年   |        | 大正13年 |

注：美囊郡教育会（編）『兵庫県美囊郡誌』（大正15年）による。

もって、はじめて、美囊郡に各町村の青年会・青年団を束ねる組織である美囊郡連合青年団が誕生したのである。それは、大正九年三月のことであった。

新設の郡連合青年団は、「事業ノ大要」を定め、そのなかで、「競技大会 毎年一回之レヲ催シ、オリンピックク競技ニ加フルニ本郡独特ノ運動ヲ以テシ、青年ノ体育ノ向上ニ務ム。」こととし、あわせて、「相撲大会」を開催する旨を明示した<sup>17)</sup>。すでに、大正六年（一九一七）四月、小学校・在郷軍人会・青年団の関係者が郡役所に会合し、各町村レベルで三者連合による体育会、講習会、講演会を開催することを決定していたが、郡連合青年団の設立とともに郡レベルの活動が加速する。各町村の青年会・青年団もまた、大正九年以降、大正後期にかけて、「運動競技会」（別所村青年会）、「体操競技等」（淡河村青年団）、「体操、競技、相撲、擔俵、水泳、擊劍、銃鎗等」（上淡河村青年団）、「徒歩競走、投弾、投槍、投盤、幅飛、相撲、野球、庭球、擊劍、国民体操等」（細川村青年団）を実施するようになる。

以上のように、「概況」が『官報』に掲載された時期、美囊

郡では町村を単位とした青年会が各町村に組織されていたが、事業の計画と実施については字（旧村）を単位とする「支会」、すなわち、旧若衆組を母体とする集団にゆだねられおり、町村青年会としては、統一的な事業を展開するほどの実体を整えていなかったのである。「概況」に記された「兵庫県美囊郡青年会」なるものは、必ずしも郡内の青年会を束ねた統一組織ではなかった<sup>18</sup>。その意味において、「概況」は、「地方青年団体」の実態を正確に告知したのではなく、「地方青年団体」に関係するトピックを示したものであったといえる。では、トピックとは何か。本稿の主題に即していえば、第一に、日清・日露の戦間期、とりわけ日露開戦前夜から戦中・戦後にかけて、「地方青年団体」、すなわち、郡や町村、旧村を基盤にして活動する青年集団が台頭したこと、第二に、そのなかに撃剣・銃鎗・運動会などの身体競技や体育に取り組むものがあつたこと、第三に、それらの集団は民俗的慣行・習俗、とりわけその核をなす民俗的祭り、および、それらの主要な担い手である「若衆組」と対抗し、それを再編しながら活動を展開したこと、ということになる。「地方青年団体」の形成と組織化にあたって、「撃剣銃鎗運動会」などの体育・身体競技が重要な役割を演じたのである。次節では、そのようなトピックとかわらせながら、「地方青年団体」組織の先進地域であつた広島県の動向を考察することにした。

## 第二節 日露戦争後の広島県における「地方青年団体」の組織化と体育・身体競技の奨励

### 1 日露戦時下における「青年団体」の台頭と体育・運動会

#### (一) 「若連中」「夜学会」から「青年団体」へ

広島県において「地方青年団体」に関する行政的施策の端緒をなすのは、「夜学会」の奨励であり、その背景には「若連中」や「若者組」との対立や緊張関係のもとで学校教育・補習教育の拡充をめざす有志・有識者、とりわけ、

小学校教員の積極的な働きかけがあった。県や郡の学事当局もまた、「地方青年団体」に関する行政的施策を展開するにあたり、この組織の未来を「若連中」や「若者組」などの伝統的な組織とは異なる次元で展望しようとした。広島県内務部学務兵事課『広島県青年団体状況取調書』（大正二年八月）は、広島県における「地方青年団体」の沿革を、次のように記述する<sup>(19)</sup>。

古来若連中若クハ若者組等ト称スル団体ハ県下各町村ノ大字或ハ小字ヲ区域トシテ其数大小幾千ニ及ヒタリ而シテ之等ノ団体ハ隠然トシテ社会上一種ノ自治団体ヲ形成シ其行動ニ関シテハ決シテ他ノ制肘干渉ヲ充サ、ルモノトス（中略）之等各団体ニ於ケル積年ノ情弊ハ倍々地方青年ノ風紀ヲ紊リ軋轢紛争ヲ能事トシ弊習蛮風ニ耽溺シ殆ント匡正ノ途無ニ至レリ然ルニ従来ノ習慣トシテ苟モ青年子弟ニシテ年齢十四歳ヨリ三十歳前後（結婚ニ至ル迄）ニ至ルモノハ悉ク強制的ニ加盟結社セシムルヲ以テ之等ノ団体カ畜ニ少年子弟ヲ蠱毒セルノミナラス学校教育地方風化ニ累ヲ及スコト甚大ナリシハ識者常ニ憂慮セシ所ナリ

右の引用によれば、備後・安芸地方には古くから大字や小字を単位に若連中・若者組と呼ばれる集団が「自治団体」として存在し、村落社会で大きな力を行使していた。この団体は、地域に在住する未婚のすべての青年子弟を網羅的に組織し、地域の教育・文化・風紀に対する影響力は甚大であった。しかし、いまでは、それらの集団は、若者の風紀紊乱、「弊習蛮風」の温床をなし、各地で「軋轢紛争」を繰り返しており、もはや矯正の余地はない。では、明治二〇年（一八八七）前後に台頭した新しい、非伝統的な青年の組織活動、すなわち自発的な青年結社の場合は、どうか。前掲『取調書』は、次のように記している<sup>(20)</sup>。

明治二十年前後ニ至リ時勢ノ風潮ニ刺激セラレ之カ改善ヲ企ツルモノ多ク或ハ成文ノ規約ヲ設ケ何々社、舎、義団又ハ青年会ト改称セルモノ少カラサリシモ適當ナル統率者ヲ得ルコト能ハサリシ為メ其内容ハ依然トシテ旧套ヲ脱スルヲ得ス能ク其改革ノ実ヲ挙げタルモノナシ然ルニ旧來地方青年間ニ夜学ト称シ冬季長夜ノ季節ヲ選ミ地方有志僧侶又ハ先輩ニ就キ読書習字算盤等ヲ学習スル習慣アリテ當時尚之ヲ持續セシモノ尠カラス之則チ本県青年夜学会ノ前進ニシテ青年団体革新ノ萌芽ト為ス

右の引用によれば、明治二〇年前後に台頭した青年結社もまた、適切な指導者を欠き、旧弊を打破することはできなかった。それに対し、地域の有志・有識者が青年の補習教育を目的に農閑期を利用して開設した「夜学」のなかには、継続的に活動を進めるものが存在し、これが広島県における「青年夜学会」の前身となり、現今の青年会・青年団の設立、すなわち「青年団体」の革新を準備したのである。

では、「夜学」はどのようにして「青年夜学会」へと転じたのか。その契機は、小学校教員が各郡市の壮丁学力調査の成績不振への対応策として夜学会を開催し、学科の補習や実業思想の涵養、壮丁入営の準備に携わったことにある。こうして、明治三五、三六ころ、安佐郡、山県郡、神石郡をはじめ各郡内で、青年夜学会が漸増した。さらに、日露戦争期には、県内各地で青年が出征兵士の送迎や出征家族支援の共同耕作、軍資金献納、戦病死者の追弔会への参列、風儀矯正などの活動にかかわり、「青年夜学会ノ發展ト共ニ青年団体勃興ノ機運」が起こった。すなわち、「従来ノ青年夜学会又ハ若連中ハ漸次其組織ヲ変更シテ遂ニ現今ノ青年団体ヲ樹立スル<sup>(2)</sup>」に至ったのである。

## (二) 体育の奨励と運動会の開催

日露戦争は、徴兵と軍事動員、銃後活動、戦費調達のための重税と国債の購入、勤儉生活を県民に強い、そうしたなか、生命と生活への不安が拡大した。と同時に、住民は戦闘の結果に一喜一憂し、戦勝による戦争の終結に願いを託したのである。住民の生命と生活への不安や勝利への意欲・期待は、さまざまな集合的な行為となって出現した。戦時下の山県郡では、次のような状況が出現している<sup>(22)</sup>。

「留守宅家族慰藉<sup>(マツ)</sup>の爲め特に運動会、幻灯会、児童学芸会等を催し其家族に対しては特別の待遇をなし出征者並に其家族の名譽を表彰す。」「各学校共夜学会を創設し特に壮丁の教育に注意し(中略)同会の教師には村長、助役、医師、僧侶等も加はり学科の外体育の奨励として撃剣柔術等の練習をなし又夜学会に於て便宜草鞋繩綯等をなし其売上代の一部は同会の費用に充て余剰は恤兵金として献納す。」

県民に挙国一致と勤儉尚武を強いる戦時体制は、時間や経費の浪費、華美や軽佻浮薄に陥らない限り、体育の奨励や運動会の実施を正当化した。戦時期の忠誠競争に動員され、苦渋の生活を強いられた地域住民は、連帯感と精神的高揚を求めてそれらの行事に加わった。たとえば、開戦から一ヵ月後の明治三十七年(一九〇四)十一月五日(土)に開催された広島師範学校の運動会では、はやくも、「騎兵突撃」「忠魂義胆」「艦隊運動」「陸戦遊戯」など、戦時期の世相を反映する好戦的な演技が披露され、「同日の観覧者は頗る多く非常の盛況を呈し<sup>(23)</sup>」た。同じ日に開催された賀茂郡竹原小学校の運動会の場合も、「男女生徒はいづれも敏捷に活発に其技を演じ共同運動十三種、個人的競争運動十七種、チャンピオン競争十六回等ありて(中略)運動全く終るや職員生徒を引率して場内に整列し校長の告辞あ

りて後 天皇皇后両陛下並に 皇太子皇太子妃両殿下の方歳を三唱し目出度閉会」した。「当日は恰も好天気として近  
在より集まれる参観者無慮四千余人<sup>24)</sup>」という盛況であつた。戦時下にあつて、多数の父母・住民が運動会に参集  
し、児童たちの演技や競走に声援を送り、戦勝への願いを込めて競技の結果に一喜一憂したのである。

運動会の開催や体育の奨励、撃剣柔術の練習は、個別的・単独的な活動ではなく、銃後活動や軍費調達のための勤  
儉貯蓄、奉仕活動、風紀改善など、住民を戦時体制に包摂する多様な活動と結びつき、多くの場合、小学校を中心に、  
地域で生産活動に従事する卒業生や名望家を巻き込みながら進化した。そのような動向は、とりわけ、小学校を基盤  
に夜学会や補習教育を積極的に展開する地域において顕著であつた。「青年会」「夜学会」「女子会」は、学校教育の  
延長、ないし、補習教育としての性格を有しており、中等教育機関への進学を許されない地域青年男女の向学心や  
向上心と、小学校教師の積極的な努力とが結びつくことによつて現実化した。そこに、軍事的知識への関心や要求が  
伏在したことは、いうまでもない。向学心に燃える勤労青年たちの体育・身体競技への関心は、戦時下の尚武の気風  
や国民精神の高揚と結びつき、その経験は戦後に引き継がれた。その模様を、「広島県各郡市青年夜学会其他矯風の  
団体状況」(明治三十九年七月調)は、次のように記述する<sup>25)</sup>。

安佐・青年会女子会夜学会ニシテ多クハ修身国語算術ヲ授ケ又女子ニハ礼式及家事ヲ男子ニハ遊戯体操ヲ課スモ  
ノ多シ

高田・青年夜学会女子会ヲ主トシ修身国語算術ヲ課スモノ多ク又女子ニハ家事ヲ授ケ男子ニハ実業及体育ノ奨励  
ヲ為スモノアリ

芦品・青年会及夜学会ヲ主トシ小学校ノ教科ヲ授クルモノ多ク又体育奨励及談話討論ヲ為スモノアリ

日露戦争終結を目前に控えた明治三八年（一九〇五）七月一九日、山田春三・広島県知事が発した訓令甲第二五号「普通教育上施設要項<sup>26</sup>」は、安佐・高田・芦品など、県内の先進的実践を正当化し、それを勇気づけるものであった。この訓令は戦後経営を展望しつつ、教育全般にわたって留意事項を示しており、その内容は就学督促、出席督促、精神教育、「体育ノ奨励」、教員修養、社会教育、実用教育の七項目で構成されていた。そのうち「体育ノ奨励」については、「各種ノ運動」を行い、「衣食住ノ改善」「日常ノ撰生」「学校衛生」に留意するよう促がし、「社会教育」については、「学校ハ地方ニ於ケル文化ノ中枢タリ」としながら、「青年夜学会」「通俗的講談会」の開催や「新聞雑誌及図書ノ閲覽場」の開設による知識開発を奨励した。学校を地方文化の「中枢」とみなして知識向上のために各種の企画を実施させ、「各種ノ運動」によって「体育ノ奨励」をしようとしたところに、訓令甲第二五号の新基軸があったといえる。

## 2 日露戦争後の「地方青年団体」の組織化と体育・身体競技

（一）町村青年会・郡青年会の設立と事業の定型化——「青年会設置標準」の制定——

日露戦争後、各町村において青年団体結成の動きが台頭し、沼隈郡青年会の結成（明治三九年一月）を端緒に、郡レベルでも青年団体を組織しようとする機運が台頭した。そのような動向を背景に、県は明治四一年（一九〇八）四月、「青年会設置標準」の制定について郡市長会議に諮詢し、翌年から実施することで合意した。「是ニヨリ小部落ノ青年団体ハ漸次町村青年団体ニ統一整理シ町村自治トノ連絡ヲ一層緊密ナラシムルト同時ニ諸般ノ経営ニ関シテハ支部支会ヲ設ケテ内容ノ充実ヲ期スル<sup>27</sup>」ことになり、各地の青年集団は統一的な基準のもと、急速に再編されてい

った。「青年会設置標準」の内容は、次の四点に集約しうる<sup>(28)</sup>。

第一に、地方行政の母体をなす各町村を単位にして青年会を設置し、さらに、それを「統括指導シ事業ヲ図ル」ため、郡青年会を組織することにした(第一項、第二項、第六項)。この組織方針にもとづき、近世以来、旧村、すなわち字ないし小字において村落共同体の自治的慣行を担ってきた若連中・若者組は、郡青年会の「統括指導」下にある市町村青年会の支部・支会に再編され、「充実」が図られることになる。明治維新以降、文明開化と国家建設の障害とみなされ、抑圧されてきた若連中・若者組は、この時点で、新たな対応を余儀なくされたのである。

第二に、「市町村青年会ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ政党政派ニ関与セサルコト」とされ、政治への関与を否定された(第四項)。以後、青年は政治の主体としての存在意義を失い、青年会員の「共同自治」、「地方自治」は、政治から遮断された地平で展開することになる。

第三に、「市町村青年会ハ教育勅語ノ趣旨ヲ遵法シ青年智徳ノ修養ニ勉メ身体ヲ鍛錬シ勤儉力行以テ共同自治ノ精神ヲ養フヲ以テ目的トスルコト」(第三項)とされた。知育、徳育とともに体育、すなわち身体の鍛錬が、教育勅語の精神とのかかわりにおいて、青年会の基準的な目的になったのである。

第四に、そのような目的の規定のもと、市町村青年会の「事業ノ概目」(第五項)が定められ、次のような事業が明記された。(1)「補習教育、壮丁教育、実業教育」、(2)「講演会、談話会及物産品評会等」、(3)「運動会其他共同ノ競技ヲ為スコト」、(4)「実業ヲ為スコト」、(5)「金品ノ貯蓄ヲ為スコト」、(6)「公共事業へ協力スルコト」。

「青年会設置標準」の協定が成立したあと、町村青年会の組織化と並行して、統括・指導・督励機関としての性格をもつ郡青年会の結成が進行する。沼隈郡青年会の結成に続き、明治四一年(一九〇八)には御調郡青年団、世羅郡青年会、甲奴郡青年会、翌四二年(一九〇九)には安佐郡青年会、賀茂郡青年会、深安郡新民青年部、明治四三年(一

九一〇)に山縣郡青年会、明治四四年(一九一)には豊田郡青年会と安芸郡連合青年会が成立した<sup>(29)</sup>。

町村青年会の团长は、原則として小学校長がなり、それを町村長が指導・監督した。郡青年会にあつては、郡長が团长、郡視学が副团长を務めた。町村青年会は、通常、次の三つの活動形態を基本にして運営された。

- (1) 夜学、壮丁教育、試作、栽培、共同作業、公共事業の補助などを行うための「休業日・夜間利用」。
- (2) 毎月一回以上集合し、学科や技術の練習、講話や談話を行う「例会」。

- (3) 毎年一〜二回開催し、議事、報告、講話、表彰、尚老、「其他運動遊戯、講談等ノ余興」を行う「総会」。

なお、会員については、学籍にあるものを除き、地域に在在する青年はすべて入会させることを原則にし、構成員の年齢は地域によって区々であったが、通常、一五歳から三〇歳ないし三五歳までが会員とされた。沼隈郡、佐伯郡、豊田郡などは、「国民教育ノ完成」を期し、小卒後一五歳までの少年を少年部員として青年会に組織した。また、郡青年会は、年数回の役員会と、町村青年会員を招集して開催される年一回の総会をもって運営することとし、総会では「議事、報告、表彰、講演、其他武術、相撲、講談、消防演習、徒歩競争等ノ余興」を行ない、「青年ノ見聞ヲ拡張メ志気ヲ鼓舞スル」ことがめざされた。町村青年会の活動内容については、組織化が進行する過程で、次の六つのカテゴリーに整理されている<sup>(30)</sup>。

- ・「補習教育及精神修養ニ関スルコト」(夜学会、実業補習学校、壮丁教育、少年部・成年部補習教育、講演会・講話会、詔書奉読、見学旅行、演説討論会、雑誌文集ノ発行、就学・出席奨励、器具器械ノ寄贈、労役ノ提供、通俗図書館・文庫、掲示)

- ・「体育ノ奨励及娯楽ニ関スルコト」(略)

・「風紀改善ニ関スルコト」(敬神、表彰、敬老、倶楽部、風紀取締、弊風奢侈ノ矯正、礼儀作法ノ習得、修誼交驩、共同作業)

・「公共事業幫助ニ関スルコト」(労役提供、現勢調査及滞納予告、軍事幫助、消防及夜警、衛生及予防、指導標、慈善及義捐)

・「産業トノ連絡ニ関スルコト」(試作及栽培、桑園及養蚕、農事講習会、農事品評会、其他養魚)

・「基本財産及貯蓄ニ関スルコト」(基本金及貯金、開墾、植林、廢物利用、其他經費ノ余剩)

## (二)「体育」と「共同ノ競技」の奨励

以上のように、新青年組織は、「教育勅語」の趣旨と「非政治性」、「町村制」の原則に即して多岐にわたる事業を実施することが求められた。その際、「運動会其他共同ノ競技」は、市町村青年会の基本的な事業の一つとして意義づけられ、身体の鍛錬だけでなく、「風紀改善」や「共同」、さらには、集団的な力を発現させる機会として期待された。

体育・身体競技の奨励とかわかって留意すべきは、「町村青年会は一町村区を区域として設置すること」という、町村制を基本にした青年会の組織原則である。この組織原則については、郡市長会議で「青年会設置標準」を協議する際、知事が開示した「青年会設置に付注意すべき点」のなかで、次のように触れられていた<sup>31)</sup>。

同一自治区内に各独立せる小団体を造成するは将来相軋し相陥穽するの端を開くものにして各方部割拠の弊之より生じ延て町村紛議の因となり為に自治の發達を阻害するに至らんとす之に反し同一自治区を通じ一団体と

せば其団体全員の会合は即ち自治団体の会同なるを以て親睦談笑して其公同の利益を謀るの念益々深きを致すべきは自然人情の然らしむる所なり局に当るもの深く将来を鑑考して百年の施設を誤らざるを要す

右の組織方針は、青年会の体育や身体競技のあり方を規定した。すでに述べたように、町村青年会の総会では「運動遊戯、講談等ノ余興」の開催が奨励され、郡青年会でも、「毎年大会ヲ開催シテ表彰、講演、競技等ヲ行ヒテ青年ノ見聞ヲ拡メ志気ヲ鼓舞スル」<sup>(32)</sup>ことがめざされたが、そのことは、当局者が運動会や「共同ノ競技」に対して知育・徳育・体育という分節化されたカテゴリーではとらえることのできない集团的・社会的価値、すなわち、町村を単位とする「共同自治」の実現にむけて貢献することを期待していたことを意味する。青年会の身体競技は、教育勅語を精神的な支柱にして智徳の修養や身体の鍛錬、勤儉力行に励む活動であるにとどまらず、旧村（自然村）を基盤にした生活のスタイルやリズムを打破し、青年たちの生活世界を広く町村・郡・県・日本帝国にむけて開放する媒体としても意義づけられていたのである。

### 3 「地方青年団体」の組織的展開と体育・身体競技の奨励

#### (一) 町村青年会・郡青年会の組織的展開と事業の多面化

「青年会設置標準」の協定後、県内各地で若連中・若者組の町村青年会への編入と郡青年会の組織化が進行し、会員数を飛躍的に増大させた。広島県は名実ともに「地方青年団体」の先進県となり、明治四三年（一九一〇）には文部省によって全国第一の成績と評されるようになる。組織的な飛躍の過程を、広島県内務部学務兵事課が大正二年（一九一三）八月に公表した「広島県青年団体發達の状況一覽表」<sup>(33)</sup>をもとに検証しておこう。「一覽表」には、明治三

表3 広島県における地方青年団体の組織・活動状況（明治37～45年）

| 調査年月    | 郡青年<br>団体数 | 町村青年団体<br>数               | 町村青年団体<br>会員数 | 施設事項   |
|---------|------------|---------------------------|---------------|--|
| 明治37年5月 | 0          | 169                       | 5,652         | 夜学会、壮丁教育、講話会   |
| 明治38年5月 | 0          | 519                       | 17,302        | 夜学会、壮丁教育、講話会、戦時に関する奉公、後援的事業  |
| 明治39年7月 | 1          | 555                       | 32,683        | 夜学会、壮丁教育、講話会、農事講習会、開墾、桑園設置、養蚕、撃剣、柔道、運動競技会、風紀改善、道路橋梁修繕等公共事業補助   |
| 明治40年5月 | 1          | 717                       | 47,696        | 夜学会、壮丁教育、講話会、講習会、共同試作、開墾、養蚕、樹栽、撃剣、柔道、角力、銃槍、運動競技会、就学督促、雑誌発行、風紀改善等の公共事業の補助   |
| 明治41年7月 | 2          | 750                       | 55,376        | 補習教育及精神修養に関すること  |
| 明治42年7月 | 11         | 480<br>支会または部会<br>(1,223) | 86,551        | 夜学会、壮丁教育、実業補習教育、講演会、講話会、見学旅行、学事補助、図書館、文庫雑誌発行<br>体育及娯楽に関すること  |
| 明治43年7月 | 12         | 447<br>(1,724)            | 89,634        | 武術、相撲、体操、水泳、運動会、遠足、登山、競争、講談<br>風紀改善に関すること  |
| 明治44年7月 | 12         | 468<br>(1,852)            | 94,328        | 敬神、表彰、尚老、倶楽部建設、風紀取締、弊風奢侈矯正、吉凶慶弔、共同作業   |
| 大正元年7月  | 12         | 472<br>(1,929)            | 96,056        | 公共事業補助に関すること<br>労役提供、軍事補助、消防衛生、指道標、慈善義捐<br>産業との連絡に関すること<br>試作栽培、桑園養蚕、農事講習会、農事品評会、堆肥舎、害虫駆除<br>基本財産並貯金に関すること<br>基本金積立、規約貯金、植林、開墾 |

注：広島県内務部学務兵事課『広島県青年団体状況取調書』（大正2年8月）による。  
鹿野正直『日本資本主義形成期の秩序意識』筑摩書房、1969年、475頁をも参照。

七年（一九〇四）五月から大正元年（一九一二）七月までの九年間にわたる郡・町村ごとの団体数、団員数、年間経費、「主ナル施設事項」、「沿革大要」が記載されており、その間の広島県における「地方青年団体」の活動状況を知ることができる（表3、参照）。

広島県における青年会の組織的動向と事業展開を考察した鹿野政直の研究によれば、そこには二つの特徴が存在した<sup>34</sup>。一つは、青年の組織率の飛躍的な増加であり、もう一つは、事業展開の多面化である。

まず、組織率の増加について、鹿野は、とくに明治三八年（一九〇五）、三九年（一九〇六）、四二年（一九〇九）が著しいとする。そのうち、明治三八年の増加は、戦時下の諸活動を反映しており、明治三九年のそれは、内務・文部両省による奨励の結果であるとする。明治四二年の増加については、前年一〇月一三日に発布された戊申詔書の影響によるものとみなす。

さらに、鹿野は、会員数の急増だけでなく、青年団体が行政単位を基準にして整備される傾向に着目し、それが連合体としての郡青年団の結成と連動していることに注意を促がす。事業内容の多面化とは、鹿野によれば、補習教育・精神教育、体育・娯楽、風紀改善、公共事業補助、産業との連絡、基本財産・貯蓄奨励など、多様な事業や活動が展開していったことを意味するが、これについては、それまで農閑期、あるいは一日の労働を終えたあとの学習活動の機関であった青年会が、あらたに青年の全生活に食い込もうとして、彼らを二四時間拘束しようとした結果であるとみなす。鹿野によれば、そうした傾向は、官僚的形式主義によって助長されたのである。以上のような鹿野の考察を念頭に置きつつ、以下、体育・身体競技にかかわる諸動向を検討することにしよう。

## （二）町村青年会・郡青年会による体育・身体競技の奨励

表3に示すように、「青年団体」の「施設事項」欄に体育や運動競技に関する記述が登場するのは、明治三十九年（一九〇六）七月の調査以降である。そこには、「撃剣柔道、運動競技会」が記されていた。日露戦後、すなわち、明治三十八年（一九〇五）後半から三十九年（一九〇六）前半に至る時期、行政サイドでも、撃剣や柔道、運動競技会を青年団体・青年会の事業として注目するようになったのである。おそらく、「身体ノ鍛錬」や「各種ノ運動」の奨励を説いた訓令甲第二五号（明治三十八年七月）の影響によるものであろう。いずれにせよ、この時点を初発として、撃剣・柔道・運動競技会が町村青年会の事業として位置づくことになったといえる。

次に、翌明治四〇年（一九〇七）五月になされた調査の結果、新たに「角力、銃鎗」が加わった。そのことは、より庶民的な身体競技である角力（相撲）が各地の青年会で行われるようになったこと、さらには、青年会と在郷軍人会の提携が進み、「銃鎗」が注目されるようになったことを示している。

なお、「一覽表」では、明治四一年（一九〇八）七月の調査以降、体育・身体競技に関する「施設事項」は「武術、相撲、体操、水泳、運動会、遠足、登山、競争、講談」という記述で統一され、「体育及娯楽ニ関スルコト」というカテゴリーのもとに一括され、以後、同じ形式が踏襲されるようになった。このことは、調査の統括者である広島県学務課が、この時期、青年会の体育・身体競技をそのような活動内容として理解していたことを示す。加えて、身体競技を「体育及娯楽ニ関スルコト」というカテゴリーのもとに一括したことは、それらを身体の鍛錬や修養だけでなく、娯楽としても認めていたことを意味する。と同時に、上述の一括した記述の形式は、すでに明治四一年の半ばには、県下の町村青年会においてある程度まで体育・身体競技に関する活動が浸透し、共通性をおびながら普及していたことを示唆している。

次に、明治四二年度の現況を示す広島県内務部学務課（編）「広島県青年団体状況概要」から、県内各町村青年会

の体育・身体競技に関する概要説明を抜粋しておこう<sup>(35)</sup>。

武術及相撲 撃剣、柔道を練習するもの多く又銃槍を為すものあり相撲も亦広く行はる武術道場を有するもの尠からず

体操及水泳 主として器械体操を練習し又兵式教練を行ひ又稀に水泳を練習するものあり

運動競技会 小学校の運動会と連合して各種の演技を為し又単独にて之を行ふ

遠足、登山及旅行 会員合同して長距離の旅行（一日行程位を）為し又遠足、登山を為す

講談 講談師を招きて忠孝節義の講談を聞く

其他謡曲又は華道の練習を為し或は会員にて音楽隊を編成するものあり

右のように、明治四二年（一九〇九）には、撃剣と柔道、とりわけ相撲が盛んで、水泳や体操、銃槍を実施するところもあつた。兵式教練・銃槍・器械体操の実施は、青年会と在郷軍人会の提携が進行していたことを示す。運動会については、小学校運動会に参加するだけでなく、独自開催もあつた。ただし、総じて、相撲・撃剣・柔道・水泳などの在来型の身体文化・身体競技の普及率が高く、西洋起源の外来型種目は、器械体操や運動競技会の徒競走などにとどまっていた。

右の「概要」説明を大正元年（一九一二）七月の調査結果と比較した場合、次のような変化があることに気づく。以下、四点にわたって指摘しておこう<sup>(36)</sup>。第一に、相撲であるが、「相撲も亦広く行はる」という記述が、「就中相撲ハ最モ広く行ハレ居レリ」に変化しており、そのことは、相撲の普及・定着がさらに進行したことを示している。

第二に、水泳であるが、「稀に水泳を練習するものあり」から、「稀に」が消え、「水泳ヲ練習スルモノアリ」という表現に変わった。水泳を実施する青年会が以前より増えたものと思われる。

第三に、「運動競技会」については、「春秋ノ候ニ於テ小学校ト連合シテ運動会ヲ催シ」と変更された。そのことは、運動会が春秋の二度にわたって開催され、加えて、小学校と青年会員の連合行事としての性格をもつようになったことを示している。

第四に、「遠足、登山及旅行」という項目が、「遠足登山及競走」に変化し、前回の調査結果では記述されていなかった「長距離競走」が加わった。持久力は日露戦争後、気力や精神力とともに日本陸軍が最も重視した人的資質の一つであった。「長距離競走」の出現は、そのような時代の要請を彷彿させるが、加えて、運動会種目であった「徒競走」が脚光を浴び、独自の種目として実施されるようになったこと示唆する。運動会の競技化が進行したのである。

なお、「講談」については、基本的に変化はない。また、「其他謡曲又ハ生花ノ練習」については、「華道」が「生花」に代わり、あらたに「蓄音機」の設置という表現が加わった。蓄音機を所有、または利用する青年会が増加したことを示す。

以上のような各種目の実施状況の変化に加えて、町村青年会において運動会や競技会などのイベントが重視されたことに注目しておこう。総会については、「毎年一回乃至二回又は臨時に之を開き議事、報告、講話、尚老、表彰及余興を為す<sup>37)</sup>」ことを範例とし、余興として、しばしば、相撲や撃剣、徒競走が演じられた。たとえば、明治四〇年（一九〇七）、山県郡上殿村青年会は、「風儀矯正を主なる目的」として「村内各部落の若連中を統一」し、夜学、共同貯金、記念造林、記念文庫などの事業を開始するために発会式を挙行するが、「当日は余興として書画古器物展覧会、正條植用具陳列、生花、餅撒、相撲、綱引、福引等<sup>38)</sup>」を実施している。郡青年会の場合も、年一回の総会

では議事・報告・表彰・講話と余興を実施することとされ、余興として「講談、撃剣、柔道、角力、徒歩競争、消防演習等をなす」ことを通例とした<sup>39)</sup>。青年会の身体競技は、総会のあとの余興競技に示されるように、娯楽性をとらないながら実施され、地域に浸透していったのである。もちろん、道場や倶楽部などの日常的な練習施設を設置していない青年会の場合は、体育・身体競技は多分に、一過的な行事への動員という制約をまぬがれなかった。とはいえ、競技的イベントには多数の応援が集結し、青年会の活動に組織性や大衆性、明朗性を付与するうえで重要な役割を演じた。その動員力は、年に一度の郡青年会の総会の成否を左右するほどの意義を有したのである。

#### 4 「優良青年団」と体育・身体競技活動

##### (一) 撃剣・柔術・角力・運動会・器械体操

郡長や県知事から表彰された町村青年会の場合、「夜学」「慈善」「殖産」とともに「体育」は基準的な事業に位置づけられていた。たとえば、明治三十九年（一九〇六）九月に創設された賀茂郡内海町青年会は、「会員共同以て運動器械を備へ時々相会して運動をなし且つ明治三十九年以来、毎年一回大運動会を挙行せり」。また、同郡仁方町仏教青年会は、明治三十九年（一九〇六）九月、仁方青年会に改組したあと、「会員共同を以て撃剣道具を備へ時々相会して剣道を練習し且つ三十九年以来毎年一回遠足旅行をなせり<sup>40)</sup>」。さらに、安佐郡大林村青年会憲慎会の場合も、「明治三十七年以降尚武の氣象を養成し心身を鍛錬する為め別に定むる体育部規定に依り撃剣柔道を奨励し現在部員二十九人にして隔夜之を練習す毎土曜日小演習会を開く」。その結果、「本会員は熱心に補習教育を受けつつあるのみならず能く和衷協同し着実勤勉の風ありて旧来の悪弊を脱却せり特に武道を奨励せる結果尚武心の養成心身の鍛錬上其効果少なからず<sup>41)</sup>」。以上のように、撃剣・柔道などの武術の練習と運動会の開催が、この時期、優良青年会の事

業として重要な位置を占めていた。

そのような動向と関連して、留意すべきは、先進的な青年会の体育・身体競技に関する事業や活動が、町村レベルの企画にとどまらず、それまで若連中のテリトリーであった字レベル、すなわち、支部や支会に及んでいることである。沼隈郡山南村青年会を例に取ろう。沼隈郡は県内でも青年会発祥の地といわれるほど青年団活動の活発な地域であった。山南村では明治三八年一月に全村レベルの青年会を立ち上げ、明治四一年四月には「沼隈郡町村青年会準則」にしたがって会則を改正、その際、「運動会及運動器具の設備」を重視し、「毎年春秋二季に開催す又各支部に鉄棒其他の器具を設置し体育の奨励を図る<sup>(42)</sup>」ことにした。明治三八年三月、村内の青年組織を統一した沼隈郡神村青年会でも、「各支部に倶楽部を設置し（特に建設せるもの三其他は民家堂宇等を使用して仮倶楽部を設け居れり）図書館新聞運動器具を備へ会員の夜学又は運動娯楽を為さしむ」ことにし、「休日には倶楽部に集合し生花、角力、擊劍、器械体操、骨牌、碁、将棋等を為す<sup>(43)</sup>」ことにしている。

また、山南村が運動会の開催や運動器具の設置を介して支部活動の活性化を図ったのに対し、神村では、支部における体育活動や娯楽として、角力や擊劍、生花、碁や将棋などの在来文化が活用された。これに類似した動向は、明治三五年（一九〇二）二月に「謡曲稽古会」を立ち上げ、明治三九年（一九〇六）二月、それを母体に村内統一組織に改組した沼隈郡熊野村青年会にも該当する。ここでは、「所々に体操器械を備へて練習せしめ隔年一回運動会を開催せり又旧来此地方に行はれたる「ハネ踊」及角力は最も盛に行はる<sup>(44)</sup>」。つまり、器械体操や運動会より以上に、「ハネ踊」と角力がポピュラーであった。ハネ踊とは、沼隈郡一帯に広く普及し、夏の氏神祭には若連中によって奉納された民俗舞踊である。そのことは、旧来から若連中に担われていた民俗舞踊や土着の文化が、町村青年会のなかに吸収されようとしていることを意味している。と同時に、この事例は、町村青年会の活動が末端や周辺に行き渡る

ためには、器械体操や運動会だけでなく、土着の芸能や文化に依拠せねばならなかったことを示唆している。支部・支会レベルの場合、青年会の事業や娯楽の多くは、自然村の生活や労働、民俗的祭りとは不可分であった。

そのことに関連して、この時期、総じて、相撲・撃剣・柔道・水泳などの在来型の身体文化や身体競技が普及し、西洋起源の外来型の種目は、器械体操や徒競走などにとどまっていたことに留意しておこう。つまり、軍隊経由の体操器械や一過的な運動会の徒競走より、相撲・撃剣・柔道のほうが影響力をもっていたのである。ただし、その場合、在来型といっても、必ずしも、それが土着の生活に根ざす身体運動や娯楽であることを意味しない。ここにいう在来型とは、いみじくも、旧来の若連中は「適當なる運動及娯楽の期間を欠如せるか為め精神上身体上の嗜欲を満たすこと能はざること等にして青年の自覚心を惹起啓発するの途を得ざりしもの<sup>(45)</sup>」と、広島県内務部学務課が述べていたように、若連中や在地の生活者にとつては、必ずしも在来的なものではなく、多くは、師匠や師範、教師を介して外から、あるいは、上から持ち込まれたものであった。次に、そのことについて考察することになろう。

## (二) 撃剣・柔道・角力の振興——神石郡小野村青年会「尚剛団」——

沼隈郡赤坂村青年会と神石郡小野村青年会は、明治四三年（一九一〇）三月、小松原文相から「優良青年団」として表彰された。両者は、撃剣の振興を青年会の事業として重視する点で共通する。

まず、沼隈郡赤坂村青年会であるが、明治三六年（一九〇三）一月、すなわち、日露開戦直前に「国民的敵概勃興」の機運を背にして結成され、戦中期には留守家族の耕作補助、戦死者の葬儀支援、貯蓄奨励、山野の開墾に従事した。明治四一年（一九〇八）四月、沼隈郡町村青年会準則に準じて会則を変更し、以後、体育・身体競技・娯楽に關して、次のような事業に取り組んだ<sup>(46)</sup>。

・倶楽部設置 各支部ニ倶楽部ヲ設置シ図書及運動器具ヲ備付ケ會員ノ夜学休養其他集会用ニ充テ現今十一支部ニハ悉ク之ヲ設置セリ

・娯楽 休業日ニハ生花、謡曲、茶湯、擊劍等ノ練習ヲナシ時々養漁場ニ於テ釣魚ヲナスコト、セリ

・擊劍部設置 青年ノ元氣ヲ鼓吹シ心身ノ鍛鍊ヲナサシメンカ為メ明治四十四年八月擊劍部ヲ設置シ擊劍道具ヲ三組ヲ購入シ練習セルモノ四十五人（入営者ハ必ス出席スルコト）ナリ

一方、神石郡小野村青年会の場合、小学校長と村内有志が奔走し、明治三十九年（一九〇六）五月、約四〇名の青年を結集して会の事業を開始した。明治三〇年（一八九七）ころ、同村には「正念会」と称する青年集団が存在したが、内紛によって瓦解し、久しく後継組織の誕生が待ち望まれていたのである。小野村青年会は設立の翌年、すなわち、明治四〇年（一九〇七）五月、「尚武の氣象を養ひ身体を鍛練する」ことを目的に「尚剛団」を付設する。さらに同年一〇月、植林、基金増築、農事改良、道路整備、体育奨励、風俗改良、兵役関係者の優遇・支援、善行奨励、消防組設立、児童出席督励などの「企画事業及其遂行方法」を協定し、活動を本格的に開始した。そのうち、体育奨励については、「体育上柔道角力擊劍を主とし其他運動上あらゆる方法を励行すること」とし、「遂行方法」として、「開会の度毎必ず武技を演ずること、付属尚剛団を益々發達せしむること、毎年二回必ず運動大会を開催すること」を決めた。「尚剛団」については、より具体的に、「毎月六回乃至九回団員集合して擊劍、柔道、角力の練習をなし此他毎年二回以上斯道修業のため団員合同して他地方へ旅行す」ることを協定している。そのような取り決めにもとづく活動が評価され、明治四一年（一九〇八）一〇月、神石郡長から表彰された。明治四二年（一九〇九）四月には、

村民一致の協議をもつて「義務教育機関」として位置づけ、全村的な支援をすることになった。さらに、明治四三年（一九一〇）一月、村内に「智徳ノ修養体育ノ奨励」を目的とする私立小野青年実業補習学校を小野尋常小学校内に設置した。

以上によつて明らかのように、小野村青年会は、撃剣・柔道・角力などによる身体と精神の鍛錬を重視し、付設の「尚剛団」を組織的な核にして活動を展開した<sup>(47)</sup>。ちなみに、明治四五年（一九一二）には、青年会の正会員約百名のうち四一名を「尚剛団」に組織し、農繁期を除く毎月六〜九回、師匠格の熟達者を「指南役」にしながら練習を積んだ。そのうち三一名が定期的に参加したといわれている。「尚剛団規則」の主要な条目を示せば、次のようになる<sup>(48)</sup>。

・精神ノ鍛錬体育ノ発達ヲ図ルト同時ニ尚武ノ氣象ヲ養フヲ目的トス（第一条）

・団員ハ毎月六回以上会合シテ撃剣、柔道、角力ノ練習ヲ為シ且毎年斯道修業ノタメ他地方へ合同旅行ヲナスモノ

トス（第四条）

・団員ハ技倆ノ程度ニヨリテ左ノ階級ニ分ツ

初段、段外ノ甲、段外ノ乙、段外ノ丙」（第七条）

・団員ハ別ニ定ムル団員心得ヲ遵奉シ各階級ノ制度ヲ嚴格ニ保持シテ下級者ハ上級者ニ絶対ニ服従スルモノトス

（第八条）

・本団規則ノ改廃ハ青年会總會ノ決議ニヨリテ行フモノトス（第十条）

留意すべきは、第八条に典型的に示されるように、上級者と下級者、師匠と弟子といった権威的な権力関係が重視され、青年たちの自治と自由が尊重されなかったことである。なお、第八条に規定する「団員心得」は、次のようなものであった<sup>49)</sup>。

第一条 柔道試合ヲナス時ハ総テ先生、高弟ノ指導ニ従ヒテ進退シ我意不遜ノ挙動アルヘカラサルコト

第二条 家に在リテハ総テ家業ニ勉励シ苞且ニモ酒色ニ耽溺シ怠情飽厭ノ所為アルヘカラサルコト

第三条 最上ニ敬禮ヲ盡シ等輩ニ信義ヲ致シ粗暴倨傲ノ所為アルヘカラサルコト

第四条 血氣ノ小勇ニ誇リ争鬪ヲ好ミ他人ヲ侮慢シ世人ノ嫌忌ヲ来ス等ノ所為アルヘカラサルコト

第五条 道徳ヲ修メ実業ヲ主トシ浮華文弱等ニ流ルルノ所為アルヘカラサルコト

第六条 名誉ヲ尚ヒ廉恥ヲ重シ賤劣貧汚ノ所為アルヘカラサルコト

以上から、「団員心得」の基本的な精神が、武士的礼節と報徳主義的インダストリアリズムの融合にあることは明白である。小野村の村長や小学校長、教導者や青年会の事業に関与した村内の指導的人物は、上述の「団員心得」に沿って村の若衆・若者を「公民」「国民」に導こうとしたのである。

第三節 体育・身体競技の奨励と「若連中」の再編——広島県佐伯郡大竹村青年会——

1 大竹村青年会の設立と「若連中」の再編——若衆の「公民」化——

広島県における「地方青年団体」、すなわち、町村および郡青年会・青年団の組織化をめぐる基本的戦略は、風

俗・風紀改良という名目で土着の習俗や風習、民俗的祭りが内包した「自治的慣行」、および、その主要な担い手であった若連中と対抗し、町村単位の青年会・青年団に再編・統合することにあつた。その際、体育・身体競技は、戦略的な意義を担つていた。以下、広島県佐伯郡大竹村青年会の事例をもとに、青年会の設立・「若連中」の再編と体育・身体競技の関係を明らかにすることにした。

さて、大竹村（明治四三年一月、町制施行）は、山口県との県境に位置し、慶応年間の長州征伐の際には戦火にまみれ、大きな被害を被つた。明治後期の大竹村の戸数は千百、人口約七千、農業・商業・工業の職業構成は、ほぼ均等であつた。海外への出稼ぎ者も多く、「村民の気質勇敢進取的」で、「撃剣柔道の如き武道の盛に練磨さるる」こと<sup>(50)</sup>で知られていた。村を構成する八つの区（旧字）には各区割拠の気風が横溢し、挙村的な事業の実施は困難であつた<sup>(50)</sup>。全村の融和を欠き、しばしば、村当局者や警察官を煩わしたのである。そこで、「先づ青年の風紀を一新し一致共同の念を養ひて部落的悪習」を払拭することを目的に、明治三六年（一九〇三）以来、小学校教員や有志が青年団の結成を試みた。しかし、その試みは成功せず、同窓会の組織化に着手する程度にとどまつた。そうしたなか、明治四年（一九〇八）九月、大竹村青年会の結成が決まり、翌十一月、小学校講堂で臨時総会を開き、戊申証書奉戴式を挙行する。式後、茶話会と福引があり、そのあと余興に移り、校庭で角力と撃剣が盛大に行なわれた。

明治四五年（一九〇二）には、次のような組織状況を示している。

- ・ 少年部（二一年以上一五年未満） 一八八人
- ・ 成年部（一五年以上二〇年未満） 一三七人
- ・ 壮年部（二〇年以上三〇年未満） 二〇〇人

大竹村青年会の成立にあたって、三つの契機が有効に作用した。一つは、同窓会の組織的な拡大である。青年会は、同窓会を組織的な母体にし、かつ、在来の若連中との「融合」を図ることによって成立した。いみじくも、明治三〇年代末、山本瀧之助が「若連中団体の所謂若者は、今日に至りては最早何れも学校の出身者にして、若連中即校友会又は同窓会なり、若連中以外新たに校友会、同窓会を作るの必要あるなく、之れを作るも若連中を別にしたる校友会等は終に何等社会的勢力を得る能はざるが如し。」と語っていたが、日露戦争後、義務教育の就学率は九〇パーセントを超え、大竹村でも同窓会と若連中の人的なオーバーラップが進行していたのである。加えて、青年会設立の前年には、義務教育年限が四年から六年に延長されていた。義務教育の延長を円滑に実現するためには、若連中の構成員の一部を新たに学校の生徒として吸収せねばならず、若連中との調整なくしてそれは不可能であった。新青年会を設立し、そこに若連中を再編することが、どうしても必要だったのである。

二つには、町村長と小学校長による青年会組織化への積極的な関与がある。この動きを加速したのは、明治四一年（一九〇八）七月の佐伯郡当局者による町村青年会準則の作成であった。これを契機に郡内各村で青年会設立の動きが活発化し、明治四二年（一九〇九）九月の佐伯郡青年会の成立でピークをむかえ、同年一二月までに小方・玖波・大竹・阿多田・木野・栗谷の各村に青年会が成立する。大竹村青年会の誕生は、全郡的な規模での若連中の再編と青年会の設立に先鞭をつけた<sup>(51)</sup>。

もう一つの契機は、村の名誉職や教導職、有力者の青年会設立運動への結果と、警察関係者、とりわけ、大竹分署長の積極的な支援である。発会式には、会員約四百名に対し、郡長・郡幹部・郡会議員・村長・校長をはじめ、行政

関係者や村会議員・警察幹部・郵便局長・学務委員・学校医など、約二百名におよぶ来賓が出席した。前年には、郡内各村に在郷軍人会が結成されていた。町制を施行した明治四三年（一九一〇）の四月に大竹町婦人会が誕生し、同じ年、大竹信用販売組合、大竹町製紙組合が設立されている。翌年の四月には、村内名望家の寄付をもとに大竹町青年会館が落成した。青年会設立事業は、地域の有力者・指導層を日露戦後経営期の地方改良運動の推進にむけて結集する梃子でもあった。この時期、内務省や文部省による「模範事蹟」の表彰が、地方団体（行政村）、市町村吏員、篤志者、青年団を対象にして展開していくのである。

大竹村青年会は、会の目的を「青年ノ智徳ヲ修養シテ国体ヲ尊重シ忠孝ノ道ヲ弁ヘ身神ヲ鍛錬シテ良風美俗ヲ振作シ勤儉力行ヲ奨励シ特ニ和衷協同自治ノ習慣ヲ作り公民タルノ美質ヲ養成スルヲ以テ目的トス」と定め、事務所を尋常高等小学校に置いた。ただし、全村レベルでの青年会の事業は、学科の補習や大講演会、身体鍛錬に関する諸行事、入退営兵士の歓送迎にとどめ、日常的活動は、若連中の組織的母体であった「事業区」（支部）に委ねていた。事業区Ⅱ支部に倶楽部を開設し、そこを拠点に「自治的」に事業を行わせようとしたのである。たとえば、第一事業区（字上市）は開墾による麦種栽培、第二事業区（字次市）は水田五反歩の試作、第五事業区（字下市）は勤儉貯蓄、第七事業区（字小島新田）は蚕の共同飼育など、事業区ごとに特色ある事業を展開させ、自主財源の確保に努めさせている。さらに、これまで若連中が運営してきた消防組の事業を各事業区（青年会支部）に移行させ、消防器具や太鼓、山車は各事業区（支部）の所属とした<sup>52</sup>。祭礼当日の運営、すなわち、飾り山の運行や雑踏の整備は各事業区（支部）にまかせ、「時間励行」を奨励した。

以上のように整理すると、大竹村における青年会組織化の核心は、各字に存在した若連中とその事業を村青年会の事業区（支部）に再編し、一方で独自の事業を展開させながら、もう一方で、全村レベルの行事や事業を実施して若

衆の「公民化」「国民化」をめざしていたことがわかる。「若連中」の再編は、(1) 盆踊り・氏神祭礼の改良、(2) 「身体鍛錬」の事業化を基軸にして展開した。

## 2 盆踊り・氏神祭礼に対する統制と善導

大竹村（明治四三年一月以降、大竹町）の青年会が実施しようとした事業は、他の町村青年会と同様、きわめて多岐にわたっていた。例示してみよう<sup>(53)</sup>。

- ・実業補習学校（明治三七年九月、創立）の入学督励、壮丁教育、講演会の開催、新聞雑誌の回覧、身体鍛練などの「教育に関する事項」
- ・火災消防、諸種の公共営造物に対する労力の提供、集会開催に際しての接待や看守、児童出席督励、掲示板の設置、納税管理組合の設置、公衆衛生法励行補助などの「公共事業及共同作業に関する事項」
- ・開墾、共同栽植、害虫駆除、製紙組合規則・商業組合規則励行の援助などの「産業との連絡に関する事項」
- ・個人貯金、共同貯金を含む「勤儉貯蓄に関する事項」
- ・入退営兵士の歓送迎、在営兵士の慰問、遭難者救助などの「会員相互間の慰藉に関する事項」
- ・俳諧、読書、囲碁・将棋、謡曲、浪花節、浄瑠璃、尺八などの「会員の娯楽事項」
- ・時間の励行、勤儉貯蓄、高齢者の慰藉、軍人とその家族の優待・慰安、長上に対する軽蔑的言動の絶滅、青年男女の淫風矯正、落書の禁止、街頭放尿と放歌高吟の禁止、野荒しの禁止、盆踊りの改良、氏神祭礼供奉行列の改善、賭博的娯楽の廃止などを含む「風紀改善に関する事項」

右のうち、初期の段階で青年会が最も精力的に取り組み、成果をあげたのが、風紀改善に関する事項であった。なぜなら、この地域は、「古来風俗粗野人情陰悪ニシテ争鬪乱行其名遠近ニ籍ケリ就中青年ニ武技ノ嗜アルヲ以テ其弊甚シク夙ニ世人ノ忌彈スル所タリ加之一般ニ部落的感情頗ル旺盛ニシテ村内ノ八部落民ハ各割拠相軋スルノ風アリ是ヲ以テ全町ノ一致融和ヲ欠キ町当局者ハ勿論警察官其他上司ヲ煩シタルコト甚尠カラス<sup>54</sup>」という状況にあり、そうした弊風を改良することが、日露戦後経営を末端でささえる「地方自治体」建設の最重要課題だったからである。それゆえ、習俗や慣行の根幹をなす若連中の影響力を抑制し、組織を改造すること、すなわち、新青年会の設立が町村の風紀改造の基本戦略となった。その際、戦略上の環に位置したのが、若連中がその姿を顕在化させ、象徴的なレベルにおいて力を誇示し、その勢力を再生産する場とした年中行事、とりわけ盆踊りと氏神祭礼であった。

盆踊りの場合、旧暦七月一四日から二二日までの八日間わたって実施され、参加者は互いに変装し、男女入り混じって徹夜で踊り明かし、警察の制止も一切聞き入れなかった。ところが、青年会の設立を契機に、開催期間を四夜に減じ、変装もやめて男女別々に踊り、午後二時には解散するようになる<sup>55</sup>。村の行政当局や学校長、警察、村内有力者による若連中対策が、功を奏したのである。

氏神祭礼は、陰暦九月一九日に行われた。例年、各部落の若連中が「一種異様ノ服装ヲナシ剩ヘ酒ヲ仰キ傍若無人ノ言動ヲナシツ、山車ヲ挽キ」、互いに鬪争を挑んで衝突を繰り返した。衝突の場面に「許多ノ老幼悉ク群リ来リ鉄拳両下瓦礫飛ヒ砂灰撒カレ夜間九時又ハ十時ニ至ルマテ混乱鬪争シ警察官モ之ヲ鎮ムルコト能ハス時トシテ負傷者ヲ出シ之レカヲ為メ遂ニ祭典ヲ行フコト能ハサルコトアリ此雑鬧ヲ觀ンカ為ニ近郷数里ノ村邑ヨリ入り来ル者多カリシ程ナリシ」。近隣の村民もこの祭りに繰り出し、若衆の儀礼的暴力を見て収穫期の喜びを高揚させ、参詣者の一員とな

って社会的なエネルギーを表現しようとした。ところが、氏神祭礼もまた、青年会の設立を契機に「改善」され、「明治四十一年以来厳正ナル規律ノ下ニ供奉ノ任ヲ尽シ時間ヲ確守シテ些ノ騷擾ヲ見タルコトナシ」という事態が招来する<sup>(56)</sup>。青年会の設立を介して、若連中はその事業区（支部）に再編され、盆踊りと氏神祭礼に象徴される自然村の習俗・慣行が様変わりしていったのである。

### 3 「身体鍛練」と「運動」による「風紀改良」

大竹村青年会の事業のなかで、「身体鍛練」は「教育ニ関スル事項」に位置づけられていた。明治四五年（一九一  
二）七月の時点での「身体鍛練」に関する活動を示せば、以下のようになる<sup>(57)</sup>。

#### 身体鍛練

##### 一、運動ノ種類

撃剣、角力、柔道、棒、薙刀、游泳、器械体操、徒競走

##### 二、開催度数

##### 大会

撃剣

五回

角力

五回

柔道

三回

游泳

一回

棒薙刀

三回

徒競走

二回

##### 常会

撃剣 一八四回

角力 一二五回

柔道

六〇回

三、方法及成績概要

角力、擊劍及柔道ノ練習ハ最會員ノ嗜好スル所ニシテ精神修養ト体ノ練磨トニ多大ノ効果アリ青年風紀改善上最有効ナルヲ認メ将来益發達セシメンコトニ務メツ、アリ擊劍及柔道ハ教師ヲ聘シ夏期及地方勸定季ヲ除キ絶ヘス夜間之ヲ練習ス大会ニハ広島以西柳井以東ノ名士ヲ招待シ又各地ノ大会ニ本会ヨリ撰手ヲ出ス  
角力モ亦指南者を聘シ農繁期ノ外夜間之ヲ課ス大会ノ方法亦前ニ同シ

棒薙刀ハ練習者少数ナルモ其成績頗ル良好ニシテ夏季体力消耗ヲ防ク為ニ課ス游泳ハ夏季大竹川及新港海ニ面於テ三週間規律アル練習ヲナシ遠泳ノ外水難救助法ヲモ習得セシム徒競走ハ大竹小学校運動会ニ付設シ又特ニ大会ノ時ニ之ヲ行フ

四、見学旅行

本町民ハ生業ノ關係上比較的歩行ニ慣レサルヲ以テ毎年二回一日往復十里以上ノ道程ヲ旅行セシメ以テ其脚力ヲ養フト共ニ諸種ノ見学ヲナサシム

但シ各区毎ニ業務ノ關係ヲ以テ適宜之ヲ課シ役員之カ指導指揮ヲナス

以上から、大竹村青年会では夏期や繁忙期を除き、夜間を中心に「大会」と「常会」に区分して角力・擊劍・柔道を実施し、選手による対外遠征も行った。「身体鍛練」にかかわる諸活動は、基本的には教師や師範、役員指揮監督のもとにあり、規律ある練習が求められた。ただし、徒競走は「秋季は大竹小学校運動会に附設し、春季は會員のみにて別に之を行ふ」こととされ、日常的に行つてはいない。兵役経験者が持ち帰った体操器械は学校と各区に設置

されたが、それほど行われず、銃鎗や教練も実施していない。在郷軍人の影響力は少なかったといえる。「撃剣と角力とは会員の最も好むところ」であったが、事業区（支部）ではなく青年会館で実施され、精神の修養や身体の鍛錬だけでなく、「青年風紀改善上最有効」であるとみなされていた。『広島県青年団状況取調書』のなかには、大竹村（町）青年会による身体運動の奨励と「賭博的娯楽ノ廃止」の関係について、次のような記述がある<sup>58</sup>。

本町ニハ又由来賭博的遊戯ノ盛ニ流行セルアリテ殊ニ新年休業中ニハ必ス多数ノ犯罪者ヲ出セシカ輒近青年ハ運動其他正シキ娯楽ニ趣味ヲ持チテ此弊習ヲ根絶シタルヲ以テ延テ中老連ニ至ルマテ好影響ヲ及シ今ヤ大竹ノ地ヨリ殆ント賭博ノ風ヲ掃蕩スルニ至レリ

たしかに、相撲・柔術・剣術や徒競走は、青年会の活動を地域住民や若衆に認知させるうえで大きな役割を担った。青年会館の門柱には「義勇奉行」「忠実服業」という文字が刻印され、青年会の役員や指導者層は、若衆の相撲・柔術・剣術などの嗜みを、「風紀改善」や「義勇奉行」「忠実服業」と結びつけようとした。だが、そのような意図が、どれほどの広さと深さをもって会員や若衆に浸透したのか、定かではない。

すでに述べたように、大竹村では、若者のあいだで剣術や柔術が広く愛好されていたが、剣術の場合、明治の中期ころまで、維新前後から市域に在住していた浪人によって指導されていた程度であり、真影流の免許保持者によって本格的な指導が開始されるのは、明治三九年（一九〇六）ころからである。それまで、本格的な流派剣術や武徳会の影響は、存在しなかった。浅野師範らによって講道館柔道が起倒流とともに大竹村に導入されるのは、明治四二年（一九〇九）のことである。すでに、村内には難波一甫流の朝池道場（明治初年～大正六年）や司箭流の中川道場

(明治一六年〜昭和一〇年)が存在し、柔道ではなく、柔術が影響力を保持していた。それ以降も、講道館柔道と柔術諸流派が並存し、柔の世界は必ずしも柔道に一元化されたわけではない。相撲についても、明治四〇年代には、時波行事をリーダーとする大竹力士部が四〇名ほどの青年力士をかかえており、広島・山口両県の各地で勧進相撲を興行した<sup>(59)</sup>。花相撲は、大正時代に衰退期をむかえるとはいえ、明治末から大正の初期には、なお、氏神祭礼で演じられる地芝居や神楽と同様、笑いと活力に満ちた土俗的世界と関係を保っていた。柔道を含め、伝統的な武術の世界は多元的な様相を呈しており、青年会役員や指導層の意図する権威的な修練がストレートに貫徹したわけではない。

加えて、体育・身体競技は、会員や若衆にとつて、身体の鍛錬や精神修養である以上に「娯楽」であった。青年会の指導に従事したことのある教師はいう。「青年団体の経営に就ては、初めは成るべく真面目なる事を避け、運動遊戯等総じて娯楽の方面を主と致し度く思ふ、然らざれば終にアギ<sup>(アギ)</sup>の来る恐れあり、青年会即補習学校、青年会即農会、青年会即軍隊たらんことは我等の理想にして、其の茲に到らんには先づ其の第一着歩を青年会即運動会といふ辺に置くべきものたるを信ず<sup>(60)</sup>」と。このような見解は、若連中を青年会に再編するにあたり、戦略的な環をなした氏神祭礼の改良にも該当した。県内において積極的に青年会運動を展開した沼隈郡の郡長・阿武信一は、組織化に際しての娯楽的要素の重要性を自覚しながら、「秋の氏神社の祭礼を青年会の大運動会にするがよい」とする説を支持し、次のように語っている<sup>(61)</sup>。

聞けば氏神社の祭礼には多くは神輿を担ぎ廻つて、果ては其の力で喧嘩を始めなどして、折角の青年会の内部を破る様の事があり勝ちとの事であるが、今年は調度幸ひ県庁よりも学校生徒を参拝させるようにとの訓令も出て居るのであるから、これを機会に祭礼のやり方などにも多少の改善を加へたらよかろうと思ふ、併し改善とか

改良とか言つた所で、年一回の農村の娯楽たるお祭を殺風景にした所で仕方がないから、ソコは青年会の運動会を開き、盛に素人相撲など始めたら至極であろうと思ふ。

以上のように、運動会や競技会、武術の演武や試合は、青年会を立ち上げ、その動員力を拡大し、組織を確立するための中核的な事業であった。しかし、若連中を青年会に改組し、多数の若衆・青年を結集して会の活動を軌道に乗せるためには、娯楽的な活動を重視し、そこから着手せざるをえなかったのである。

## 註

- (1) 熊谷辰治郎(編)『大日本青年団史』一九四二年、九二頁。
  - (2) 同上、九二頁、付録一九七頁。
  - (3) 『山本瀧之助日記』明治三八年四月二六日(多仁照廣(編)『山本瀧之助日記』第二卷、財団法人日本青年館、一九八六年、一〇五頁)。
  - (4) 「会報 第五回全国連合教育会」『教育公報』第三〇〇号、明治三八年一〇月一五日、一三三頁。
  - (5) 「地方青年団体と補習教育の關係」(山本瀧之助君寄稿)『教育公報』第二九八号、明治三八年八月一五日、三七〇三頁。
- 山本瀧之助は日清戦争直前の明治二七年(一八九四)四月、沼隈郡千年村で尋常小学校卒業者を対象にした「少年会」を組織し、『田舎青年』(明治二九年)や『地方青年団体』(明治四二年)の出版を介して全国に名を知られるようになり、大正期には講演会や講習会の講師・指導者として全国を行脚し、「青年団運動の父」と呼ばれるようになった。なお、山本瀧之

助については、長志珠絵「青年団イデオログ山本瀧之助に関する一考察」(『歴史評論』第四九四号、一九九一年六月)などを参照。

(6) 瀧之助は、明治三六年六月の時点でそのような組織論に到達していた。同年六月八日の『日記』に「青年会奔走の爲め。此の青年会は若連中。郡長に申入レル。」と記している(多仁照廣(編)『山本瀧之助日記』第二卷、財団法人日本青年会、一九八六年、五二頁)。

(7) 松本参事官の山本瀧之助宛て書簡(明治三八年一〇月六日)。山本高三(編)『山本瀧之助遺稿 青年団物語』一九三三年、七三頁、所収。

(8) 『官報』第六七六五号、明治三九年一月二〇日、四六三頁、および、前掲『大日本青年団史』九三頁、付録一九七〜八頁。

(9) 前掲『大日本青年団史』九三〜九六頁、参照。

(10) 『官報』明治三九年一月二〇日、四六三頁。なお、「地方青年団体概況」は、『教育公報』第三〇四号、明治三九年三月一日、四二〜四三頁にも紹介されている。

(11) 「金江青年会会則」『吉備時報』第十七号、明治三七年二月一日、五頁。

(12) 前掲「地方青年団体概況」四六四頁。

(13) 美囊郡教育会(編)『兵庫県美囊郡誌』一九二六年(臨川書店・復刻版、一九八五年)、六一九頁。

(14) 同右書、六二二頁。

(15) 同右書、六二六頁。

(16) 同右書、六二〇頁。

(17) 同右。

(18) ただし、兵庫県には、郡レベルの青年会の組織化を、美囊郡以上に積極的に展開した郡も存在する。たとえば、宍粟郡の場合、明治三八年(一九〇五)八月、各「字」(小村)の青年集団を「町村青年団」に統合し、明治四二年(一九〇九)一月、宍粟郡青年団を成立させ、以後、大会の余興として、次のような施策を講じている。「而して毎年開催する大会の余興

は主として体育に重きを置き、力量徒歩競争、相撲、撃剣及銃鎗とし、優勝選手に対しては賞品を授与するの外、力量、徒歩、相撲各種別競技に最高優勝を得たる町村支部に対しては、特に一ケ年間優勝旗を授与する事としたるを以て、各選手は己個人としての技倆を競ふのみならず、町村青年団を代表せる責任觀念の下に男性的競技を見る事を得、精神上に及ぼす感化偉大なり。本郡の此の挙に対し阪神大新聞社及山崎新聞社は深く賞揚し、奨励の一端として年々副賞を寄贈せる処なりとす。」(兵庫県六粟郡(編)『兵庫県六粟郡誌』一九二三年(名著出版・復刻版、一九七三年)、二九四頁)。佐用郡の場合も、同様に、明治四〇年(一九〇七)一二月、郡青年団を成立させ、青年の智徳の修養、身体の鍛練、社会の改良、実業の発達を目的とし、講演会・夜学会の開催、勤儉貯蓄、公共・慈善事業への参加、体育の奨励を事業に位置づけ、明治四一年度には「大会(講演、表彰、競技)、夜学奨励、講話会、養雞奨励、撃剣教師設置」に取り組んでいる。やがて、「体育奨励の結果撃剣、角力、徒歩競走等大に盛となり各支団、分団夫々相当の設備を整へ各心身の鍛練を怠らず毎年開催しつ、ある大会に於ける是等競技は実に血湧き肉踊るの壯觀たるを失はず。」と自讃する状況が到来する(兵庫県佐用郡役所(編)『佐用郡誌』一九二六年、二五〇頁)。

(19) 広島県内務部学務兵事課『広島県青年団状況取調書』大正二年八月、一頁。

(20) 同右。

(21) 同右書、五頁。

(22) 『広島県山縣郡内小学校教員及児童の日露開戦以来各方面に対する施設経営状況』『教育公報』第二九五号、明治三八年五月一五日、三九頁。

(23) 『師範学校の運動会』(『芸備日日新聞』第五六七七号、明治三七年一月六日、二頁)。

(24) 『秋季大運動会』(『芸備日日新聞』第五六七九号、明治三七年一月八日、三頁)。

(25) 以下、引用は、『芸備教育』第三二号、明治三九年一月二五日、七頁による。

(26) 『広島県公報』明治三八年七月一九日、二五頁。

(27) 前掲『広島県青年団状況取調書』七頁。

- (28) 前掲『広島県青年団状況取調書』五〇七頁。なお、「青年会設置標準」は、明治四一年五月に広島県が編んだ『民政要綱』のなかにも、「青年会設置に付注意すべき点」「町村斯民会設置標準」とともに収録されている(広島県(編)『広島県史』(近代現代資料編Ⅰ)、一九七四年、八八五〜八八六頁、所収)。
- (29) 以下、郡および町村青年会に関する記述については、前掲『広島県青年団状況取調書』七頁、一一〜二〇頁、参照。
- (30) 同右書、一三〜一九頁。
- (31) 「青年会設置に付注意すべき点」(前掲『広島県史』(近代現代資料編Ⅰ)八八三〜八八四頁、所収)。なお、注(12)をも参照。
- (32) 前掲『広島県青年団状況取調書』七頁。
- (33) 前掲『広島県青年団状況取調書』卷末付録、参照。
- (34) 鹿野政直『資本主義形成期の秩序意識』筑摩書房、一九六九年、四七四〜四七六頁。
- (35) 広島県内務部学務課「広島県青年団体状況概要」『芸備教育』第七三号、明治四三年五月二五日、八頁。
- (36) 前掲『広島県青年団状況取調書』卷末付録、および、本稿の表、参照。
- (37) 前掲『広島県青年団体状況概要』八頁。
- (38) 「山県郡上殿村青年会」『芸備教育』第三九号、明治四〇年七月二五日、八頁。
- (39) 前掲「広島県青年団体状況概要」八頁。たとえば、沼隈郡青年会第二回大会(明治四一年五月二八日)では「式終りて余興に移り、各青年会員等は、思いくくに撃剣、テニス、角力、競走、自転車競走等の競技を為し、各自胸襟を披き、和氣藹々の裡、薄暮に及びて無事散会せり。」(広島県沼隈郡青年大会)『斯民』第三輯第五号、明治四一年七月七日、八三頁)。また、三調郡青年団第一回大会(明治四一年四月二四日)でも、余興として角力、撃剣、柔道、綱引、駄足などを行っている(「青年団体彙報」『斯民』第三輯第一号、明治四一年二月七日、八九頁)。
- (40) 以上、「賀茂郡教育概況」『芸備教育』第七二号、明治四三年四月二五日、一〇頁による。
- (41) 「優良青年団状況(二)」『芸備教育』第八四号、明治四四年四月五日、九頁。

- (42) 「優良青年団状況(四)」『芸備教育』第八五号、明治四四年五月五日、六頁。
- (43) 「優良青年団状況(一)」『芸備教育』第八二号、明治四四年二月五日、一一頁、一二頁。なお、松村茂助「文部省選奨の青年会」『斯民』第五輯第二号、明治四三年四月七日、一五〜二二頁をも参照。
- (44) 「優良青年団状況(五)」『芸備教育』第八六号、明治四四年六月五日、一一頁。
- (45) 前掲『広島県青年団体状況概要』八頁。
- (46) 同右書、三二頁。なお、浜中仁三郎(編)『地方自治青年団体模範事蹟』一九一〇年、二六〜三三頁をも参照。
- (47) 前掲『地方自治青年団体模範事蹟』二八八〜二九七頁による。
- (48) 前掲『広島県青年団体状況取調書』五二頁。
- (49) 前掲『広島県青年団体状況取調書』五三頁。
- (50) 「大竹青年会と其事業(二)」『芸備日日新聞』第七〇〇四号、明治四一年一〇月一四日、三頁。
- (51) 大竹市役所(編)『大竹市史』(本編、第二卷)、一九七〇年、三三六頁。「大竹町青年会現勢調査(明治四十四年四月現在)」『斯民』第六輯第四号、明治四四年七月七日、七四頁。
- (52) 「大竹青年会と其事業(二)」『芸備日日新聞』第七〇〇五号、明治四一年一〇月一五日、三頁。および、前掲『広島県青年団体状況取調書』七七〜八〇頁、参照。
- (53) 前掲『広島県青年団体状況取調書』八〇〜九二頁による。
- (54) 同右書、七七頁。
- (55) 同右書、九〇頁。「盆踊ノ改良」の詳細については、以下のとおり。「陰曆七月十四日ヨリ同廿一日マテ八日間毎夜盆踊ヲナシ男女混浴何レモ変装ヲナシ徹夜騒擾ヲ極メ喧嘩紛乱騒擾警官ノ制御モ全ク其効ナク旭日ノ東天ニ輝クヲ見テ漸ク解散スルノ陋習アリシカ本会創立以來ハ四夜ニ減シ午後十二時ヲ期シ解散スルハ勿論変装ヲ禁シ男女埒ヲ別ニシテ躍ルヲ以テ更ニ警官ヲ煩ハスノ要ナキニ至レリ」(同右)。
- (56) 同右書、九二頁。

(57) 同右書、八三～八五頁。前掲「大竹町青年会現勢調査(明治四十四年四月現在)」七五頁、「大竹町青年会現勢調査(二)

(明治四十四年四月現在)」「斯民」第六輯第五号、明治四十四年八月七日、七六頁をも参照。

(58) 同右書、九一頁。

(59) 前掲「大竹市史」(本編、第二卷)、三四六頁～三四七頁。

(60) 嚙猫生「青年会の事に就て」『芸備教育』第三四号、明治四〇年二月二〇日、七頁。

(61) 「阿武沼隈郡長談片」『吉備時報』第五五号、明治四〇年七月二八日、二頁。および、『芸備教育』第四〇号、明治四〇年八月二五日、七頁。

## 第二章 日露戦争後の戦捷祝賀行事と余興競技——招魂祭競技の展開と民衆の競技文化——

### 第一節 日露戦争中の勤儉貯蓄・弊風矯正と祭礼の抑制・簡素化

#### 1 士気高揚・業務精励・勤儉貯蓄と銃後活動の展開

明治三十七年(一九〇四)二月、開戦とともに、広島県知事は県民に士気高揚と生業への精励をよびかけた。県農会もまた、出征軍人家族の扶助、勤儉貯蓄と弊風矯正、業務精励の三課題をかかげ、戦時への対応を図った。そのうち、弊風矯正については、(1) 集会の場合にはかならず時間を厳守すること、(2) 祭日・休日などには無益の飲食をばぶき、有益なる談話や実業上の研究をなすこと、(3) 農業経営上には協力一致の美風を養成すること、(4) 青年団をして旧来の悪習慣を矯正せしめること、(5) 農業上悪弊と認める旧慣は断じて矯正することを、実践項目として重視し、戦時農家を生産と生活の全般にわたって指導しようとした<sup>1)</sup>。戦争は徴兵召集と出征、非常特別税を含む増税、戦費調達のための国債応募や軍資金の献納、勤儉節約と貯蓄奨励など、国民・県民に多大な精神的・物質的な負

担を強いた。

と同時に、日露戦争は戦地と地域社会を連結させ、これまであまり知られることのなかった小村を、国家的な課題に込めて積極的活動する地域へと変えていった。たとえば、佐伯郡小方村は、生産力が低迷しており、模範村とはいえなかったが、明治三七年九月に風俗の矯正と夜学の奨励を目的とする「青年共進会」を誕生させ、「会員残らず山に行きて薪を伐り」、「義勇艦隊義金」を拠出した<sup>(2)</sup>。沼隈郡神村でも、日清・日露の戦争をへて、村内の青年組織は大きく変貌した。「明治二七八年戦役に於ては出征軍人慰問、殉難者追弔、遺族慰藉等を為し次て明治三七八年戦役に方り村内他部落の青年亦起ちて共に神村青年会を組織し今日に至れり<sup>(3)</sup>」。戦争という非日常的な出来事が生活・生産の場である地域と国家を結びつけ、幻想の共同体としての「帝国」のなかに町村民や青年を組み入れていたのである。

沼隈郡山南村は、日露戦争以前から学校建築・溜池改築・道路開鑿・伝染病舎新築・税金滞納一掃などに取り組み、近隣に名を馳せた土地柄であったが、日露「開戦以来は、学校生徒に実業の趣味を覚えしめ併せて勤儉貯蓄を奨励せんがため軍需品たる野草の刈取および乾燥の作業をなさしめ又軍人家族生業扶助のためには原料たる藁を結束して織<sup>しよん</sup>蒔<sup>ま</sup>業に従事せしめ以て自活の道を講ずる等時局に関連する適當の措置を怠らずといふ<sup>(4)</sup>」。あるいは、「時勢の進運に伴ひ青年智徳の増加を図りたりしも其効果は常に村内の数部落のみに限らるゝの状態なりしか偶々明治三七八年戦役に方り村内の壮丁続々征途に上り留守家族は繊弱なる婦人老幼の輩多く農家に在りては動もすれば播種收穫の時機を失はんとするものあるに至れり此に於て青年は共同して留守家族を扶掖して生業に従事せしめんことに力を竭したり之れか為め各部落青年を統一して一団の下に活動せしむるの基礎を作り遂に明治三八年一月本会を設立し明治四一年四月沼隈郡町村青年会準則に依り会則を改正して今日に至れり<sup>(5)</sup>」。こうして、日露戦争は青年を変えていっ

た。この戦争を契機に、学童や村民の多くが勤儉貯蓄を経験し、軍需品の生産に加わり、出征軍人家族を幫助した。そのような活動を媒介にして、全村的な規模で活動する山南村青年会が誕生したのである。

明治三八年（一九〇五）四月、戦時下の広島県を視察した芳川内相は、県民の戦争協力を高く評価し、在村の若者の組織的動向をも視野に入れながら、郡長・町村長の前でさらなる勤儉力行と奢侈抑制、戦争協力を求めた<sup>⑥</sup>。

開戦の初めに当たり最も憂慮したるは軍費の供給軍需品の調達軍人家族の援護にありしも（中略）一として憂慮すべき現象を見ざりしは官民一致して奉公の誠を竭くし軍国に処するの途を盡したるの効果たらずんばあらず殊に国民奉公心の厚きや期せずして種々の団体を設け救済の道を講ずるが如き最も称すべき所なり（中略）当県に於て軍需品を調達したるが為得たる金額は約九百万円に上りたる趣なり而して斯る大金を細民の手に放任するときは往々にして奢侈の風を助長し無益に費消するの虞あり是れ政府の憂慮し地方長官に訓令して之が散逸を防ぎ之を蘊蓄して再び軍費の供給又は有益事業の資金に充てしめ一方に於て国民をして勤儉貯蓄の美風を養成し他方に於て国本の培養に資せしめんとせる所以なり

ただし、上述の士気高揚・業務精励・勤儉貯蓄・奢侈抑制の課題は、県民・町村民の内発的な支持なくしてなしえない。加えて、日露戦争は為政者の戦争ではなく、国民の戦争として戦われた。その実質を作り上げるために、国家と国民を結びつける新たな関係、すなわち、国家と国民生活を接合する新たな統治機構が必要になっていたのである。内相はいう。「国家は下級団体たる市町村に依て成立す而して国家は此等団体に対し自治の権能を付与して其發達を企画せり国家の基礎根底たる市町村団体にして動揺せん乎国家焉んぞ安きを得ん市町村団体にして基礎強固ならん乎

前途亦憂ふるに足るものなし是れ国家に於て夙に市町村団体に自治の権を付与し之を善導し之を助長する所以なり(7)と。この論理にしたがえば、弊風矯正という「官民一致」の課題もまた、たんなる上からの強制ではなく、「国民奉公心」を奉じる「種々の団体」によつて遂行されねばならなかった。町村民自らが「種々の団体」を組織して奢侈弊風と対峙し、国家の「下級団体」である「市町村団体」を強化することが、戦中・戦後を問わず一等国をめざす帝国の課題となる。

## 2 弊風矯正と祭礼の抑制・簡素化——沼隈郡千年村の事例——

銃後活動の展開は、士気高揚・業務精励・勤儉貯蓄のスローガンを結びつけ、町村民の心身を拘束した。指導的な立場にある人びとは、都市と農村とを問わず、弊風矯正の要請に対して過剰ともいえる反応を示し、祭礼や娯楽を抑制した。それに対し、明治三十七年（一九〇四）十一月、広島市長は氏神祭礼の過度な抑制が市民の士気や敬神の念を萎縮させることを懸念し、市内各町村総代に対して次の告達を発している。すなわち、目下、市内各町村において時局を考慮し、氏神祭典の開催を控えているが、「シヤギリ等遊興ケ間敷事は執行せざる様」留意すれば、敬神の念にもとづき、例年どおり祭典を執行しても支障はない、という内容であった。軽佻浮薄、奢侈に流れないよう派手な余興を中止しさえすれば、敬神を表明するための祭典は実施すべきである、というのが広島市長の含意であった。祭礼に対する過度の抑制が敬神の念まで自然消滅させ、戦意高揚の士気を阻害することを恐れたのである。

では、日露戦争中、祭礼やそれにまつわる風俗・風習はどのように抑制されたのか。当時、沼隈郡千年村草深に在住し、青年会の組織化に積極的に取り組んでいた小学校教師・山本瀧之助の日記をもとに考察してみよう(8)。以下に、彼の日記のなかから、明治三十七年二月一〇日の宣戦布告前後から明治三十八年七月中旬に至る時期の戦時動員・祭

礼・青年会の組織化に関する記述を抜粋する。

明治三七年（一九〇四）

二月三日 夜来雨。（中略）日露問題未決で戦争もこまる。

二月四日 下金場葬式。けふは節分。ナカ〜ぬくし。日露開戦せは拙著をいかにする。

二月八日 （前略）日露危機。

二月一〇日 一寸閑なり。

三月一九日 青年会へ着手せんかと思ふ。出征の士を念じ、九時臥床に入り、十時眠につく。規則にせんとなす。青年会は学校にて終業後一時間づゝの事とせんか。

三月二九日 旅順閉塞また不結果との事。

三月三一日 午後一時半帰着。それより学校の青年連合会に行く。千年村若連中にて国債百円を応ずること。寺岡寅一君へ感謝状を出すこと。神輿を担ぐ可否。本日の出席式十三名とか。十五夜の月あかるし。

四月一五日 マ提督戦死を弔す。今日、初めて学校にて青年会に着手す。

四月一九日 ドーヤラ日和。日没、予備を召集す。人々本家に集まる。巡查やがて来る。これから戦争らしくなるべし。

四月二〇日 不景気の声すれど、思ふたほどになし。民家一般の実力増進せるものなるべし。（中略）ドコにもカシコにも日の丸の旗にて入営を慰む。

五月二日 雨晴る。陸兵の報至る。関君へはがき。

五月三日 九連城占領の報至る。原稿をかく。

五月一日 戦勝やすみなり。

五月二五日 新聞おもしろからず。旅順の陥落検討つかず。

七月二一日 世はバルチック艦隊の出港、及浦しほの逸失により八釜敷なり来る。

八月一日 九時より田中上等兵葬儀に行く。五時此よりセドの芋地の草取り。

八月二四日 盆の十四日。(中略)今夜雨乞。竜王さんに火をたく。父、御足労。時局と早バツにて盆の姿見えぬ。墓へ灯ローも見へぬ。すまぬ。明日、役場、銀行行き。川谷へ寄る。夜は川谷にてタツプり遊ぶこと。今日一日だけ盆のつもりにて遊ぶこと。十一時比まで遊ぶこと。前のハカとセゾの墓へまいること、沈着なること。

八月二五日 盆の一五日。午前銀行行き。

九月四日 軈行き。千秋少佐慰問。八万社祈禱。遅まきながら。今夜唯今土生辺に提灯行列をやりつゝありと、前の路での人声する。

九月五日 学校出勤、正午帰る。遼陽占領につき、今明二日、日の丸を立て神灯をあげよとの事。原稿を書く。喜一氏来状。

九月六日 午後三時、草深中国旗行列とかにて、各組ダンジリを挽く。雨至る。夜、原稿。

九月一四日 秋天。されど夏の暑さ。このごろが正しく残暑といふものか。(中略)戦争気焰あがらず。

一〇月一日 正午より雨。ホコリを払へる。祭前らしからず。しかし、所々に障子を貼る。

一〇月二日 朝より出松。安部郡長面会。十二時まで熱心に青年会を説く。この方面成功。

一〇月三日 一月には出松。知事に突貫を思ひつく。陸軍教育総かんにも面会して若連中を好ませんとす。今晩はまつり。(中略) 川谷にてお叔母さんと二二時ごろまで話し、お客へ参る。人既に散じ、山水なり。

一〇月四日 来客一人もなし。子供を相手に遊ぶ。但し、寝転はず。醤油やの間にて鯉太郎を天車して御輿を見る。

一〇月五日 午後、南泉坊にて教育会発起にて戦時講話会をはじめ。夜も同様。小生の演説イツも青年。

一〇月二日 山ノ神祭。ヨキお祭り。昨今専心に思ふ所は一月の出松、若連中策なり。

一〇月一日 夜八時十分まで米つき。奉天逆襲の号外あり。

一〇月三日 天長節。国旗をたてる。十一時より軻ゆき。

一〇月四日 夜、郡長の為めに青年会規則を案んじ清書する。

明治三八年(一九〇五)

一月三日 昨夜、川谷に話す内、后土居の子供によつて旅順陥落をきく。今日ヨリ三日間休みじやと触れる。

一月二日 正月でも祭文やめるな。傷病帰郷者は家族を慰問せよ。

一月二五日 『若連中』に注目せよ。若連中を認めよ。葬式に列せしめよ。ハイカラ青年会はダメ。

一月二九日 父は七時松永へ軍隊歓迎に行く。小生は藤江を経て尾道。

二月一日 (前略) 愛媛県周桑郡農業学校、戦時記念事業として生徒共同水田六畝歩、実収二石六斗、小作

料一石四斗。此の利益は生徒の奨励費として与ふ。

二月五日 日没、中土井の義勇艦隊寄合に行き、川谷に寄り寒酒。

三月一日 曇天。ナカ／＼寒むし。余寒と曰ものなり。富樫視学より夜学調査表来る。(中略) 富樫視学への手紙は(一)校友会も同窓会も勢力なし。(二)農友会邑久郡朝日村も興すに及ばず。(三)在郷軍人会も然り。(四)農事より、軍人より、学校より引っぱり凧たるべきもの。(五)夜学会は青年会の一事業。

三月一〇日 春日の味がしました。(中略) 新年一定し、若連中を青年会の事業とせよ。風俗改良があれば、青年会へ持参あれ。

三月二一日 中日。午後一時より学校の青年会に行く。不景気・夜学会・談話会等を協議す。

四月六日 練習会演説脱稿

曰ふ、十五六才以下、三十歳前後までのものにて組織し、主として村社の祭礼に際して神輿をかつぐの

若連中なる青年団の存否

存在するとせはその現状如何。即ち主なる行動は如何。弊風は存在するか。

六月五日 教育時論来る。地方若連中云々の提議廃案のよし。叱咄。コレが挫折といふものならんか。

上掲の『日記』によれば、山本瀧之助は、開戦前、日露問題が平和的に解決されることを希望し、二月一〇日の宣戦布告に当惑した。だが、開戦後、わずか一ヵ月後には出征兵士の安否を危惧し、青年会の組織化に着手する決意を固めた。まもなく、隣人が兵役に召集される機会に遭遇し、本格的な戦争であることを自覚する。以後、同村の出征

兵士の消息や戦死者の家族を気づかいながら戦況の推移に一喜一憂し、国債応募や戦時講話会、義勇艦隊寄合に参加するなど、戦争に積極的に協力する姿勢を見せたのである。

千年村では、兵士の入営や戦略的な拠点を占領した際、行政の指示で村落に日の丸の旗や神灯が立った。しかし、それ以降、持続的に戦意が高揚することはなく、戦争が農村の経済を停滞させた。しかも、開戦後まもなく「不景気の声すれど、思ふたほどになし。」と語っていた瀧之助が、一年後には「不景気」を実感せざるを得なくなる。戦争はまた、千年村と大字常石の祭礼や年中行事に大きな影響を及ぼした。以下に、重要と思われる変化を、三点にわたって指摘しておく。

一つは、時局と日照りの影響で、開戦の年の盆行事がきわめて低調だったことである。そうしたなか、瀧之助は低調な盆踊りに満足せず、一日だけはあるが徹底的に遊ぼうと決心している。戦時期であれ、遊び心を消し去ることはできなかったのである。とはいえ、秋祭りもまた、盆と同様に「来客一人もなし」という状況で、盛り上がりを欠いた。

第二に、明治三十七年九月の遼陽占領に対する祝賀行事は、村民にとって戦争の精神的緊張を解きほぐす恰好の機会となった。二日間、日の丸を立て神灯をあげよという行政の指導に対し、村をあげて旗行列に参加し、占領を祝い、各組（字）はダンジリの曳き廻しを競いあった。この企画は軍事的勝利と行政の指示を契機とするものではあったが、そこにおいて民俗的祭りが再現され、集落には戦時行政の思惑を超えたハレの気分が横溢した。

第三は、明治三十七年三月三十一日の「青年連合会」で、若連中の「神輿を担ぐ可否」が論じられているように、開戦後の早い段階で、若連中が主催する民俗的祭りへの規制を検討していることである。この点は、日清戦争（明治二十七年八月、宣戦布告）のときとは大きく異なる。たとえば、日清戦争期の『日記』には、次のような記載があった。

- ・夜観音命日ナリ。参者衆シ。今夜ハコレ敷名祭り。(明治二七年七月一九日)
- ・今日二十三夜ニテ、奥下組ニモ地藏講ヲヤル。夜八万社ニテ参詣仕ル。浜組ニ跳ル。(同年七月二五日)
- ・只一君入宅。撃剣ノ話ナドス。三時比ヨリ参詣時分ハヨロシ。奥ハ鳥居ヲ除ク外、一ハ始終負ケナリ。夜清十宅ニ撃剣芝居ヲ見。(同年九月二四日)
- ・山ノ神祭り。(中略)夜山ノ神詣デ火ヲ焚ク。角力ヲ見ル。(同年一〇月一日)
- ・今夜、山ノ神願立ニ参ル。若連中相撲ス。シナイメゲ、撃剣ヤスム。(同年一〇月二一日)
- ・旧十五夜祭ナレハ、学校ヨリ早勿帰宅。秀一公ト八万神ヘ参ル。二十番会ノ相撲ヲ見ル。(同年一〇月一三日)
- ・今夜、若連中神楽ノつなぎヲナス。(同年二二月四日)、今夜、浜上ニテ、大女ノ力持アリトイウ。(同年二二月八日)
- ・今夜モ大女力持アリ。観音堂椽上ニテ太鼓ノ音ヲキク。観音堂椽上ニテ太鼓ノ音ヲキク。(同年二二月九日)。

日清戦争中は、興行的娯楽を含め、祭祀や遊びに対する規制はほとんど見られず、村落には民俗的な祝祭文化が脈打っていた。ちなみに、日露戦争中にも、民俗的祭祀が完全に閉塞したわけではない。明治三七年一〇月四日の『日記』に、瀧之助は、「醤油やの間にて鯉太郎を天車して御輿を見る。」と記している。この年の氏神祭祀には、神輿の曳き廻しがあった。神輿に対する規制について、青壮年層の間で合意に達しなかつたのである。瀧之助は、この日、人びとが密集する八幡社の境内や四辻などの公共の場ではなく、「醤油やの間」から、息子とともに神輿を垣間見た。ただし、明治三八年二月になると、祭祀と若者の関係について、それを拒絶するのではなく、改善を提唱するよう

になる。「祭礼と若者是れ若者組合の大基礎なれば尊重せられて可然か、貯金等のこと少し年寄りみは致さざるか、天真爛漫血気旺盛の若者を導くには、少し具合を考へ度く存候。若者有楽所（地方休日）を設け、茲にて生花囲碁俳句読書音楽義太夫世間話等面白く遊樂せしめ、時に近村の神社又は山海に運動若くは遠足する等、個的に共同的に漸次に化するは尤も妙と被存候<sup>(10)</sup>」。以上は、若連中の再編を中心とした自説の展開である。この発言が、戦時期になされたことの意味は大きい。日露戦争は日清戦争とは比較にならない戦争協力と生活規制を国民に要求し、民俗的祭りと娯樂を抑圧した。瀧之助は、そのような措置が青年を萎縮し、社会的な活力を殺ぐことを危惧し、祭礼や娯樂の過度な抑制を批判するようになったのである<sup>(11)</sup>。

## 第二節 講和条約の締結と凱旋・祝賀行事——招魂祭競技の展開——

### 1 講和条約の締結・部隊の凱旋と祝賀行事——余興の奨励と統制——

#### (一) 遠征部隊の帰還と凱旋祝賀行事の展開

明治三十八年九月五日の日露講和条約成立後、東京の日比谷で講和反対の国民大会が開催され、焼打ち事件に転化した。反対運動は全国に波及し、広島県では、八月二九日の第一回呉市民大会で口火か切られ、九月一七日の広島非講和同盟会主催の広島県民大会で最高潮に達した。条約の内容がロシアの要求に大きく譲歩しており、国民・県民の期待に應えていない、戦争を継続して所期の戦果をあげよ、というのが反対運動の主要な要求であった。運動は九月中旬以降も継続され、翌一〇月初旬の呉市周辺町村の集会をもって幕を閉じた<sup>(12)</sup>。一〇月四日の枢密院における講和条約可決と、一〇月一六日の平和克服の詔勅が、反対運動の収束を決定づけたのである。

一〇月中旬になると、事態は一変した。一〇月二六日、凱旋部隊第一陣が呉を経由して広島市に帰還し、以後、住

民は各部隊が凱旋するたびに歓呼の声をもって迎えるようになる。一月三日には、大山元帥以下満州軍総司令部が宇品港に上陸し、広島市と近郊町村は昼夜にわたる旗行列、提灯行列、シャギリをもって沸き返った。「昨今両夜提灯行列及びシャギリ等を挙行する町村多かるべきを予想」した警察署は、熱狂的歓迎が騒擾に転じることを危惧し、地域住民の出し物を許可制にした<sup>(13)</sup>。同月二七日の第五師団司令部の凱旋には、「市内各町競ふて提灯行列にシャギリに其他種々なる趣向<sup>(14)</sup>」を計画し、「市内各町村の民衆は我を先にと提灯行列<sup>(15)</sup>」に加わった。師団司令部の凱旋を期に、広島・岡山・山口・島根四県の合同歓迎行事が執行され、市民による歓迎ムードは一月九日の市内各学校の児童・生徒による旗行列で最高潮に達する。このとき、一万二千余名の児童生徒が西練兵場に集結し、第五師団の幕僚や幹部たちの面前で「勇壮活発」な姿を披露し、君が代の唱和と万歳を三唱したあと、軍歌とともに市中を行進した<sup>(16)</sup>。

三月二五～二六日、第五師団臨時招魂祭が盛大に開催された。四月三〇日には、第五師団各連隊の代表が軍旗を奉じて東京青山練兵場の凱旋大観兵式に参加し、ここに公式の凱旋祝賀行事は終了する<sup>(17)</sup>。

(二) 第五師団「臨時招魂祭」の開催と余興の奨励・統制

三月二五日(日)と三月二六日(月)の二日間にわたり、第五師団による臨時招魂祭が市内西練兵場で執行された。今回は、通常の招魂祭とは異なり、日露戦争の戦死病者に限定して慰霊することとし、「遺族慰藉」に意を用いるとともに、軍人や遺族、文武官や有志者だけでなく、広範な市民・住民の参拝を募った。凱旋軍とはいえ、広島・尾道連隊区内だけで約三千の戦死者を出しており、早い時期に第五師団として公式に戦死病者を招魂・追弔し、「遺族慰藉」を行う必要があったのである。第一日に神式の祭事、第二日に仏式の追弔会が実施され、衆人が見守るなかを遺

族・文武高等官・議員・町村長らが列席した。各部隊もまた、連隊長の指揮のもとに正装して式場に整列し、厳肅な雰囲気醸し出した。両日の午後には、西練兵場の随所で競馬や自転車競走、相撲などの余興競技と種々の興行が催され、各町のシャギリが市内を練り歩き、戦勝と平和の到来を祝った。

第五師団の主催する大規模な招魂祭は、日清戦争後に始まる<sup>(18)</sup>。すなわち、「明治二十七年戦役第五師団戦没病死者の英霊を祭るの盛挙即ち臨時招魂祭は明治二十八年十月十五十六の両日を以て我広島市なる第五師団東練兵場に行はれたる也、蓋し招魂祭は例年之れが挙行を見ると雖も<sup>この年</sup>這回の臨時招魂祭は実に征韓の大役に於ける戦没病死者の神霊を祭るものなるが故に之れを以て例年の祭事と同一視すべきにはあらず、乃ち師団部内各将校の奮発と云ひ地方有志者の周旋と云ひ洵に到れり盡せるものありて其の予てよりの準備は非常に行届き居たりしなり<sup>(19)</sup>」。この臨時招魂祭の開催には、第五師団幹部の意向だけでなく、有志者や地元商店の地域活性化の願いも込められていた。これまでの招魂祭との違いは、県や市の吏員や地元有志との事前の協議を重視し、第五師団招魂祭という軍隊の祭りを、広島島の祭りに仕立て上げたことであつた。

今回の臨時招魂祭では、競馬・撃剣・柔術・相撲・花火などの従来の余興に加えて、広島電燈株式会社の電気仕掛けによる「不夜城」が会場に出現し、芝居や浄瑠璃、義太夫などの興行も色を添えた。余興競技と芝居その他の興行物が招魂祭に「一種の求心力」をもたらし、「近国近在の人々を此の広島に吸集」した<sup>(20)</sup>。とりわけ「各町の出し物は縦横にネリ廻りたるより往々互ひに行き当たることも多く去なきだに出入の多くして雑踏せる際の事なれば其当時の如きは混雑もまた甚だしく市内到る処非常の騷擾を現じたりき<sup>(21)</sup>」。臨時招魂祭の期間中、市街はさまざま工夫を凝らした各町の踊りやシャギリ、屋台で沸きかえり、民衆の祭りが出現した。以後、この臨時招魂祭の経験と実績が定例の招魂祭に取り入れられ、日露戦争による中断をへたと恒例化し、「広島招魂祭<sup>(22)</sup>」として定着するの

である。

さて、明治三十九年三月、臨時招魂祭初日の天気は、ときおり小雨の降る曇り空であった。市中は早朝からどよめき、早々と会場に押し寄せた老若男女が「大山を築き殆ど立錐の余地なき」<sup>(23)</sup>「光景を生み出した。「西練兵場は招魂祭場の在るところ人衆はここを中心として動き繁華はこゝを焼点として起る」<sup>(24)</sup>。「抑も斯の若き人衆何に由りてか動き斯の若きの繁盛何に由てか生ぜる、蓋し国民の熱誠なる戦病死者を吊慰す可く茲に其盛大の祭儀に参拜せんとするの意は万人一様なれども而も又人、人を招き物、物を呼ぶの好奇心に誘はるゝもの少しとせず、わづかに一日なり廿四日は寂黙眠るに似たりし市街、廿五日は忽ち喧噪争ふが如きの光景を現じ昼は即ち満街の彩旗、夜は即ち連箸の紅燈全市を飾り加ふるに常に開くの花を着け或ひは曾て渝らぬ緑を添へて更に其美観を増せるもありき此「彩られたる広島」を観んとて昼は則ち親装治服の人行き蓬頭鶉衣の人行き夜は則ち黒姿相触れ暗影相逐ふ真にパノラマの一転して走馬灯となり来れるの観ありき」<sup>(25)</sup>。招魂祭の期間中、市内のリズムは西練兵場を基点にして展開し、昼夜を問わず、好奇心に満ち溢れ、変幻自在に集散を繰り返す人の群れが、広島市街を非日常的な祝祭空間に変えた。臨時招魂祭は、群集の祭りとしたのである。

変転の機軸は、好奇心や歓喜を高揚させる多彩な余興であった。祭典の時空は余興を基軸に巡回した。いわく、「招魂祭余興は例として競馬あり角力あり自転車競走あり而して本年は武術を欠けり是等の者その一つを以てするも優に他の好奇心を喚び起すに足る況んや兩三種を以てせるをやす乃ち人は彼に行き此に行き多くは皆其付近を徘徊せり加ふるに又諸興行物の在るあり」。余興だけでなく、木戸銭を取る種々の興行物もまた、「山海の珍皆こゝに集まる」かのように人びとを誘惑し、「田夫野嬢」の心をとらえ、哀愁と滑稽に充ちた好奇の境地へと誘った。物見遊山の観衆だけでなく、少なからぬ遺族がその場に居合わせていた。多彩な余興と興行物が「好奇心」をあたり、人びと

の移動を加速し、そのゆくえを拡散した。

観衆の最大の関心であった競馬や自転車競走、角力などの余興は、午後、二日間にわたって行われた。それらの余興の概要と特徴を、以下に列挙しておこう。

第一に、計画の初期の段階から、「余興は競馬自転車競争を始めとし角力、煙火、シャギリ等」とされ、通常の招魂祭で実施される野戦部隊や工兵隊の「夜間の野戦実況、仕掛け花火」は除かれた。ただし、祭典当日、シャギリは会場には立ち入ることはできず、市中を練り歩いた<sup>(26)</sup>。

第二に、経費の大部分は遺族接待費に充てられたため、余興費が不足し、企画が大きく制約された。財政的な理由により、師団自らが主催する余興は競馬にとどまった。自転車競争は工兵第五大隊が運営だけを担当し、経費は市内の自転車店などの寄付に依存した。撃剣、柔術については、すべて有志の寄付に頼ろうとしたためか、今回は実施されなかった<sup>(27)</sup>。とはいえ、騎兵が騎芸を演じ、要塞砲兵が烟火を担当し、諸隊の宮庭を造り物で装飾するなど、第五師団が余興の活性化に大きく関与し、それを支えたのである<sup>(28)</sup>。

第三に、最大の呼び物の一つである競馬は、師団が主催した。練兵場に全長約三百六〇間の楕円形の競馬場が作られ、遺族・将校家族のために特別席を設けて一般の観覧者と区別し、両日にわたり、騎・砲・輜重将校の競馬と、各師団から払い下げられた地方馬百餘頭による競走を実施した<sup>(29)</sup>。師団にとって、招魂祭の競馬は馬産の振興と馬匹改良の重要な機会だったのである。

第四に、自転車競走は競馬場内に仮設された走路で実施され、京阪地方の著名な選手たちの参加を得て一四回のレースが企画された。各レースごとに赤・黄・白・青・黒の騎手五人が出場し、とりわけ第一二回のレースは「当地のチャンピオンなるを以て頗る看者の注意を惹きたりし」。

第五に、角力（相撲）は、計画の段階では、凱旋兵士による二日間約百回の取組みを予定し、その間に随時、地方好角家の奉納相撲を行うことにしていた。しかし、実際には、従来と同様、兵士の取組みしか行われず、砲兵と要塞砲兵を中心に四五組が出場して「飛付三人抜二組と五人抜」を競い合った。

以上、凱旋兵士による相撲の取組みのほか、競馬と自転車競走を合して計七〇回に及ぶレースが実施され、その間隙をぬって騎兵第五連隊中隊の「騎芸」や大阪の愛輪家の「曲乗」も演じられた。それらの競技や巧みな演技は衆人の好奇心を満喫させ、歓喜の渦を巻き起こし、競技の場を別世界に仕立て上げたのである。だが、余興競技を基軸に展開する祝祭の空間は、つねに監視のまなざしに晒されていた。自転車競走会は「憲兵隊より憲兵数名を派遣し会場の風紀を取締る<sup>(30)</sup>」こととされ、競馬場も「而して観覧者に一人の負傷者なかりしは是れ全く場内取締の任にありたる憲兵、巡查の尽力に因る者なり<sup>(31)</sup>」というように、すべての観衆が取り締まりの対象になっていた。街頭では、「シヤギリ及提灯行列の類は警察取締上夜間に於ては一切之を差止めたり<sup>(32)</sup>」。市中全域に広がる好奇と歓喜の世界は、監視され、統制された空間でもあったのである。

ちなみに、シヤギリの市中練り歩きは、臨時招魂祭を盛り上げようとする市役所の勧誘と深くかかわっていた。各町村はそれを受け、「両日は成るべく賑々しくせん筈にて頃日該下稽若くは之が準備をなしつゝあるもの少からず殊に今回の余興に就ては風俗を害せざる限りの男装女装は幾分か寛容する趣きなれば昨今主として準備しつゝあるものは武士行列、子供手踊、凱旋踊、花踊等を最も多しとす<sup>(33)</sup>」という対応を示した。警察へ届け出、承認を得る手続きが必要だったとはいえ、民衆は自分たちの祭りの伝統を携え、能動的に招魂祭に加わろうとした。と同時に、街頭での集団的競演は、さまざまな逸脱行為をうちに含む民俗的祭りの伝統を体現しており、住民を活気づけて別人にしたり、監視の目を大胆にかいくぐらせ、日常的秩序を超えた祭りの時空へと人びとを導いた。

「此の如く彩られたる市街を夫の所謂シャギリなるもの行く姿態万状、声調亦一ならず頗る人耳を□□しめ人目を動かすに足る而も其俗悪鄙野なるものに至つては論外にして某貴賓の如きは喧嘩甚だしければとて差止方を警衛に照会したりとかやシャギリ連たるもの少しく顧みて優雅高尚ならんことを勉むべきなり<sup>34</sup>」。

けれども、走馬灯のように変転する祝祭都市のパノラマを舞台に乱舞をもって自在に離合集散し、かつ移動する群集を、権力的な手段をもって上から一方的に統制することは不可能であった。

## 2 各市町村における招魂・戦捷祝賀行事の展開

### (一) 平和克服祝賀会から招魂・凱旋祝賀会へ

日露戦終結直後は、いまだ祝祭・娯楽に対する戦時期の抑制気分を払拭しえなかつた。たとえば、明治三八年一月二日(木)に実施された御調郡深田村字深の氏神祭の場合、「時節柄勤儉の為神楽等もなく青年夜学会の発起にて教育幻燈会を拝殿にて行ひ家庭教育、戦争美談等の映画百数十枚を示して懇切に説明したり<sup>35</sup>」。戦後、ひと月を経過していたが、依然として戦時期の娯楽抑制の慣習が支配していた。そのような事情を反映してか、同年一月一二日の広島県師範学校の運動会は、「質素を旨とし運動の種類<sup>36</sup>の如きも忌はしきものなく<sup>36</sup>」といった理由で、高い評価を受けている。

だが、一〇月一六日の平和克服の詔書を前後して、事態は大きく変化する。旧暦一九日、すなわち、中の九日にあたる一〇月一七日(火)に執行された広島市広瀬神社の秋季大祭は、神嘗祭と重なったこともあり、次のような活況を呈している。

「本年は平和克服後の氏神祭礼として自然氏子も市中人氣の引立と共に大いに氣を張るに至りしかば青物市場の如き二

三日前より魚、茸、野菜類とも売行頗る好況を呈し氏子町村の街路は一斉に青竹注連国旗提燈等を以て裝飾し一般休業をなして各自相当地に祝宴を張れり而して前夜即ち一昨夜は宵宮として神社に参詣する者引きも切らず。

ただし、「神社付近は群集の為一次却却なかな雑踏を極めたり而して昨日昼は若者連の俵揉其他多少催ほし物もある筈なりしも生憎朝来降雨となりしかば催し物は遂に見合はず事37」になった。若者連の出し物は雨天のため中止になったが、氏神祭礼は見事によりがえり、民衆はこの日の祭りを歓喜でもって迎えたのである。

晩秋になると、平和克服の祝賀会を開催する町村が出現する。山縣郡八重村大字今田と後有田の住民は、一月二三日（木）、合同して今田尋常小学校に集會し、君が代奏樂、勅語奉誦、談話、祝辭演説、大元帥・陸海軍・日本帝國万歳三唱、凱旋唱歌をもつて「平和克服祝賀会」を祝った。式のあと、同校児童による運動会が実施され、「旗取競争」「球送り競争」「障害物競争」「赤十字遊戯」などが演じられた。そのあと余興に移り、「餅撒」「花角力」などを樂しみ、「近来になき賑ひ」を経験した38。この祝賀会は、郡視学が主賓として訓示的談話を行うなど、小学校長をはじめ学事関係者のイニシアティブのもとで開催されたが、運動会や成績品評会など、従来型の学校主体の行事とは異なり、今回は「餅撒」や「花角力」などの民俗的な催しを実施している。平和克服・凱旋祝賀という国民的な関心事に加えて、村民の祝祭的伝統を取り入れたことが、これまでにない動員力を生み出す要因になったのである。ちなみに、同年一月二五日、佐伯郡玖波村でも、村内各戸休業し、村長以下、小学生まで村社・大歳神社に参拝し、平和克服祭を実施した。ただし、ここでは大規模な余興は行っていない39。

明治三十九年三月二五―二六日の第五師団臨時招魂祭終了後、県内各町村であらたな展開がはじまった40。凱旋兵士の出身町村への帰還にあわせて、県内各地で招魂・追弔・凱旋祝賀の行事を開催するようになったのである。四月初旬から五月中旬にかけて、広島市近郊や加茂、安佐両郡をはじめ、備前の御調郡、県北の山県郡や高田郡、さらに

県内全域の町村で招魂と凱旋祝賀の行事が企画され、角力などの身体競技を含む余興が実施された(表4、参照)。初発期に属する西條町の凱旋祝賀会の場合、四月三日(火)から五日(木)の三日間にわたって開催され、「町内各戸軒頭には国旗を樹て提燈を吊し別に青笹と桜の造花を各軒下に挿し」、三大節や戦中期の戦勝祝賀行事を思わせる装飾が出現した。と同時に、伝統的な祭りの復活とあらたな展開を思わせる風情が街中に横溢し、氏神祭礼や年中行事の集大成のごとき様相を呈したのである(註)。

加茂郡西条町に於ては本日三、四、五の三日間陸海軍軍人凱旋祝賀会を挙行したるが町内各戸軒頭には国旗を樹て提燈を吊し別に青笹と桜の造花を各軒下に挿し(中略)余興としては技芸の手踊、競馬、綱引、仮装行列、学生の旗行列、武家行列、夜間は提燈行列其他種々の催物ありて商店にては祝意を表するため何れも売品の割引をなしたれば近在近郷より出で来りし老若男女数万人に達し実に同町にありて空前の催ほしなりき

西條町の凱旋祝賀会は、先述の山縣郡八重村の事例と異なり、「学校から地域社会へ」という構図は存在しない。祭典の基盤は、地域社会であった。地域で培われた祭りの伝統を再生しながら、そこに児童や生徒、学校を取り込むという形式で、行事が進行したのである。たしかに、加茂郡吉土実村(五月三日)や高田郡生桑村(五月四〜五日)の祝賀会のように、学校長や学校職員が行事の展開に主導的な役割を担う事例もあった。しかし、多くの町村では、この種の催しは、学校行事というより、民俗的祭りを体現した地域の行事として展開した。

ちなみに西條町では前年の八月一〇日、一〇ヶ町村有志によって日露講和条約に反対する「加茂郡西條地方大会」が開催されている。広島市、呉市、賀茂郡広村、加茂郡吉土実村、加茂郡賀永村、双三郡三次町、御調郡三原町など、

表4 広島県における日露戦捷祝賀・招魂行事と各種余興（明治38年11月～39年5月）

| 月日       | 曜日  | 開催市町村   | 開催場所          | 余興の種類・内容  | 備考  | 号数    |
|----------|-----|---------|---------------|---|---|-------|
| 11月23日   | 木   | 山県郡八重村  | 今田尋常小学校       | 児童運動会、餅撒、花角力など。   | 平和克服祝賀会。大字今田。後有田が主催。  | 6095号 |
| 4月3-5日   | 火-木 | 加茂郡西条町  | 教善寺など、町内各所    | 手踊、競馬、綱引、仮装行列、旗行列（学生）、武家行列、提燈行列、                                | 凱旋祝賀会「近在近郷より出て来りし老若男女数万人に達し実に同町にありて空前の催はし」前年9月10日、加茂郡西条地方大会（非講和）。   | 6213号 |
| 4月8日     | 日   | 安佐郡可部町  | 高宮高等小学校       | 撲毬、花相撲、擊剣、銃演、シヤギリ、手踊り、各戸見せ物、二輪加、屋台芝居、ミセ物、福引、出雲舞、鬼の舞、烟火、自転車競争など。 | 全部招魂祭・追弔会。安佐全部が主催。雨天のため余興を中止。                                       | 6209号 |
| 4月8日     | 日   | 御調郡久井村  | 久井尋常高等小学校     |   | 招魂祭・追弔会のあと、余興を実施。   | 6215号 |
| 4月12日    | 木   | 安佐郡三篠村  | 字大芝           | 自転車競走、競馬、角力、舞会、俄芝居、地雷火、仕掛花火。                                    | 凱旋祝賀会。  | 6212号 |
| 4月14-15日 | 土-日 | 加茂郡郷原村  | 氏神社、淨光寺       | 角力。   | 招魂祭・平和克服祭・凱旋祝賀会。余興は15日、村社境内で実施。送り物数種を配置。                            | 6221号 |
| 4月18日    | 水   | 安佐郡三川村  | 三川小学校運動場、村内各所 | 競馬、角力、活動写真、撲毬、舞踊、シヤギリ、学校児童の旗行列、烟火、                              | 凱旋祝賀会。「人出非常にて空前の盛観を呈したり」招魂祭開催。                                      | 6223号 |
| 4月18-19日 | 水-木 | 加茂郡川尻村  | 川尻村新地         | 学校児童運動会、餅撒、福引、烟火。   | 18日、招魂祭・追弔会。19日、凱旋祝賀会・余興。村内各所に国旗、松竹、球燈を設置。                          | 6221号 |
| 4月20日    | 金   | 豊田郡久芳村  | 正覚寺           | 高等小学生の撲毬（350余名）。  | 追弔会。  | 6221号 |
| 4月21-23日 | 土-月 | 加茂郡下黒瀬村 | 氏神社境内         | 22日、児童の遊戯、剣舞、舞踏等。23日角力、競馬等の余興。                                  | 招魂祭・平和克服祭・祝賀会。  | 6227号 |
| 4月22日    | 日   | 呉市      | 第一、第二高等小学校    | 芸妓の手踊り、角力、剣舞。   | 凱旋祝賀。降雨で会場（海軍射的場）変更。規模縮小。主客3千、在郷軍人千五百余名参加。前年8月29日、9月24日、呉市民大会（非講和）。 | 6221号 |

|          |     |           |   |  |  |       |
|----------|-----|-----------|---|--|--|-------|
| 4月22-23日 | 日-月 | 加茂郡広村     | 広尋常高等小学校運動場                                 | 22日、降雨のため校舎内で実施。23日、各字のシャキリ、手踊等が村内中央部を練歩き。       | 凱旋祝賀会。「非常に賑ひ実には広村創始以来未曾有の盛況」前年9月27日、広村演説会(非講和)。                | 6223号 |
| 4月24日    | 火   | 広島市西九軒町   | 同町元織物会社跡                                    | 音楽隊、花角力、種々の競技。                                   | 凱旋祝賀会。式場入口に練馬、会場中央に万国旗、球體、町内各戸に松ヶ枝と種々の裝飾。前年9月6、7、17日、演説会(非講和)。 | 6222号 |
| 4月28日    | 土   | 安佐郡線井村    | 尋常小学校                                       | 競馬、角力、烟花、児童の陸戦・遊戯、青年会員の演戯、青年音楽隊のシャキリ、仮装行列など。     | 凱旋祝賀会。官民有志發起「顕る盛況を呈せり」   | 6233号 |
| 4月28-29日 | 土-日 | 御調郡坂井原村   | 天満神社、龍見寺、尋常小学校                              | 競馬会、青年の書生演劇。                                     | 招魂祭・追弔会・凱旋祝賀会。村民、2日間休業して開催。                                    | 6232号 |
| 4月29日    | 日   | 高田郡梁原村    | 正明寺・字原田雨乞原                                  | 角力、浮れ籠、学校生徒遊戯、青年の竹登り、旗取、軍人の徒歩競争、学校生徒の遊戯など。       | 「稀なる盛況を呈せしも村民共同の祝賀会として絶て喧嘩口論等なく村内に和氣満渡りぬ」                      | 6231号 |
| 5月1-2日   | 火-水 | 比婆郡比和村    | 宇津戸小学校々々庭                                   | 芝居、角力、烟火など。                                      | 招魂祭・追弔会・凱旋式(予告)。   | 6218号 |
| 5月1日-2日  | 火-水 | 御調郡宇津戸村   | 高尋常小学校生徒の音楽隊奏楽、若連中の操戦、学校児童の運動会、村会議員寄付の烟火など。 | 角力、競馬、烟火など。                                      | 招魂祭・凱旋式。両日は世尊降誕会で休業。芝居興行。若連中、軍人と連旗に無料席提供。                      | 6222号 |
| 5月3日     | 木   | 加茂郡吉士美村   | 超専寺、氏神社                                     | 4日、凱旋祝賀会(氏神社境内)に各小組より屋台、山車など。見世物、競馬、夜は活動写真。      | 凱旋祝賀会。「来集せしもの数千人に及べり」前年9月、村民大会(非講和)。                           | 6233号 |
| 5月3-4日   | 木-金 | 加茂郡賀永村    | 上三永区  | 4日、凱旋祝賀会(氏神社境内)に各小組より屋台、山車など。見世物、競馬、夜は活動写真。      | 賀永村は上三永村と仁賀村の合併村。地形が東西に長く、峠で分断。期日をずらして開催。前年9月、村民大会(非講和)。       | 6238号 |
| 5月5-7日   | 土-日 | 加茂郡賀永村仁賀区 | 八幡神社・仁賀尋常高等小学校                              | 綱火、軽気球、女子手踊(仁賀組)、男女の舞剣(西谷組)、仮装行列(戸石組)など。夜は活動写真会。 | 招魂祭・追弔会ではなく、願解祭として開催。祝賀会は「人出非常に多く空前の盛況なりき」前年9月、村民大会(非講和)。      | 6238号 |
| 5月4-5日   | 金-土 | 高田郡生桑村    | 生田高等尋常小学校運動場                                | 青年会奏楽、生徒遊戯。                                      | 5日、招魂祭。6日、凱旋祝賀会。生徒・青年会員が組織的に参加。                                | 6236号 |
| 5月5日     | 土   | 山県郡都谷村    | 八幡神社境内(字戸谷)                                 | 競馬、大角力、烟火、綱引、撃剣、柔術、御撒など。                         | 19日、各区長、校長ら村内有志で凱旋祝賀会を開催を協議決定(予告)。                             | 6218号 |

|          |     |          |              |  |   |       |
|----------|-----|----------|--------------|--|---|-------|
| 5月5日     | 土   | 高田郡本村    | 説教場・本尋常高等小学校 | 福引、角力、学校生徒遊戯、軽気球揚、夜、八幡神社境内で神楽。                 | 追甲会・凱旋祝賀会、青年団、追甲会に模擬軍艦（案隊を載せたもの）設置。入出は8千余名。                     | 6236号 |
| 5月5-6日   | 土-日 | 双三郡三次町   | 松原公園地        | 角力、銃鎗、剣術、烟火、福引その他。                             | 招魂祭、7日、同町関山にて凱旋祝賀会開催。官民有志5百余名が来会。前年9月9日、双三郡三次町演説会（非講和）。         | 6233号 |
| 5月5-7日   | 土-月 | 御調郡三原町   | 三原高等小学校運動場   | 手廻、屋台など。                                       | 招魂祭・凱旋祝賀会、「市中雄踏せり」前年9月1日、御調郡三原町演説会（非講和）。                        | 6233号 |
| 5月6日     | 日   | 広島市空鞘町東組 | 空鞘神社         | 角力、模擬競漕（太田川）、徒歩競争など。                           | 凱旋祝賀会。「同町付近は非常の入出あり頗る盛んなりき」                                     | 6233号 |
| 5月6日     | 日   | 広島市広瀬町北町 | 天満川洞春寺磧      | 角力、レース、福引など。                                   | 祝捷会。「聴衆をして感嘆の余り流汗背を濡ほす」「一日の快楽を恣にして解散」                           | 6233号 |
| 5月6日     | 日   | 広島市川添村   | 川添橋下流の河原     | 競馬、角力、奏楽、烟花、古書画器物陳列（中学校生徒）、シヤギリ（若連中）、舞会、二和加など。 | 凱旋祝賀会 小学生徒、祝賀式に参列。  | 6233号 |
| 5月6日     | 日   | 安佐郡日浦村   | 大字後山松尾畑地     | 角力、シヤギリ、佞装行列、児童遊戯、後山青年会員の擬戦、剣舞狂言、役場員発起の福引など。   | 凱旋祝賀会。「入出は数千の多きあり非常に盛賑なりき」                                      | 6238号 |
| 5月9日     | 水   | 豊田郡高坂村   | 高坂村仏通寺       | 競馬、剣舞、撃剣、銃鎗、小学生徒遊戯、楽隊など。                       | 招魂祭・追甲会・凱旋祝賀会（仏通寺）。会長＝村長、90余名の凱旋軍人、「非非常の成功なりき」                  | 6242号 |
| 5月9-10日  | 水-木 | 山形郡南方村   | 南方尋常小学校      | 角力、射撃、音楽隊など。                                   | 追甲法会（9日、光雲寺）・凱旋祝賀会（10日）、4名戦死。                                   | 6343号 |
| 5月11-12日 | 金-土 | 豊田郡大草村   | 大草東小学校体操場    | 大草西・東・高等二校の共同運動会、福撒、佞装行列、大地球儀、飾り物。             | 追甲法会・凱旋祝賀会、万国旗・大緑門・陸海軍人の入形、会長＝村長、「無慮七千余人に及び非常に盛賑」。凱旋奉告祭（1日、開催）。 | 6240号 |
| 5月13-14日 | 日-月 | 山形郡大朝村   | 大朝尋常高等小学校運動場 | 学校生徒福引、烟火、撃剣、銃鎗、芝居、シヤギリ、異装行列など。                | 招魂祭・追甲会（13日）・凱旋祝賀会（14日）。「凱旋兵士歓迎の歌」（小学校長、作）。                     | 6242号 |

|       |   |            |            |  |  |       |
|-------|---|------------|------------|--|--|-------|
| 5月14日 | 月 | 佐伯郡水内村     | 大字麦谷字堂原河原  | 十二神祇、花相撲、模造軍艦、剣舞、見造物。                        | 追市法会・凱旋祝賀会、学校生徒唱歌、樂隊吹奏、式辞、記念品贈呈、各辞、宴会、奈良、近來稀なる賑わい。 | 6242号 |
| 5月14日 | 月 | 高田郡坂・長田・戸島 | 向原高等小学校    | 音楽隊、仮装行列、尺八行列、旗火、歌舞伎、社土演劇、角力、剣舞、浮れ節、シヤギリ、山車。 | 三村連合凱旋祝賀会、雨天で1日順延して開催。「八出も非常に多く稀に有る盛賑の状況なりき」       | 6244号 |
| 5月14日 | 月 | 山形郡川迫村     | 蔵迫尋常小学校運動場 | 模造船（舞臺）、風俗行列、児童白虎隊、越後獅子、シヤギリ、生徒の赤白録巻片袴（蔵迫）。  | 凱旋祝賀会「非常の盛会なりき」                                    | 6242号 |
| 5月17日 | 木 | 広島市空堀町西組   | 広瀬村広瀬神社    | 花角力、児童の徒装競争、鞠拾い、綱引など。                        | 凱旋祝賀会、拝殿に大國旗、生徒合唱、君が代奏樂、祝詞朗読（市長）、答辞（兵士代表）。         | 6243号 |

注：1) 県内各市町村で開催された招魂祭・追市会・凱旋祝賀会のうち、身体競技や舞踊を余興として実施した事例を掲載。

2) 「講和」演説会・大会の開催地については、『広島県史』（近代1）1980年、657頁、673頁を参照。

3) 号数は『芸術日日新聞』の号数を示す。

講和反対運動の地域的な拠点となった市町村においても、多彩な余興をとまなう比較的規模の大きな招魂・祝賀行事が実施された。講和反対運動は、ロシアの提起する講和条件と、国民・県民の戦争による犠牲や負担との隔たりの大きさに起因しており、ここでは、政府の戦争終結策に対する批判と不満、鬱憤が表明された。各市町村における招魂・祝賀行事への民衆の結集と歓喜は、たんに戦病死者追悼と戦勝祝賀の意思表示であるにとどまらず、「屈辱的」講和に対する鬱憤を晴らそうとする気分も含まれていた。

## (二) 国家的儀礼と民俗的祭りの接合

とはいえ、招魂と凱旋祝賀の行事は、民衆の戦争や講和に対する怒り・鬱憤を表現するために企画されたものではない。行事を主導したのは、町村長や小学校長、郵便局長や警察幹部、地域の有力者たちであった。祭典は神式・仏

式による追申と、三大節などの儀式規定を参照して行われ、通常、宴会と余興をもって盛大に幕を閉じた。以下に、加茂郡郷原村の招魂・祝賀行事を例示しておこう。

同村では、四月一四日（木）の午前中、氏神社で戦病死軍人のため招魂祭を実施し、ひきつづき、平和克服祭を開催したあと、午後に浄光寺で追申法会を行ない、翌一五日、凱旋軍人六二名の参加を得て定刻に氏神社境内で凱旋祝賀会を開催した。「先づ奏楽（君が代）あり一同最敬礼を行ひ荒谷恤兵会長（節夫氏）徐ろに場の中央に進みて祝詞を朗読し次に知事郡長の祝詞代読、築山警部、土井郵便局長、石井倉田両小学校校長及有志の祝詞、凱旋軍人総代の答詞、生徒の祝歌、記念品贈呈、一同禮」。そのあと、ただちに尋常・高等小学校生徒の「遊戯」が演じられ、ついで宴会場での立食の饗応に移り、「両陛下の奉賀陸海軍万歳を三唱」して閉会した。「又余興には角力、造り物数種ありて何れも観者の目を驚かしたり」。祭典のあとの祝賀会を盛り上げたのが、角力と造り物であった。ちなみに、小学校職員が作詞し、祭典当日、尋常小学生が歌った祝歌は、次のようであった<sup>42</sup>。

万歳、万歳、万歳、勇士の凱旋

君のみことの其一言に、勇みて出でし益良雄が、火にも水にも恐れずおちず、奮ひ猛りて仇討ちひしき、世界に名譽の御旗を立て、錦脊負ひて故郷に帰る、我等を迎へていざいざいはへ、天地にひびく大聲あげて

大元帥陛下万々歳

大日本陸軍万々歳

大日本海軍万々歳

右の祝歌は、祭典のもつ意味をみごとに表現している。祭典は国家的儀礼としての様相を呈し、そのあと、祝宴と余興が厳肅な儀礼的緊張を解き、儀式に盛り込まれたメッセージは民俗的な空間のなかに放出された。国家的儀礼と民俗的な祝祭空間の接合とかわつて、無視しえない三つの契機がある。一つは、式場における有力者・指導者層の顕現と権力関係の表出。もう一つは、国家の末端組織である町村、すなわち、「地方自治団体」を単位とした行事の企画・運営。そして、第三に、記念碑の建立などを媒介にした国家の物語への民俗的世界の包摂である。

第一の契機は、誰が当該町村の有力者であり、どのような権力関係が彼等を中心にして構成されるのか、あらためて衆人の面前で明らかにした。たとえば、四月八日(日)に執行された御調郡久井村の祭典の場合、郵便局長、小学校長、駐在巡査、軍人、村吏、村医、校医、村会議員、学務委員、赤十字社員、愛国婦人会員が上座に列席し、また、高田郡来原村の祭典では、警察署長、巡査部長、村長、小学校長、在郷軍人総代が上座に位置して彼等の社会的位置と役割を浮き彫りにした<sup>(43)</sup>。

第二の契機、すなわち、自然村(字・組・小組)ではなく、行政町村を単位にした招魂・凱旋祝賀会の開催については、この行事があくまで行政町村を単位として立案され、自然村・旧村の祭りを町村レベルに統合するかたちで執行されたことを意味する。たとえば、前述の御調郡久井村の凱旋祝賀会の場合、「余興として江木、下津の両字より若連中が屋台を出し、俄狂言を演じ国道側には処々に国旗を交叉し松竹を樹て繩を張り球燈を吊し万国旗を連掲して装飾を施し<sup>(44)</sup>」た。この事例は、全村的な祝祭が、いまなお、ムラ(旧村)の祭りに依拠していることを示す。と同時に、その場合、若連中のお出し物は旧村の祭りのように自律したのではなく、町村レベルで企画・運営される祝賀行事の枠内での出演だったのである。

「是日朝来好天气にして観者二千人に及び稀なる盛況を呈せしも村民共同の祝賀会とて絶て喧嘩口論等なく村内に和

気満渡りぬ<sup>(45)</sup>」。これは、来原村の祭典に対する外部的評価であるが、ここでは、旧村(字)ではなく、行政村を単位とする全村一致の体験と融和が奨励された。つまり、各町村の招魂・凱旋行事は、いわば上から計画であり、主体のあり方からすれば、厳密な意味での民俗的祭りとはいえなかった。土曜日・日曜日の開催が多いことも、この行事の立案と執行が、当時の民衆の生活を律していた太陰暦ではなく、政府が積極的に導入しようとした太陽暦に準拠していたことを示唆する。つまり、多くの場合、生産者・庶民の生活時間ではなく、行政・学校・軍隊の時間に従わせるかたちで、行事が執行されたのであった。

第三の契機、すなわち、記念事業を媒介にした国家の物語への民俗的世界の包摂については、山県郡都谷村の事例が一つの典型をなす。同村では、四月一六日に村内区長、各校長、有志ら六〇人を役場に招集され、五月五日(土)に八幡神社で凱旋祝賀会を開催することを決定した。「余興として競馬、大角力、烟火、綱引、撃剣、柔術、餅撒等」を実施することになったが、同じ会合で、「戦役記念として一大碑を村内に建設することをも決定<sup>(46)</sup>」した。そこにおいて、民俗的世界と国家の物語を接合しようとする意図が明白である<sup>(47)</sup>。

とはいえ、各町村の招魂・凱旋祝賀行事は、膨大な民衆動員を生み出した。「近在近郷より出で来りし老若男女数万人に達し実に同町にありて空前の催ほしなりき」(加茂郡西条町、四月三〜五日)。「当日は好天候なりしかば来会者頗る多く近来になき盛況を呈したり」(安佐郡三篠村、四月二日)。「人出非常にて空前の盛観を呈したり」(安佐郡三川村、四月一八日)。「非常に賑ひ実に広村創始以来未曾有の盛況を呈し村民も之を観んとて同付近に集まる者多く一時は人の山を築き頗る雑踏を極めたる」(加茂郡広村、四月二二〜二三日)。「人出非常に多く空前の盛況なりき」(加茂郡賀永村、五月四日)。「市中雑踏せり」(御調郡三原町、五月五日)。「同町付近は非常の人出あり頗る盛んなりき」(広島市空鞆町東組、五月六日)。「人出は数千の多きあり非常に盛賑なりき」(安佐郡日浦村、五月六日)。「人出

も非常に多く稀に有る盛賑の状況なりき」(高田郡坂・長田・戸島、五月一四日) などなど。新聞紙の行事報道には誇張もあるが、それでも各町村はこれまでにない活況を呈した。多くの住民が、晴れやかな祝祭の雰囲気満喫したに違いない。祭典の厳肅な秩序は、余興によつて解体され、群れ集う民衆の集合的的身体が、国家的儀礼を民俗的祭りのなかに溶解したのである。

### 第三節 招魂・戦捷祝賀行事の展開と余興競技の活況——民衆的競技文化の顕在化——

#### 1 招魂・追弔行事の祭祀化・余興化

祭典に参集した住民は、余興を介して自在に離合集散を繰り返し、集合的的身体を生み出した。では、この身体は、どのような社会的力と意味をもったのだろうか。

『芸備日日新聞』は、明治三五年一二月、例年九月執行の招魂祭・大轟進転祭(日清戦争における平壤陥落記念)に關して次の社説を載せている。いわく、

「此二大事や本よりが楽の意味に於てす可きものにあらざり須らく敬虔謹肅、以て之に對すべきなり然も其盛況を呈せしむるの用意に於ては別に相當の趣向なかるべからず是に於てか諸種の余興あり亦是れ太平の一瑞祥として見る可き者、苟くも事の猥雑に涉ることなく甚だしく風教に害なくんば斯種の興感娛樂は固より敢て妨げなきなり況んや世は久しく不況に陥り商勢萎縮して振はざる為意氣頗る消沈せるものあるをや(48)」

この社説によれば、招魂祭は「敬虔謹肅」に執行せねばならないが、盛大を装い、意氣を高めるためには、風教を害さず、猥雑に陥らない限りに於いて、余興や娛樂を実施する必要がある、ということになる。ただし、招魂祭では、戦死病者は「壯<sup>さか</sup>なるかな大東帝国の健兒、生きては越<sup>こ</sup>々たる武夫となり、屹<sup>き</sup>々たる勇士となり、死しては英魂毅魄、

なほ是土に留まりて国家の守護神たり」とされ、そこでは、慰撫する者も、慰撫されるものも、「以て尚武的の氣風を養ふの資となさんとする(49)」ことが求められた。そのような趣旨にもとづくのであろう。実際に、招魂祭では、競馬や武術、相撲などの勇壮な身体競技が重視された。余興、とりわけ勇壮な身体競技なくして、招魂祭はありえなかつたのである。

さらに余興は、祭典への民衆動員という意味においても、重要な役割を担っていた。

たとえば、明治三十三年九月に実施された第五師団主催の招魂祭の場合、余興を欠いたために一般住民の参拝がきわめて低調であった。「祭典だけは例年の如く営まれたるも在方よりの人出は少なく又余興の催しもなく只三四の興行物ありしのみなりしを以て該祭典施行時間より昨日に涉りて練兵場はまづ寂寞なりしと云ふの外なかりし(50)」。

以上のように、余興を欠いた招魂祭の場合、一般の参拝者が少なく、会場は寂寞とした。一方、積極的に余興を企画した明治三五年九月の招魂祭の場合は、「一昨日は余興の仕舞日なりしから競馬を始め其他の余興並びに市中のシヤギリも午後三時頃より盛んに執行はれ夜に入りては殊更の賑ひを増したりき(51)」という活況を呈している。その際、最大の動員源となつたのは、競馬とシヤギリであり、いずれも、民俗的祭りの伝統に根ざす身体競技・身体文化であった。

では、明治三九年春に県内各町村で顕在化した招魂・凱旋祝賀行事の場合には、どうか。日露戦争で百六〇余名の戦病死者を出した安佐郡では、明治三九年四月八日(日)、郡長・加藤恂一を委員長にし、招魂祭と追弔法会を可部町の高宮高等小学校で執行している。当日は雨天のため余興は中止になったが、そこでは「擬戦、花相撲、擊劍、銃槍、シヤギリ、手踊り、各戸見せ物、二輪加、屋台芝居、ミセ物、角力、福引、出雲舞、鬼の舞、烟火、自転車競争等(52)」が計画されていた。氏神祭礼や民俗的祭りを彷彿させる多彩な余興を予定していたのである。以後、この企

画をモデルにして、郡内各町村の招魂・凱旋行事が実施されていく。たとえば、四月二日(木)の同郡三篠村の凱旋祝賀会は、次のようであった(53)。

安佐郡三篠村に於る日露戦役出征軍人凱旋歓迎会は昨日午前十時半より同村尋常小学校内に於て挙行したり今其模様を概記せんに同校正門前には緑門あしちの設けあり而して同校内に入れば大小の国旗、球燈等を隈なく或は高く或は低く吊し其他種々なる装飾を設備せり尚式場には活花、幔幕等を張廻しあり又同村各戸の軒頭には松ヶ枝に国旗球燈を吊し而して処々に活花展覧会あり斯て定刻に迫るや会員続々来集し第一鈴の合図にて会員並に同校生徒入場、次で来賓入場着席すると共に一同敬礼、楽隊の伴奏にて来会一同君が代の唱歌を唱和したる後同村軍人歓迎会長山本貢氏は左の祝辞を朗読したり(中略)之を終れば同村長の先導にて来会者一同を同村字大芝なる余興会場に案内し自転車競走、競馬、角力、舞会、俄芝居、地雷火、仕掛火花等を観覽せしめたるが当日は好天候なりしかば来会者頗る多く近来になき盛況を呈したり(一記者)

上述の企画では、あきらかに、雨のため中止になった四月八日の安佐全郡凱旋祝賀会の未発の余興が実現されている。自転車競走、競馬、角力など、新旧・和洋の身体競技に加えて、興行や民俗的祭りを思わせる出し物があり、近來にない盛況を呈した。招魂と凱旋祝賀の行事は、膨大な動員力を生み出したのである。動員力の最大の要因は、ここでも、多彩な余興であった。また、加茂郡賀永村の場合は、旧村・上三永と仁賀村の合併村であったが、上三永区では五月三日(木)に超専寺で追弔会を実施し、四日に凱旋祝賀会を氏神社境内で開催した。「各小組より屋台山車等も出て見世物、競馬等もあり夜は活動写真の催しあり」。仁賀区でも、五月五日(土)に八幡神社で願解祭を執行

し、式後に神楽を奉納、そのあと延命寺で追弔会を執行した。翌六日には仁賀尋常高等小学校で凱旋祝賀を行い、「余興の綱火、軽気球等の催ほしあり仁賀組よりは女子手踊、西谷組よりは男女の舞剣、戸石組より仮装行列等にて夜は活動写真会あり人出非常に多く空前の盛況なりき<sup>(54)</sup>」。ここでは、旧村や小組の民俗的祭りを基盤にしなが、新しい都市型の娯楽も取り入れ、多様な余興を展開した。川添村や吉土実村では、若連中が余興に加わり、緑井村や日浦村は、青年会が余興に出場している。余興の活性化に青年層も深くかわったのである。

都市型の性格を有する広島市広瀬村北町の凱旋祝賀会は、五月六日(日)午後一時より天満川洞春寺で開催され、以下に示すように、余興として角力(棧敷付き)、レース、福引を行なった<sup>(55)</sup>。

式場の南部には余興の一たる角力場及び棧敷あり又式場の北部には福引台あり其北にはレース場ありて竿頭高く日章旗を翻し之より彩旗翻々たる数条の綱を張り尚式場の正面稍東北に当りて大竿頭上広瀬北組と書せる銘旗を掲げ之より陸海軍旗及祝の小彩旗を飾れる六条の綱を頗る遠距離に緊張し一般の装飾開闊なる磧と相對照して壮麗優雅を極めたりし(中略)万歳を各三唱し之よりして主客共に歓声笑語の中に酒盃を飛ばし和氣霽々として恰も一家団欒たるの感ありしが酒興漸く進むに従ひ三々伍々相携へ緑陰深き処に或は角力場、レース場、福引等思ひくの場所に臻り一日の快楽を恣にして解散せしは晚雁時<sup>ねづり</sup>に帰るの頃なりき

広島市近郊で行われたこの凱旋祝賀は、きわめて娯楽性の強い愉快な行事であった。ここでも、動員確保のために新旧・和洋の身体競技が重要な役割を担っている。以上のように、各町村の招魂・追弔・凱旋祝賀の行事は、前段で国家的儀礼を擬した厳肅な式典が執行され、後段では新旧・和洋を織り交ぜた多様な余興が実施された。その際、相

撲、競馬、運動会、徒競走、シャギリ、仮装行列、民俗的な踊りなどの身体競技・身体文化が祭典行事の祭礼化・余興化を積極的に促がし、行事にリアリティを付与したのである。

## 2 民衆的競技文化の顕在化

表3をもとに、招魂・祝賀行事で実施された余興の種類を検討しておこう。多種多様な余興を行っているが、相撲（角力）の開催頻度が圧倒的に多い。シャギリ、仮装行列、競馬、烟火、生徒運動会、舞と踊りがそれに続き、福引、芝居、擬戦、剣舞なども比較的多く開催されている。

都市的祭礼を特徴づける「行列」系の出し物に旗行列、提燈行列、武者行列などがあるが、仮装行列を除き、実施した町村は極めて少ない。屋台、山車など、住民が総力を挙げて実施せねばならない余興も、あまり実施されていない。シャギリ、芝居、剣舞、奏楽、手踊り、神楽、狂言、獅子舞、ニワカ、出雲舞など、在来的な娯楽や余興を実施する町村が圧倒的に多く、それに対し、活動写真、自転車、徒競走、レース、演劇、楽隊など、都市的性格を有する娯楽はそれほど行われていない。その場合、伝統的な余興が固定的、あるいは不変であることを意味しない。なぜなら、伝統的と目される余興の場合、種類は多いが画一性はなく、余興の種類を特徴づける文化的な出自や社会的な性格も雑多だからである。その意味において、伝統的とみなしうる余興は、多様かつ可変的であったとみなしうる。生徒運動会など、学校行事を中心にして余興を行う町村も存在したが、それほど多くはなく、ほとんどの場合、町村単位の地域行事として組織され、そこに学校が加わる形で行事が組み立てられた。なお、興行の形態をとる見世物を開催した町村も、それほど多くない。

余興の中核を形成したのは、身体的競技であった。実施度数の多いものから列挙すると、相撲（角力）、競馬、生

徒運動会、擬戦、綱引、撃剣、銃鎗、徒競走、自転車競争、柔術、競漕、旗取りとなる。新旧・内外・都鄙・貴賤などの文化要素によって特徴づけられうる多様な競技文化が招魂・凱旋祝賀行事を契機として各地に噴出し、民俗的祭りの伝統に依拠しながら、入り混じり、民衆の祝祭空間を活性化させた。各町村の招魂と凱旋祝賀の行事は、民衆の多様な競技文化と、シャギリ、山車、屋台、舞と踊り、行列など、集団で競演する身体文化を中心に展開した。それらの余興が、膨大な動員力を生み出し、民衆の集合的エネルギーを社会的な身体として実体化したのである。

だが、招魂と祝賀の儀礼空間は、民衆の自立的な世界であつたわけではない。そこは、また、国家的儀礼と民俗的祭りが重層的に展開する場であつた。町村レベルで実施された招魂・凱旋行事を契機に、多様な身体的娯楽が顕在化し、国家的儀礼の溶解を促がした。だが、この行事は、日露戦争という国家の紡ぎ出した物語を民衆の戦争体験に接合し、民衆の生活世界を、町村を介して国家に接続する機会としても企画されていた。ここでは、生と死、若さと老い、貴と貧、男と女、個と集団が交流を繰り返し、身体の再生と復権が促がされるとともに、身体の否定としての戦病死が崇高な行為として賞賛されたのである。と同時に、凱旋祝賀会の開催を期に民衆の祝祭文化の蘇生と活性化が図られ、そこにおいて民俗的な踊りや身体的遊戯・競技が重要な役割を果たしたことの意義は大きい。

県内各町村の追弔と祝賀の行事は、さまざまな逸脱行為や国家的儀礼と生活世界の相互作用を誘発しながら、さしあたり、五月中旬をもって収束にむかう。高田郡の場合は、次のようであつた<sup>96</sup>。

▲郡内各町村共招魂祭追弔会祝賀会等を開くこと殆んど毎日の如くありしが吉田町は本月十五日を以て大祝賀会を開く筈にて郡内の全部殆んど完了す▲さて何れの町村も大抵失態なく終了を告げ只郷野、北村、有保の諸村は多少軍人の間に面白からぬ評判ありしも是等も亦有志の尽力にて無事なるを得たり▲されば郡内会同して吉田

町に盛大なる招魂祭又は追弔会を執行せんとは一般の希望なり

註

- (1) 以上、広島県(編)『広島県史』(近代1)、一九八〇年、六六二頁、参照。
- (2) 「青年共進会の美拳」『芸備日日新聞』第五八八〇号、明治三八年四月二八日、三頁。
- (3) 「優良青年団状況(一)」『芸備教育』第八二号、明治四四年二月五日、一〇頁。ちなみに、神村青年会は、明治四一年三月に県知事から、四年五月には小松原文相から、「優良青年団」として表彰されている。この青年会が神村尋常小学校と連合して秋季運動会を開催するのは、明治四三年(一九一〇)一〇月のことである(広島県沼隈郡神村青年団(編)『広島県沼隈郡神村青年団光栄誌』一九三三年、九七頁)。
- (4) 「本県の模範村長」『芸備日日新聞』第五八五六号、明治三八年四月四日、三頁。山南村々長・桑田亮作は、明治三八年(一九〇五)四月、国内巡視で広島を訪問した芳川内相に模範村長として表彰されている。
- (5) 「優良青年団状況(四)」『芸備教育』第八五号、明治四四年五月五日、五頁。ちなみに、山南村青年会は、明治四〇年代初頭、「運動会及運動器具の設備」を整え、「毎年春秋二季に開催す又各支部に鉄棒其他の器具を設置し体育の奨励を図る」ようになる。
- (6) 「芳川内相の訓示」『芸備日日新聞』第五八八〇号、明治三八年四月二八日、二頁。
- (7) 「模範村長と内相の訓示」、同右。
- (8) 多仁照廣(編)『山本瀧之助日記』第二卷、財団法人日本青年会、一九八六年による。なお、日露講和条約調印は明治三八年九月五日だが、『日記』の記述は七月一八日以降、欠落。
- (9) 千年村青年会のこと。山本瀧之助の『日記』には、明治三六年九月二二日の条に「八朔。若連中の集談会にて談話をする。」

とあり、同年一〇月三日「午後、草深教育会にて若連中協議会をまとめる。」とある。さらに、同四日、「松永ニテ尾道連隊区武井を訪ふ。」同九日、「今朝、村長に遭ふて軍人会を協議す。」同二日、「八時の汽車にて松永まで。十一時まで郡長と話す。」同二日、「教育会にて若連連合、軍人会併せ開会の事を協議す。」同十五日、「氏神祭祀なり。コンヒラサンまで急行。コシを見る。」同二日、「青年連合会及在郷軍人会。武井副官、市来郡長来席。」と続く。この日もつて、千年村青年会と軍人会が成立するのである。同青年会は、瀧之助の主導性のもと、郡長や教育関係者、連隊区武官らと緊密に連絡を取りながら結成された。ただし、これは村レベルの組織である。「日記」の一〇月二十九日の条に「節句。若連中寄合。南泉坊へ行く。」とあるように、旧村(字)レベルでは、依然として若連中が勢力を保っていた。ちなみに、瀧之助は若連中を解体するのではなく、むしろ、それを土台にして青年会を組織しようとしていた。すなわち、「先づ各組若連中より各一二名の社長幹事などいへる役員等を出席せしめ、斯くて最初に各組若連中役員連合会なるものを開かして、他日一村青年会の素を作らしむべし」(「地方青年の活動」『吉備時報』第八八号、明治三十七年三月一日、一頁、参照)。前掲の「若連中協議会」は「各組若連中役員連合会」と同じものであると思われる。なお、一〇月二二日の青年連合会、すなわち第一回青年会の成立事情については、「雑報 青年連合会と在郷軍人会(沼隈郡千年村に於ける施設)」(『吉備時報』第一五号、明治三六年二月一日、所収)に詳しい。

(10) 「祭礼と若連中」『吉備時報』第三〇号、明治三十八年二月二五日、三頁。山本瀧之助の執筆。

(11) 瀧之助はのちに、日露戦争中の娯楽抑制策を次のように批判している。「特に過ぐる戦役中『勤儉貯蓄』の事無暗に唱導されて、五節句の贈物を廃止し、祭礼供養の案内を略する等、種々の規約の設けられてより、得てに聞き、勝手に行ひ、人間の風景は、漸く殺了せられて、所謂メイ(凌ぎ)の風をば、一層増長せしめたるが如し。」(山本瀧之助「地方青年団体雜感」『斯氏』第三輯第二号、明治四一年五月七日、四五頁)。

(12) 前掲『広島県史』(近代Ⅰ)、六六六頁。

(13) 「提灯行列其他順路指令」『芸備日日新聞』第六〇九九号、明治三十八年二月四日、三頁。

(14) 「第五師団凱旋祝賀に就いて」『芸備日日新聞』第六一二二号、明治三十八年二月二七日、二頁。

- (15) 『芸備日日新聞』第六一三三号、明治三十八年二月二十九日、二頁。
- (16) 「第五師團凱旋歓迎会」第六一三二号、明治三十九年一月一〇日、二頁。
- (17) 鯉十一会（編）『歩兵第十一連隊史』一九九三年、七七～七八頁、参照。ちなみに、明治三十八年四月に大竹尋常高等小学校へ入学した小田武夫は、日露戦後の凱旋祝賀行事について、「小学校時代の思い出」と題する一文のなかで、「私が小学校に入学したのは時あたかも日露戦争の最中でした。間もなくわが国が戦争に勝って、一躍世界の一等国になり、国威が大いに発揚されました。そして戦勝を祝う行事が、全国至るところでくり広げられ、わが大竹でも旗行列や提灯行列が盛んに行われました。私たち小学生も行列に加って「日本勝った、日本勝った、ロシア負けた、万才万才……」を連呼しながら、街をはしやぎ廻りました。日本が戦争に勝ったことが、子供心にも大変嬉しかったことを今も思い出します。」と回顧している（大竹小学校創立百周年記念誌編集委員会（編）『母校の百年』一九七三年、一三二頁）。
- (18) 「招魂祭余興概況（六日）」『芸備日日新聞』第六三八八号、明治三十九年二月八日、三頁。
- (19) 「招魂祭の景況」『芸備日日新聞』第二九四九号、明治二八年一〇月一七日、二頁。
- (20) 「芝居其他興行物の賑ひ」『芸備日日新聞』第二九四九号、明治二八年一〇月一七日、四頁。
- (21) 「雑事一束」『芸備日日新聞』第二九四九号、明治二八年一〇月一七日、三頁。
- (22) 「広島招魂祭」『芸備日日新聞』第六三八六号、明治三十九年一月五日、一頁。
- (23) 「臨時招魂祭」『芸備日日新聞』第六一九八号、明治三十九年三月二七日、一頁。
- (24) 「臨時招魂祭繁華の中心」『芸備日日新聞』第六一九八号、明治三十九年三月二七日、三頁。
- (25) 「彩られたる広島」『芸備日日新聞』第六一九八号、明治三十九年三月二七日、三頁。
- (26) 「臨時招魂祭計画」『芸備日日新聞』第六一九五号、明治三十九年三月二三日、一頁。
- (27) 「招魂祭彙報」『芸備日日新聞』第六一九五号、明治三十九年三月二三日、一頁。
- (28) 「今明両日招魂祭案内」『芸備日日新聞』第六一九七号、明治三十九年三月二五日、一頁。
- (29) 前掲「今明両日招魂祭案内」、および、前掲「臨時招魂祭繁華の中心」。

- (30) 前掲「招魂祭彙報」。
- (31) 前掲「臨時招魂祭繁華の中心」。
- (32) 同右。
- (33) 「臨時招魂祭と各町村の催物」『芸備日日新聞』第六一九〇号、明治三十九年三月二〇日、四頁。
- (34) 前掲「臨時招魂祭繁華の中心」。
- (35) 「氏神祭と幻燈会」『芸備日日新聞』第六〇五二号、明治三十八年一〇月一七日、付録二頁。
- (36) 「師範学校大運動会」『芸備日日新聞』第六〇七九号、明治三十八年一月一三日、三頁。
- (37) 「神嘗祭と氏神祭」『芸備日日新聞』第六〇五三号、明治三十八年一〇月一八日、付録二頁。
- (38) 「平和克服祝賀会」『芸備日日新聞』第六〇九五号、明治三十八年一月三〇日、付録一頁。
- (39) 「玖波村の平和克服祭」『芸備日日新聞』第六〇二九号、明治三十九年一月五日、三頁。
- (40) たとえば、安芸郡上瀬野村では、在郷軍人が協議し、第五師団臨時招魂祭の終結を待つて三月二七日より五日間、追弔会を実施し、四月一日に凱旋祝賀会を開催している。他村と比べ、対応が早い。五三名の出征者のうち、戦病死者がわずか二名であったことが、そのような迅速な対応を可能にしたと思われる。いずれにせよ、第五師団臨時招魂祭の終結が上瀬野村における招魂・祝賀行事の起点をなした。「在郷軍人の好模範」『芸備日日新聞』第六二〇七号、明治三十九年四月七日、三頁。
- (41) 「西條町凱旋祝賀会」『芸備日日新聞』第六二二三号、明治三十九年四月一四日、三頁。
- (42) 「郷原村の追弔会と祝賀会」『芸備日日新聞』第六二二二号、明治三十九年四月二四日、三頁。
- (43) 「招魂祭と追弔会」『芸備日日新聞』第六二二五号、明治三十九年四月一七日、三頁、および、「来原村の追弔会と祝賀式」『芸備日日新聞』第六二二二号、明治三十九年五月五日、一頁。
- (44) 「招魂祭と追弔会」『芸備日日新聞』第六二二五号、明治三十九年四月一七日、三頁。
- (45) 同右。
- (46) 「都谷村の凱旋祝賀会」『芸備日日新聞』第六二一八号、明治三十九年四月二〇日、一頁。

(47) 招魂祭と青年会の関係については、次のような主張がある。「昨今多くの町村には戦病死者の招魂祭を挙行せらるゝ、趣なるが、是等は元より町村として執り行はるゝものなるべきも、其の準備又は式場の整理跡片付等は一事万事をば成るべく青年会の手にて委して、恰も従来の若連中が氏神の祭祀を一手に引き受くるが如くにして以て青年会と年々の招魂祭とを永く結び付けんことを切望す」(「招魂祭と青年会」『吉備時報』第四八号、明治三九年一〇月二五日、一頁)。

(48) 「明日の広島(招魂祭と記念祭)」『芸備日日新聞』第五〇一九号、明治三五年二月六日、一頁。

(49) 「招魂祭」『芸備日日新聞』第四〇四三号、明治三二年二月一五日、一頁。

(50) 「広島招魂祭の概況」『芸備日日新聞』第四四四二号、明治三三年九月一六日、一頁。

(51) 「一昨日の市況」『芸備日日新聞』第五一一三三号、明治三五年二月一日、四頁。

(52) 「安佐全郡招魂祭追弔会」『芸備日日新聞』第六二〇九号、明治三九年四月一〇日、三頁。

(53) 「安佐郡三篠村凱旋祝賀会(昨日)」『芸備日日新聞』第六二二二二号、明治三九年四月一三日、三頁。

(54) 「追弔会と凱旋祝賀会」『芸備日日新聞』第六二三八号、明治三九年五月一三日、一頁。

(55) 「広瀬村北町凱旋祝賀会」『芸備日日新聞』第六二三三三三号、明治三九年五月八日、一頁。

(56) 「高田郡雜俎」『芸備日日新聞』第六二三三九号、明治三九年五月一五日、四頁。

### 第三章 「地方改良運動」期の運動会——青年会の組織化と学校運動会の変容——

#### 第一節 小学校運動会の形成・展開——連合運動会から校庭運動会へ——

##### 1 沼隈郡における小学校運動会の形成・展開

沼隈郡における小学校の運動会は、明治二〇年代初頭に始まる。明治三三年(一八九〇)一〇月、今津河原で第三番連合各小学校生徒運動会が開催され、明治三一年(一八九八)四月には、千年・山南・熊野三校が上之原で連合大

運動会を実施している<sup>(1)</sup>。明治三〇年代後半になると、柳津尋常小学校が近隣の五校と連合して明治三七、三九、四〇年に運動会を開催した。熊野尋常小学校、赤坂尋常小学校、能登原尋常小学校の『学校沿革誌』など、断片的な史料からの推論に過ぎないのだが、沼隈郡の明治二〇年代と三〇年代は、連合運動会の時代であったといえる。以下、『学校沿革誌』の利用が可能な熊野尋常小学校と能登原尋常小学校を中心に、沼隈郡における運動会の形成・展開について考察することにした。

熊野村は「村内山岳多く土地高峻」な地形で、大正九年（一九二〇）の戸数は六三三、人口は三三六二であった。村立の熊野尋常小学校は、明治七年（一八七四）に開校したあと、明治二七年（一八九四）と四二年（一九〇九）の二度にわたって校舎を増築し、義務教育年限の延長を機に高等科を併設した。大正一二年現在の学級数は一四、教員数一六、児童数は六二五である。一方、能登原は草深・常石とともに千年村を構成する三<sup>おおい</sup>大字の一つで、「一般に山多けれども海岸には所々に平地あり。」という地形であった。能登原尋常小学校は明治七年に創設され、大正一二年現在の学級数は五、教員数六、児童数は二二三である<sup>(2)</sup>。熊野村と能登原は、ともに、市街地を形成するほどの集落は存在せず、熊野小学校は中規模校、能登原小学校の場合は小規模校に属した。二つの小学校の事例から、ごくありふれた田舎の小学校の運動会の模様を垣間見ることができる。

#### (一) 熊野尋常小学校の運動会

『熊野尋常小学校沿革誌』によれば、明治三三年（一八九〇）一〇月二五日、「第三番連合各小学校生徒運動会ヲ今津河原二催ス」とある。連合運動会の初発であった<sup>(3)</sup>。この年の在籍生徒は二〇一人、出席生徒一五六人であった。明治二四年一月三日、「天長節二付 勅語奉読式ヲ行ヒ畢テ上山南水落平野ニテ運動会ヲ催ス」。明治二五年一月

三日、「天長節拝賀式ヲ畢リ生徒一同ヲ率ヒテ沼南高等小学校開校式ニ臨ミ次テ連合運動会ヲ催ス」。

以上のように、熊野小学校は明治二四年の天長節にはじめて運動会を開催し、翌年の天長節に沼南高等小学と連合で運動会を開催した。明治二四年九月制定の「小学校祝日大祭日儀式規程」に、紀元節、天長節、元始祭などの祝日には体操場や野外で「遊戯体操ヲ行フ等生徒ノ心情ヲシテ快活ナラシメンコトヲ努ムヘシ」（第四条）とある。上述の運動会の実施は、「儀式規程」の影響によるものと思われる。

ただし、それ以降、そうした行事は継続されていない。久しい中断ののち、明治三〇年（一八九七）一〇月四日、「土地ノ情況ヲ察シ女子就学奨励上ノ便宜ヲ計リ尋常科三学年以上ノ女生徒体操科ヲ廢シ裁縫科二代フ（中略）全二十三日実業補習学校ト合併シ村内上之原ニテ運動会ヲ催ス（中略）天長節拝賀式ハ御大喪中ニテ挙行セズ」。大喪中を理由に天長節拝賀式は中止されたが、運動会は実業補習学校と合同して実施され、天長節運動会が復活したのである。翌年には、企画をさらに前進させ、明治三二年「四月四日村内上之原ニテ千年山南二村ノ各小学校ト連合大運動会ヲ催ス盛会ナリ」。同年一二月一日には「開校記念式ヲ行ヒ庭内ニテ運動会生徒成績品展覽会ヲ催シ夜衛生幻灯会ヲ開ク郡長警察署長村吏議員臨席來人千数百名頗ル盛会タリ翌夜引続キ幻灯会ヲ催ス」。このときは、天長節ではなく開校記念日を期して運動会が開催され、郡長以下、多数の吏員や議員、篤志家が参集した。さらに二年半後の明治三三年一〇月二四日、「実業学校ト合併シ村内中組八幡社境内ニテ生徒運動会ヲ開催ス」。

このあと、『沿革誌』から運動会に関する記事は再び途絶え、明治三九年（一九〇六）一二月、「本村青年会大運動会ヲ村内上之原ニ於テ開催シ全児童ヲシテ參觀セシム」という記述が登場する。明治四一年一二月には、「本村青年会員ノ寄付行爲ニヨリ増築校舎敷地地均シ。六日、五百名。十二月十一日、創立記念日余興トシテ体操演習会ヲ行フ」。すなわち、青年会が小学校の運動会の活性化に貢献するようになり、学校運動会は新たな段階を迎えたのであ

る。

以上のように、熊野尋常小学校の運動会は明治二三年を初発とし、明治三〇年台初頭に一つのピークを迎えた。その後、一時停滞したあと、日露戦争後の熊野村青年会の運動会の刺激を受け、明治四一年の校舎の増築と運動場の整備を契機に、開校記念校庭運動会（体操演習会）を成立させた。明治四一年が、校庭運動会成立の画期をなす。

(二) 能登原尋常小学校の学校行事と運動会

『能登原尋常小学校沿革誌』から運動会に関連する事項を抜粋すれば、以下のようになる(4)。

明治三一年四月四日 熊野村ニ於ル沼南三カ村連合運動会ニ三四年児童二十三名参加セリ

明治三二年一月三日 児童ニ遊技ヲ行ハシメ賞与トシテ筆一本宛ヲ与ヘタリ

明治三三年一〇月三十一日 重陽ノ節句ニ当タルヲ以テ午後ハ児童全部分欠席セリ

一月三日 児童ニ遊技ヲ行ハシメ菓子六厘宛賞与シタリ

明治三五年四月二八日 恰モ大師巡リノ当日ニ付出席児童僅二十四ノミナリ

明治三六年四月一日 始メテ壮丁ニ対シテ夜間補習教育ヲ行フコトトス

七月二三日 抜広医師ヲ聘シテ児童ノ眼ヲ検査ス児童百七名中トラホーム患者四十四名アリ

九月二五日 入営スベキ壮丁ニ対シテ夜間補習教育ヲ施スコトトセリ

明治三九年二月七日 左義長ノ行事アル出席児童至テ少シ

一〇月二七日 本村池芝原ニ於テ秋季大運動会ヲ開ク競技者ニ白紙ヲ賞与ス

明治四一年九月一七日 (校舎新築落成式)

明治四二年五月一日

本村池芝原ニ於テ運動会開催ス經費ハ五円五拾銭ヲ要シタリ

明治四二年二月四日

始メテ成績品展覽会並ニ学芸会ヲ開キ各教科ニ至リテ技ヲ演ゼシム

明治四四年三月二八日

北校舎新築落成式挙行サル

一月四日

本校庭拡張サレタレバ秋（翌）氣運動会ヲ開催ス

一月五日

千年校ニ於テ始メテ千年村内三校選手競走ヲ行フ

大正三年四月一日

新入学児童ノ為ニ八幡社ニ於テ勸学祭ヲ行ハル

大正四年一月一〇日

御大典奉祝式挙行

一月一六日

大饗宴当日ニ付キ奉祝ノ意ヲ表スル為メニ運動会開催

大正五年二月二五日

（女子部学芸会・音楽会開催）

二月二六日

（男子部学芸会開催）

一〇月二〇日

校訓ヲ「元氣ヨクアレ」「キマリヲヨクセヨ」「親切ニセヨ」ト定ム

大正六年二月一六日

朝会后五分 駆足ヲ行ハシムルコト、ス

五月一日

今津磧ニ於ケル沼隈郡内小学校児童選手競走ニ第五、六学年参加ス

五月二五日

熊野校ニ於ケル沼南組合小学校児童体育会ニ第六学年参加ス

五月二七日

福山中学校ニ於ケル近郡小学校選手競走ニ第六学年岡崎敏夫佐藤武夫参加ス

以上のように、能登原尋常小学校の運動会は明治三十一年（一八九八）の沼南三カ村連合運動会をかわきりに、以後、いくつかの曲折をへて日露戦争後に新たな展開をみせ、明治四四年（一九一一）の校舎新築と校庭の拡張を契機に校

庭運動会が成立した。この年、千年村三校（草深校、能登原校、常石校）による「選手競走」が行われている。

## 2 連合運動会から校庭運動会へ

沼隈郡では、熊野小学校や能登原小学校と同様の展開が他校でもみられた。たとえば、山陽線沿線に近接する赤坂尋常小学校の場合、「明治四十一年一月五日 校舎新築落成式（中略）校門二大旗ヲ交又シ運動場中央二大竿ヲ樹テ其頭上高ク国旗ヲ挿シ八方ニ綱ヲ引キテ万国旗ヲ挿ム（中略）式終リタルハ午後二時四十分ナリキ、次ニ余興トシテ煙火、来賓ノ餅捲本村青年会員ノ劍舞等最後ニ大祝宴会ヲ開キ無事散開セシハ夜陰後ナリキ」。「大正四年十月二十三日 第四回秋季運動会開催ス」。「大正五年十月二十七日 第五回秋季運動会ヲ開ク」<sup>(5)</sup>。同校では、明治四三年一〇月二九日の小学校運動会の事前準備や当日の運営に赤坂村青年会の幹部が携わり、上組支部が綱引き用の縄一本を寄付している。校庭運動会の成立と定着に、青年会が貢献した<sup>(6)</sup>。

郡西部に位置する本郷尋常高等小学校の場合、明治四二年三月、校舎新築・運動場設置。大正四年、校庭で秋季運動会開催。大正五年、学芸会・修学旅行実施。大正九年、マラソン大会開催という経過をたどった<sup>(7)</sup>。既述のように、松永湾に近い柳津尋常小学校では、明治三七、三九、四〇年に五校連合運動会を開催し、明治四一年、新校舎落成、明治四三年に学芸会を開催している<sup>(8)</sup>。

以上のような運動会の開催事例と連合運動会をめぐる動向から推定して、沼隈郡内の小学校で運動会が定着するのは、日露戦争後、とりわけ明治四一年以降のことであり、校庭運動会の成立がそれを決定づけたとみなしうる。その際、小学校運動場の必置規程、義務教育年限の延長とそれともなう校舎の新増築、運動場の整備・拡充が重要な役割を果たした。

沼隈郡における小学校運動会の形成・展開については、さらに、次のような論点を指摘しうる。

第一に、各校の運動会の初発的な展開にとって、連合運動会の開催が重要な役割を果たした。

第二に、運動会は単独行事ではなく、天長節などの国家的祝祭日や学校の記念行事に付設するかたちで、すなわち、それらの行事の余興として定着していった。

第三に、各校における運動会の定着は、明治三〇年代末以降のことであるが、それと並行して、児童の民俗的習俗や慣行と学校教育との対抗・確執も収束していった。

第四に、各校の校庭運動会の成立が明治末年から大正初期にかけてであるのに対し、学芸会や音楽会はそれより遅れて成立した。

第五に、千年村での村内三校による「選手競走」の事例が示すように、運動会の徒競走は明治後期になって競技化の傾向を強め、他校との交流を介して選手が輩出するようになった。この傾向は、それ以降も継続的に進行し、大正中期になると、選抜児童による全郡ないし地域横断的な体育会・競技会が開催され、競技化の傾向を強めていった。

第六に、赤坂小学校の事例が示すように、校庭運動会の成立・定着と体育施設・器具の充実に青年会が貢献した。

以上の論点をふまえ、とくに小学校の運動会と青年会活動の関係について、日露戦争後の地方改良運動を視野に入れながら、次節でより詳しく検討することにしよう。

## 第二節 青年会の組織化と学校運動会の変容

### 1 青年会の組織化と運動会——沼隈郡千年村青年会常石支会のおおむの事例——

『沼隈郡誌』によれば、千年村は能登原、草深、常石の大字のおおむ（旧村）からなる。「東西二里、南北十八町三十二間、

面積〇、九五方里。一般に山多けれども海岸には所々に平地あり。其の大なるものを山南川下流の草深新涯とす。能登原新涯之に次ぐ。南方は海に面し、東に阿武兔岬、西に御堂ヶ鼻あり。」「農業の外畷表花筵を織り、常石には石炭廻送業者多く能登原には漁業者あり。」

明治四〇年（一九〇七）の戸数は一〇七一、人口は六〇五〇、郡内では鞆町につぐ大村であった。常石小学校は明治五年（一八七二）に「啓蒙所」として創設され、明治二六年（一八九三）四月には千年村立常石尋常小学校と改称し、明治三二年（一八八九）に校舎を増築、明治四一年八月（一九〇八）には義務教育年限の延長と児童数の増加にともない村社・八幡社境外に新築移転した。大正一二年（一九二三）現在の学級数は四、教員五名、児童数一七一名であった<sup>(9)</sup>。

大字・常石の場合、学校運動会は青年会の組織化に重要な役割を果たした。以下、山本瀧之助が校長として在任した時期（明治三八年二月～明治四三年九月）の千年村常石小学校の運動会と、それをめぐる若者の動向を中心に検討することにしよう。

瀧之助の『日記』によれば、運動会に関する記述は明治四〇年初頭に集中しており、それ以前の記述は次の三件しかない<sup>(10)</sup>。

・「晴天。此日運動会。併シ草深・能登原耳。盛会ニアラズ。」（明治二二年四月四日）。

・「出勤。此日神武天皇祭日ナルヲ以テ、旧連合学校ノ生徒、当社ニ而遙拝式ヲ行フ。余興ニ体操及旗取ヲナス。生等午後二時比ヨリ見物。否遙拝ニ行ク。見物、否參詣人ハ左程多カラズ。」（明治二二年四月三日）。

・「菅原ヨリ運動会云々来状。即日返じ。」（明治三〇年五月一七日）。

以上のように、明治二〇年代初頭の運動会は、国家的な祝祭日に近隣の小学校と連合して行われた。観衆はそれほど多くない。しかし、明治三〇年代末から四〇年代初頭にかけて、事態は大きく変化する。以下、いくつかのトピックスにわけ、運動会に関する記述を『日記』のなかから抜粋しておこう。

(1) 常石小学校運動会と青年の準備・協力

明治三十九年(一九〇六)

九月二二日 岡崎に寄りて、運動会の相談をやる。秋日なり。

一〇月二五日 出勤。運動会にて、心支度。

一〇月二九日 (前略) 運動会の準備にて、アレコレ心忙はし。

十一月一日 (前略) 天気になる。運動会にて忙はしい。

十一月二日 夜来雨。晩に晴れる。明日の仕度。青年男女賑々敷来る。手伝ふ。

十一月三日 午前は曇り。冷たい事。運動会随分にぎやかなりし。夜、荒神神楽へ正次を連れて四つ五つ見て戻り申候。(中略) 運動会もすみました。

十一月四日 日曜日。終日家居、何もせず。寝たり、起きたり。斬髪。

十一月六日 岡君専心に運動会を表に作る。

十一月七日 宝田院に活動写真を見る。月半竿の時ボツ／＼帰る。

十一月八日 秋日和。稲刈大分始まる。

一月一日 常石お祭り。如<sup>レ</sup>例青年会女来集。夜、談話会。コレハ不景氣。十一時帰宅。  
一月十五日 雨となりぬ。先づ通常。本格式に青年会をまとめんと欲す。

上掲の運動会は一月三日(土)、すなわち天長節に開催された。常石小学校の運動会に関する記述はこれが初出であり、おそらく、この運動会が瀧之助が教職について最初の常石小学校校庭運動会ということになるのである。注目すべきは、このとき、青年会員が準備作業に協力していることである。この日は天長節であるだけでなく、秋の収穫期にあたっており、荒神社の神楽から氏神祭礼日に至る約一週間、多忙ではあるが村内には晴れやかな祝祭のムードが漂っていた。そうした雰囲気の中で運動会を開催し、一部ではあるが、若者の協力を得ることに成功したのである。この運動会を契機に、瀧之助は常石の若者の組織化に積極的に取り組んでいくことになる。

(2) 第一回沼隅郡青年大会と千代村青年会

明治四〇年(一九〇七)

五月二十七日 郡青年会一万に近い人なり。  
五月二十八日 夜、有志会を開き、二時帰宅。  
五月二十九日 青年会のものども明日の式のしたくをする。  
五月三〇日 旗保持式をする。式は静粛に出来た。これで安神<sup>(マ)</sup>。  
五月三十一日 青年会、雛を買つて慰労する。二時に帰る。

沼隈郡における郡レベルの青年会の組織化は、明治三十六年（一九〇三）四月、郡長・市来圭一が町村長と小学校長に「若連中」の指導を指示したことに始まる。同年五月、阿武信一が新郡長となって青年会設立に尽力し、一〇月、千年村に郡内最初の青年会が誕生した（別名、青年連合会。若連中協議会、若連合ともいう。このとき、在郷軍人も同時に結成）。その後、各村に青年会が結成され、明治四二年（一九〇九）四月の鞆町青年会の設立をもって郡内の組織化を完了する（表5、参照）。明治三九年（一九〇六）一月には、町村青年会を基礎組織とする沼隈郡青年会が誕生し、同年一二月に「青年会綱要」を定め、「郡青年会々則」を変更し、あわせて「青年会準則」「入会退会式順序」「教育点呼規程」「巡回文庫設置規程」などを制定した<sup>11)</sup>。体育・身体競技については、「綱要」と「会則」のなかで「身体ノ発達健康ヲ図ル為運動会、擊劍、柔道、角力、其他ノ競技ヲ為スコト」（「青年会綱要」第四条第四項）、「身体ノ教育ヲ助ケ其健康ヲ保ツノ施設ヲナスコト」（「郡青年会々則」第一条第六項）にした<sup>12)</sup>。

瀧之助の『日記』にある「郡青年会」とは、今津河原で開催された第一回沼隅郡青年大会のことである。この大会で優良青年会が表彰され、余興として各種の運動競技が実施された。以後、このイベントは、日露戦争日本海海戦で日本の勝利を記念する海軍記念日を期して開催され、郡青年会の主催する最大の年中行事として恒例化された（表6、参照）。明治四〇年（一九〇七）五月二七日の大会の場合、優良青年会を表彰したあと、「余興に移り相撲、自転車競争、擊劍等ありて興趣頗る多く此間絶へず煙火を打揚げたり本日参会せる各町村青年者は数千を以て数ふべく又此盛観を見んとして各所より集まり来れる老若男女雲霞の如く広き河原も殆んど立錐の余地を存せざりき<sup>13)</sup>」。当日、山南村、千年村、瀬戸村、赤坂村、熊野村の各青年会が優良青年会として表彰されたが、表彰理由のなかには、「火防器具及体育器械の設備」（千年村青年会）、「運動会を挙げて心身の練磨」（熊野村青年会）など、体育に関する事項も含まれていた（表7、参照）。瀧之助の『日記』によれば、千代村青年会は大会の三日後、表彰で得た優勝旗の

表5 沼隈郡における町村青年会の設立年月と実勢  
(明治42年12月現在)

| 町村名     | 設立年月    | 支部数 | 人員    |       |       |       |
|---------|---------|-----|-------|-------|-------|-------|
|         |         |     | 少年部   | 成年部   | 壮年部   | 合計    |
| 山手村     | 明 38.3  | 2   | 14    | 47    | 60    | 121   |
| 郷分村     | 明 38.5  | 3   | 25    | 29    | 62    | 116   |
| 草戸佐波神島村 | 明 38.3  | 7   | 11    | 48    | 66    | 125   |
| 津ノ郷村    | 明 38.4  | 8   | 16    | 43    | 141   | 200   |
| 瀬戸村     | 明 38.4  | 9   | 33    | 107   | 121   | 261   |
| 赤坂村     | 明 37.3  | 11  | 38    | 82    | 152   | 272   |
| 神村      | 明 38.3  | 13  | 55    | 154   | 165   | 274   |
| 本郷村     | 明 39.1  | 9   | 47    | 99    | 131   | 277   |
| 東村      | 明 38.10 | 7   | 54    | 76    | 59    | 189   |
| 西村      | 明 38.11 | 9   | 29    | 82    | 109   | 220   |
| 高須村     | 明 38.12 | 11  | 38    | 100   | 153   | 291   |
| 山波村     | 明 38.11 | 2   | 23    | 47    | 58    | 128   |
| 今津村     | 明 38.7  | 6   | 6     | 59    | 126   | 191   |
| 松永町     | 明 38.10 | 2   | 46    | 134   | 162   | 342   |
| 柳津村     | 明 37.4  | 5   | 51    | 92    | 120   | 263   |
| 金江村     | 明 37.1  | 8   | 40    | 97    | 163   | 300   |
| 藤江村     | 明 37.1  | 10  | 20    | 120   | 175   | 315   |
| 浦崎村     | 明 38.2  | 9   | 95    | 213   | 290   | 598   |
| 百島村     | 明 39.4  | 4   | 40    | 101   | 86    | 227   |
| 横島村     |         | 7   | 25    | 35    | 20    | 80    |
| 田島村     | 明 39.8  | 3   | 68    | 168   | 164   | 400   |
| 千年村     | 明 36.10 | 23  | 60    | 183   | 355   | 598   |
| 山南村     | 明 38.1  | 10  | 33    | 114   | 153   | 300   |
| 熊野村     | 明 38.3  | 7   | 44    | 119   | 119   | 362   |
| 水呑村     | 明 39.2  | 15  | 81    | 176   | 191   | 448   |
| 田尻村     | 明 38.5  | 5   | 4     | 73    | 133   | 210   |
| 軈村      | 明 42.4  | 11  | 10    | 194   | 32    | 236   |
| 走島村     | 明 38.12 | —   | 4     | 6     | 20    | 30    |
|         |         | 220 | 1,010 | 2,798 | 3,666 | 7,474 |

注1：藤谷寅蔵（編）『広島県沼隈郡青年会』（明治43年4月）3～4頁による。

注2：少年部（12～15歳未満）、成年部（15～21歳未満）、壮年部（21～30歳以下）。

表6 沼隈郡青年大会と余興（明治40～45年）

| 開催年<br>余興 | 第1回            | 第2回            | 第3回            | 第4回            | 第5回            | 第6回            |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
|           | 明治40年<br>5月27日 | 明治41年<br>5月27日 | 明治42年<br>5月27日 | 明治43年<br>5月28日 | 明治44年<br>5月27日 | 明治45年<br>5月20日 |
| 自転車競争     | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              |
| 相撲        | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              |
| 徒歩競争      |                | ○              | ○              | ○              | ○              | ○              |
| 撃剣        | ○              | ○              | ○              |                | ○              | ○              |
| 柔道        |                | ○（柔術）          | ○              | ○              | ○              | ○              |
| 銃鎗術       |                |                | △              | ○              |                |                |
| 棒捻        |                |                |                |                | △              | ○              |
| 棒押        |                |                |                |                | △              | ○              |
| 沼隈踊       |                |                |                | ○              | ○              | ○              |
| 御庭踊       |                |                | ○              | ○              |                |                |
| その他の余興    |                | 消火演習           | 秘密運動、<br>造花行列  |                |                |                |
| 参加者・観衆    | 数千人            | 1万5千人          | 8千余人           | 8千人            | 1万5千人          | 1万5千人          |

注：1）○は実施種目、△は予告されたが、実施については不明。

2）出典は『芸備日日新聞』第6552号、第6862号、第7204号、第7217号、第7569号、第7570号、第8261号、第8262号、第8263号。

表7 沼隈郡長より表彰された町村青年会  
（表彰理由に体育・娯楽に係る事項を含むもの）

|        | 第1回大会（明治40年）  | 第2回大会（明治41年）     | 第3回大会（明治42年）                            |
|--------|---------------|------------------|---|
| 千年村青年会 | 体育器械の設置。      | 運動会の開催。          |   |
| 熊野村青年会 | 運動会を挙行し心身の練磨。 |                  | 倶楽部設置、幻燈会開催。                            |
| 赤坂村青年会 |               | 各地に倶楽部を設置。       | 倶楽部を設置し修養に努める。                          |
| 瀬戸村青年会 |               | 倶楽部を設置し修養に努める。   | 学校に運動器械設置、運動会開催。                        |
| 金江村青年会 |               | 運動会の開催、柔道撃剣に精励。  | 運動会の開催。                                 |
| 浦崎村青年会 |               | 祭典の余興を制限し、風紀の改善。 | 祭典の余興を矯正し、武術を練習。                        |
| 本郷村青年会 |               |                  | 運動器械の設備。                                |
| 藤江村青年会 |               |                  | 運動器械を学校に寄付。                             |
| 神村青年会  |               |                  | 倶楽部を設置、運動用具を設備し身体<br>の健全を図り、運動器具を学校に寄付。 |

注：1）表彰は前年度の活動や事業実績に対してなされた。

2）『芸備日日新聞』第6552号、第6869号、第7216号、第7217号による。

保持式を草深小学校で開催し、翌日、慰勞会を実施している。

ちなみに、明治四三年（一九〇一）五月の第四回青年大会の模様を記せば、「本日は朝来微雨なりしに拘らず會員は草鞋脚絆掛若くは蓑笠の扮装にて青年会旗を翻へし勇ましく続々来会し式場には高壇を設け国旗を交叉し幔幕を張り万国旗を吊し其他会場の付近には白赤紫等にて彩れる旗を所々に翻へし壯觀云はん方なし」。当日、会場で伝達された知事の告辞は「青年の風儀」刷新、「心身の修養」「勤儉力行」を高唱し、「各種の競技を演じて大に青年の勇気を鼓舞奨励する」ことを求めていた<sup>(14)</sup>。

(3) 常石尋常小学校卒業式後の生徒運動会と青年会主催の篤志者表彰式

明治四一年（一九〇八）

三月二五日 運動会と授与式とで忙はし。

三月二七日 午前、授与式。午後、運動会。コレで一と安心。

(三月二七日 常石尋常小学校卒業式。(中略) 午後四時、生徒運動会の席を善用して青年会主催の篤志者

(氏名、略) 表彰式を挙行)<sup>(15)</sup>。

以上から、小学校の儀式・行事、とりわけ運動会は青年会の組織化を進める重要な媒体であったことがわかる。

(4) 草深尋常小学校生徒運動会と中央部青年会運動会の開催

明治四一年（一九〇八）

四月三日 国旗を出してあるは、小宅の近所のみなり。(中略) 土生の庵にて中央部青年会役員会。運動

会開催の相談及図書館の件相談の由。

四月一八日 草深校庭にて生徒運動会に続いて、中央部青年会の運動会あり。見物人は随分多し。併し、学

校近傍にて野に出ているものも多し。学校の庭にウリヤ三人居る。ドコの隠居にや、青年会の運動を見て、アンナ事は内の孫らも大少やるから寺へ参つた方がよい、といひつゝ、帰る。中

央部青年会の催といえども、阿引・梶尾・浜・奥は加はずとか。青年会の運動のある時、役場にては切付(ツギ)の読合盛(マカ)に聞ゆ。

四月二〇日 此程の中央部青年会運動会の一受賞はハンケチ二枚、半紙一帖、絵葉書十枚とか。

四月三日は、神武天皇崩御の日とされる大祭日であった。四月一八日(土)には草深小学校運動会が開催され、そのあと中央部青年会が運動会を実施した。ただし、見物人は「幾分多し」といった程度で、出店はあったが全村的な行事にはならず、役場吏員も積極的な支援を行っていない。中央部青年会は、能登原・草深・常石という千年村の三行政区(大字)のうち、草深を地盤にしていた。草深は、黒迫・林崎・土居・奥・楨尾・浜・阿引・横引の八つの字からなる。運動会には、そのうちの四字しか参加していない。千年村という青年会活動の先進的な地域においてさえ、青年会の運動会は若者から十分な支持を得ていなかったのである。この傾向は、他の青年会活動にも該当した。たとえば、瀧之助の『千年村日記』は、同年五月二八日の第二回沼隅郡青年大会について、「今津河原にて本郡青年会大会開催。本村よりは外常五十名、大越片山二十名余、草深と能登原とよりは全員一人の出席もなし。<sup>16)</sup>」と記している。大会に参加したのは瀧之助の居住地であった常石だけであった。地域には若連中の影響力が残存しており、新し

く組織された青年会は若者を完全に掌握してはいなかった。ちなみに、草深尋常小学校は六年制義務教育実施の翌年にあたる明治四二年（一九〇九）、二ヶ年の高等科を併設して千年尋常高等小学校と改称した。大正一二年現在の学級数は一四、教員数一五、児童数は七四二。学校の規模において、同じ村内の他の二校を大きく凌駕していた。

(5) 草深学校運動会と山南運動会

明治四一年（一九〇八）

一月八日 草深学校運動会。合、旧校舎にては在郷軍人会。十二時比、大越の保兵衛サ時計を下げ杖をついて運動会見物に行く。

一月二日 山南運動会。草深より見物人大分行く。

(6) 常石小学校運動会に「青年」四名参加

明治四二年（一九〇九）

三月二六日 常石校証書授与式。（中略）午後、吹雪の中を運動会。草深校より職員一同参観。能登原校より高田君来観。ウリヤコ四人、校の庭外にあり<sup>(17)</sup>。

四月二二日 節句。午後、小運動会が中運動会になる。夜、評議員会十一時半ねる。

四月二二日 旧三月のお節句。（中略）常石学校午後の小運動会、終に大運動会となる。青年の中にて、競争に加はつたるは、上田品次郎・神原利助・神原満次郎・小林阪一。夜、評議員会。少女会員の素行勤否を調査して表彰のことを決議する<sup>(18)</sup>。

以上のように、明治四一年の秋以降、若者や村民の運動会に対する態度は肯定的な方向へと変化した。翌春には、運動会に予想を超える観衆が集まり、このとき、四名の若者をはじめ競技に加わった。そのうち、神原満次郎（明治三三年三月卒業）は千代村青年会常石支会役員で、神原利助（明治三七年三月卒業）は明治四三年四月、郡青年会主催の団体旅行にメンバーとして加わり、名古屋で開催された全国青年大会に出席する。ともに、熱心な青年会員であった。二年半におよぶ瀧之助や彼等の活動をとおして、やっと、常石の若者が小学校運動会に参加するようになった。そのことは、学校教育や教師の影響を受けた若者のなから、若連中の人的なつながりを抜け出して青年会の活動に参加する者が出現したことを意味する。運動会への若者の参加は平板な過程ではなく、数年にわたる若連中の抵抗や生活習俗との確執をへて実現したのである。運動会は、ムラの若者たちの人間関係の改変を促がす重要な契機となった。

## 2 青年会活動の展開と学校運動会の変容——児童・青年連合運動会の成立——

明治三六年（一九〇三）の晩秋に実施された安佐郡亀山村虹山尋常小学校の小学校児童と青年会員による連合運動会は、広島県におけるこの種の試みの初発をなす。このとき、青年会員と児童が列を整えて同校運動場に入場し、青年会の「秘密競技」が耳目を集めた。この企画はそれ以後も継続され、明治四一年（一九〇八）五月には婦人会員も加わり、三者合同の「児童并に青年会婦人会大運動会」に発展し、青年会の「竿上旗奪」や婦人会の「センターボール」などに注目が集まった<sup>(19)</sup>。

沼隈郡では、明治三七年（一九〇四）一月六日に発会式を挙げた金江村青年会が、「青年ノ風儀ヲ改善シ」、「兼テ

固陋の宿弊ヲ矯正」することを目的にかかけ、会則に「講演会」「夜学会」「春秋二回運動会ヲ開クコト」を定めてい(20)る。「改善の域に進める地方青年団が、新事業として着手せるものを列挙すれば、略ぼ以下の如し、夜学会開設、文庫設置、講話、演説、談話、運動、娯楽会等開会、雑誌発行、青年会堂建設、運動場開設(以下略)」といわれたように、運動会は若連中の再編・統合をめざす青年会の重要な新規事業の一つであった(21)。青年会の組織化にあたり、身体競技が積極的に活用された。たとえば、田島村青年会の場合、明治四一年四月、田島尋常高等小学校で入会式を行い、そのあと「余興トシテハ五隻ノ伝馬船競争ト綱引トニテ観覧者千五百(中略)実ニ盛況ナリシ(22)」。同年一月二五日に山南青年会が同村尋常小学校で行った勅語奉読式と秋季大会は、「式後和田特務曹長指揮ノ下ニ壮丁教練ヲ行ヒ、又徒歩競争、角力、擊劍等ノ競技アリテ全ク散会セシハ午後六時ナリシ本日ノ来会者ハ約三百名ニシテ参観人頗ル多ク実ニ盛会ナリシ(23)」。それらの企画では、若者たちが親しんできた伝統的な競技に加えて、教練や徒歩競走が実施されている。

表7によると、明治三九年(一九〇六)に熊野村青年会、翌四〇年には千年村青年会と金江村青年会、四一年には赤坂村青年会と瀬戸村青年会が運動会を開催した。それと並行するかたちで、運動器械を学校に設置、あるいは寄付する青年会も続出した。重視すべきは、器具の設置や寄付の場合、次に示すように、支部(字)が単位になっていることである。青年会の日常活動は、実際には支部ムラ(旧村)を単位にして行われ、運動会は、それらの組織と活動を全村レベルで束ねる役割を担ったのである。この時期の町村青年会は、全村レベルの式典や講演会、総会などを除けば、支部を単位にして日常的な事業を展開した。支部レベルの事業についても、基本的には支部ムラ(旧村)を単位にして参加したのである。

・「機械体操具金棒式ヲ全村学校ニ据付寄付シタリ<sup>(24)</sup>」。「『ラケット』四本ヲ全村小学校ニ寄付シタリ<sup>(25)</sup>」(明治四一年、郷分村青年会草木支部)。「価格金二円六拾銭ノゴム球二十個ヲ児童ノ遊戯用具トシテ郷分小学校ニ寄贈セリ<sup>(26)</sup>」(明治四三年、同上)。

・小学校へ綱引き用大綱を寄贈(明治四一年、四二年、神村青年会羽原支部員)<sup>(27)</sup>。

・小学校校庭に遊動円木一、ブランコ一、金棒一を設置(明治四三年二月、津之郷村青年会)<sup>(28)</sup>。

・精華高等小学校運動場を三〇名の労力を供出して地均し。ブランコ据付。その費用一円を共同募金から支出(明治四二年一〇月一九日、藤江村青年会柳見堂支部会員)<sup>(29)</sup>。同村小学校の運動場が全面粘土質で雨天後に乾燥しないため、四日間、青年会が勤勞奉仕で地均し(明治四三年一〇月二六日～二九日、同上)<sup>(30)</sup>。

青年会員の運動会への関与については、前節で紹介した千年村中央部青年会の運動会(明治四一年四月)や常石小学校運動会(明治四二年四月)への青年会員の出場に示されるように、学校を基盤にして展開し、青年会が単独で企画するのではなく、小学校運動会と連合して開催するか、あるいは、小学校運動会のプログラムに青年会種目を追加して参加することが多かった。

沼隈郡において、学童・青年の連合運動会の開催に先鞭をつけた神村青年会の場合、明治四二年一〇月二二日(旧曆九月九日の節句)、児童は午前、青年会は午後から尋常小学校に集合し、徒歩・載囊・障害の諸競技、成年担俵、成壮年農装、少年の体操、腕力比べなどを「連合して交互演技」した<sup>(31)</sup>。これが神村における秋季連合運動会の始まりである。同じ年、青年会員は学校増築校舎の地均し工事に従事し、一一支部のすべてに倶楽部が設置され、会員が毎夜、および、休日に集会して新聞雑誌の読書や国語・算術の復習をした。山中、峠、延谷、須江、番田の六支部

員は倶楽部に金棒を設置して休日に器械体操を練習し、番田、須江の二支部員は土俵を設けて身体鍛錬に取り組んでいる<sup>(32)</sup>。その前年の一〇月には、校舎増築落成式を期に秋季大会と戊申詔書奉読式を開催し、そのあと、羽原支部会員主催による大角力と仁和加神楽の余興を行った<sup>(33)</sup>。須江支部会員もまた、その年に体操器械を、羽原支部員は綱引き用の大綱を学校に寄付している<sup>(34)</sup>。児童・青年の連合運動会はたんなるイベントではなく、そのような支部を基礎にした活動の積み重ねのうえに成立したのである。

明治四三年一〇月には、青年会の幹部会と正副支会長会が開催され、(1)三〇日に学校と連合した秋季運動会を実施すること、(2)午後には運動会と秋季青年大会を行うこと、(3)「運動会ノ準備及其取片付ハ青年会員ニ於テ之ヲ担当スル事」を決定し、あわせて、「矢野会長ヨリ運動会競技ニ関スル注意事項三四項ヲ指示」された<sup>(35)</sup>。ただし、「沼隈郡神村青年会は明後三十日勅語御下賜の記念日に於て午前九時より同村尋常小学校に本年秋季総会並に入退会式を挙行する筈にて同日は同校地同一回の運動会と会員の種々なる余興の催ほしもあれば定めし盛会ならんと云ふ<sup>(36)</sup>」と報道されているように、こうした運動会は、自立した行事ではなく、あくまで国家的祝日や関連する催しの余興として行われた。当日は少年部と成年部に分かれて徒歩、戴囊、障害物、担俵、農装、および、少年部の体操・腕力比べを実施し、青年「会員中より係員を定めて来賓接待の任に当り少年部は少年新報社を設け縷々時報を發行し之を參觀者に配布して歓迎を受けたり、因に同会場の設備は前日各支部より二名宛出で、之を整へ取片付並に入用品の借入、返却は一切羽原支部員にて斡旋尽力せり、尚同日は時間勵行制約後第二回目にて定刻までに半数以上の会員を引率して出席したる支部の順位左の如し。(以下、略)<sup>(37)</sup>。運動会が各ムラ(支部)の若者を動員するための装置となり、結集率や集合時間の正確性、すなわち、動員力や結束力、さらには、時間的な規律をめぐるムラ(支部)単位の競争が組織されたのである。翌年一〇月二五日には、「徒歩競走、スプーンレース、球送競争、載囊競走、

兎飛競走、綱引競争、輪抜競走等<sup>(38)</sup>」が行われた。その後、青年の部のプログラムは徒歩競争、障害物競争、リレーを中心に構成され、そこで活躍した者のなかから今津河原の青年大会に出場する選手が輩出した。大正一〇年以降、青年の部は青年団の単独事業となり、春季は徒歩競走を中心に、秋季は郡青年団体育会の選手予選を兼ねた競技会として実施されるようになる<sup>(39)</sup>。

学童・青年の連合運動会という神村の方式は、郡内の他の町村でも試みられ、広く行われるようになる。たとえば、赤坂村では、明治四三年（一九一〇）一〇月二九日の小学校児童運動会に際し、青年会幹部が前日から手伝い、当日は早朝より夜まで「幹旋」の労をとった。この年、上組の竹ノ下支部は綱引き用の縄一本を小学校に寄付している<sup>(40)</sup>。山南村でも、明治四四年一〇月三〇日、敬老会を兼ねた小学校児童と青年会の連合運動会を開催し、「何レモ各支部ヨリ選出シタルモノ」によって一二種目の競技を行った<sup>(41)</sup>。各支部の選拔選手による競技は、各支部間の競争意識を喚起し、競争を介して青年の全村的な統合を図る装置であったことを示す。

瀬戸村青年会の場合、同年一〇月一四日、尋常小学校で「児童体操演習会」と合同で運動会を開催し、プログラムは「徒歩競争、スプーン、提灯競争、農装競走等ニシテ回数二十回ニ涉リ競技人員百二十名ナリ<sup>(42)</sup>」。熊野村青年会の場合、同年一〇月三〇日の午後、「小学校体操演習会」に「付帯」して会員の体育会を開催、「運動ノ種類ハ徒歩ヲ主要ナルモノトシ障害物其他数種アリタリ今回ハ賞与ヲ全廃シタリシニモ拘ラズ敏活ニ勇壮ニ且ツ規律アル動作ヲナシタリ午後四時ニ至リ雨天トナリシ為メ遺憾ナガラ之レヲ中止シタリ<sup>(43)</sup>」。運動会にかえて「演習会」の呼称を採用したことは、のちに考察するように、それらの村の小学校が運動会の改革に積極的に取り組んでいたことを示す。いずれにせよ、青年会員の参加する運動会や演習会は、学校教師のイニシアティブのもと、学校と青年会が提携しながら進められた。逆にそのことが、学校の運動会を地域的な行事へと発展させ、学校行事を地域に定着させる要因に

もなったのである。留意すべきは、その際、ムラ（旧村）を単位にした集団的な対抗意識が活用され、運動会が奮斗型の人間類型や競争関係を表象するうえで有力な梃子になったことである。ただし、プログラムにはレクリエーション的な番組も組み込まれており、選別的要素と協調的要素が微妙なバランスを保っていた。

### 第三節 「余興」競技から「体育会」「運動会」へ——運動会をめぐる対抗——

#### 1 運動会の地域行事化・祝祭化

明治四〇年代初頭の沼隈郡東村は、戸数三〇八戸、人口約千七百の小規模な農村で、全農家が豊表の製造を副業にしていた。明治四一年一月八日（日）、在校生三百名に満たない村立東村小学校において、開校以来はじめて次のような式典と運動会が開催され、村内および近郷の住民を好奇の渦に巻き込んだ<sup>(4)</sup>。

去ぬる八日を以て去月十三日煥発あらせたまひたる勤儉力行の詔書捧読式並に青年会の農事講習会修得証書授与式を挙行したるが阿武郡長、小島郡書記其他有志者等臨場したり而して当日は児童運動会をも開催したるより父兄有志者は勿論近郷近村よりも参観かたぐ雲集し来りたれば左なきだに狭隘なる校庭は頗ぶる雑踏を極めたりと元來同校には曾て児童運動会を催ほせしことなく今回を以て嚆矢となすことなれば父兄等は物珍らしく興味を以て参観したりとぞ又篤志者は左の物品を寄付したりと

冒頭の「勤儉力行の詔書」とは、明治四一年（一九〇八）一月一三日に煥発された戊申詔書のことである。運動会の開催に際し、篤志者が賞品二二〇点、運動帽一六〇個、金一封、さらに村内二つの青年団支部が掲示板と遊動円

木一基を寄贈した。

東村小学校の事例は、この時期の運動会の特徴を知るうえできわめて興味深い。というのも、詔書煥発記念式の余興として実施されているからである。この頃の運動会は自立した行事ではなく、勅語・詔書の奉読式や天長節祝賀式などの国家的儀式、あるいは開校記念式などの余興として企画された。郡長や町村長などの指導的役職者や地方議員、あるいは地域で経済的・政治的に指導的立場にある人物が来賓として列席し、篤志家や来賓の寄付が、運動会を企画・運営するための財政的・物質的な基礎をなした。だが、形式的には式典の余興にすぎない運動会が、実際には最大の呼び物となり、広範な地域住民を式典に動員する有力な手段として機能したのである。動員力の最大の要因は、民俗的な祭りの伝統との融合にあったが、日露戦後期にはさらに、次の二つの要因が加わった。一つは、明治四一年四月の義務教育年限延長実施（四年制から六年制へ）による児童数の増大と学校規模の拡大である。小学校の規模の拡充が、この種の学校行事の開催を可能にしたのであった。もう一つは、青年会、在郷軍人会、婦人会など、「地方改良」運動とともに出現した団体との提携である。小学校はそれらの団体、とりわけ青年会の参加と協力を得て実行力を強化し、それらの団体もまた、運動会を介して公衆の面前で自分たちの姿をアピールし、組織力を強化した。小学校の運動会は、日露戦後経営期の地方改良運動の展開と軌を一にして広範な地域住民を動員する地域行事となり、従来の性格を変え、全国くまなく行われるようになるのである。そのことは、また、運動会が当該町村の社会的な活力と統合力、あるいは、その成果を象徴的なレベルで表現する行事になったことを意味した。

地方改良運動の精神的支柱となった戊申詔書の煥発を期に、青年会の表彰事業を兼ねて実施された上述の東村小学校の校庭運動会は、この時期の運動会の特徴を端的に示す事例であったといえる。明治四一年（一九〇八）一〇月一四日（水）に開催された豊田郡船木尋常高等小学校の運動会もまた、同様の意味において典型的な姿を提示するも

のであった。引用が長くなるが、紹介することによろう(45)。

去ぬる十三日御真影拜戴式を挙行せり当日村内各戸には国旗を交叉し球燈を吊し各奉迎の意を表し順路たる本郷村境界には同村青年団員が熱誠をこめ意匠を凝らして造りたる緑門あいちを設け同校運動場上手及び校庭内二ヶ所にも緑門を設け各国旗を交叉し球燈を吊し校庭内なる緑門より式場までは精選せる菰こも席しつを敷き通路には白砂はくさを敷き校庭並に運動場は球燈及び万国旗を以て裝飾し華美に流れず不敬に失せず最も莊嚴に構へたり▲御真影拜戴の順序は(中略)▲同村には本月十日在郷軍人会発会式あり十四日秋季大運動会にて会合の屢々なるにも拘らず老幼男女各自礼装奉迎するもの無慮三千人の多きに達し道程一里余の本郷駅より同校まで立錫の余地なく同村未曾有の盛典なりしが各自誠せい惶くわ誠せい懼く一人の不敬も醸すものなく皇恩の優渥なるを感じ暗涙に咽なばぬものなかりき▲翌十四日午前九時より秋季大運動会を同校運動場にて挙行せり当日各所の緑門には秋季大運動会なる額面を掲げ運動場の裝飾は前日の如く周囲に各来賓の席を設け流石に戦勝国の児童が平素鍛錬せる体力の試験場かくこそあれたけれの感を催はさしめぬ開会式を終るや

高等科第二学年の個人競争に始まり順次各児童等の勇壮活発单身健闘せる個人遊戯は優雅穩健なる団体的遊戯と相待て参観者為に拳を握り腕を揮ひつ、喝采を唱へ或は沈黙静思覚江ず感涙に咽なばしめたり若し夫れ団体競争遊戯に至ては其規律の正しき共同心に富める能く正々堂々其本分を守りて敵に当るの挙動見るものをして教育の価値の大なるを叫ばしめ職員児童等の意匠を凝して造りたる秘密遊戯は其巧妙奇警なる能く運動の本旨に適へるを感ぜしめ前後五十六回最後に行へる擬戦の勇壮なりしと連合体操の活発整齊せるとに参観者をして莫大の好果を奏しき

斯<sup>か</sup>て午後五時閉会の式を挙げたり当日来賓の主なるものは役場吏員郡村会議員神官僧侶在郷軍人赤十字社員愛国婦人會員隣校職員児童等にして參觀者無慮三千五百有余の多きに達し村内各戸には他村よりの来客殊に多く恰も田舎に於る氏神祭の当時の如くなりしと其盛況察するに余りあり▲付記す同村には本年七月奥藤校長の尽力に依り船木村青年団の設けあり爾来日尚浅きにも拘らず夜学<sup>よがく</sup>者運動会等青年の活動風紀の振肅殊に長足の進歩をなし這般<sup>しよはん</sup>の拝戴式には七十有余名青年一致協力或は緑門を設け或ひは樹栽をなし公共的に尽すこと莫大なりき尚十  
四日の運動会に当りては前後四回個人競争団体競争等の活発なる運動をなして勢力を加へ式前式後常に尽力する  
所多かりき

右の行事の開催地・豊田郡船木村は、県の中南部を流れる沼田川中流の水田耕作地帯に位置し、戸数約五三〇、人口約二五〇〇の中規模農村で、村の南境は米酒の産地として知られる本郷村（大正一三年、町制施行）に隣接していた。以下、上掲の新聞記事を参考にして、船木小学校の運動会の特徴を分析しておこう。まず、この運動会は前日の御真影拝戴式と対をなし、式典の余興としての意義づけが付加されていた。同月一〇日（土）の在郷軍人会発会式を船木村における一連の祝賀行事の始まりとすれば、運動会はそのクライマックスに位置しており、事実、運動会の動員力は御真影拝戴式のそれを大きく上回った。御真影拝戴式が「華美に流れず不敬に失せず最も莊嚴に」行われたのに対し、運動会は「恰も田舎に於る氏神祭の当時の如くなりしと其盛況察するに余りあり」といわれるほど、民俗的祭りを彷彿した。運動会は氏神祭礼に匹敵する祝祭であり、「他村よりの来客」を呼び寄せるほどの動員力をもったのである。

第二に、そのことは、学校の運動会が民俗的祭りとそのネットワークを土台にすることによって飛躍と発展のエネ

ルギーを得たことを意味する。民俗的祭りの雰囲気や伝統、ネットワークの学校への流入によって学校行事としての運動会が活性化し、そのなかで勅語奉読や君が代斉唱などを含む国家的儀式が展開したのである。

第三に、運動会を成功に導いた最大の功労者は小学校校長であったが、同年七月に設立された青年団をはじめ、軍人会、婦人会などの組織的支援を無視しえない。これらの団体の構成員はたんなる卒業生や篤志者としてではなく、青年会、軍人会、婦人会の会員として運動会に参加した。彼等・彼女等を介して学校行事のなかに地域の活力が持ち込まれ、逆に学校の影響力の地域への拡大も進行した。

第四に、「役場吏員郡村会議員神官僧侶在郷軍人赤十字社員愛国婦人会員隣校職員児童等」を来賓に迎えて実施する運動会は、全村的な行事であるだけでなく、その盛挙を住民に広く知らしめ、村の活力を近隣の町村に誇示する企画でもあった。この種の企画は、一面では、住民が親戚縁者の来観を誘ったことに示されるように、民俗的な祭りのなかで培われたネットワークに支えられていたが、しかし、他面では、納税競争や就学率競争など、地方自治の整備・拡充をめざして組織された町村間の競争意識にも支えられていた。

第五に、運動会は新しい身体的スペクタクルを村内に持ち込んだ。「個人遊戯」と「団体的遊戯」は、「勇壮活発単身健闘せる」身体と「優雅穩健なる」身体を表出し、他方で「団体競争遊戯」は、規律と連帯をもって正々堂々と戦い、全力で本分を尽くす身体的な「挙動」を提示した。加えて、「秘密遊戯」は身体とその運動が作り出す複雑怪奇なパノラマを、さらに「擬戦」と「連合体操」は「勇壮」な躍動する身体と「活発整齊」な集団的身体を衆人の前に開示した。青年会の若者もまた、「個人競争団体競争等」を介して「活発なる運動」を披露したのである。それらの演技や競技は、観る者をして、「拳を握り腕を揮ひつ、喝采を唱へ或は沈黙静思覚江ず感涙に咽ばしめた」。観衆は運動場に練り広げられるそれらの新しい演技と競技に、これまでにないスペクタクル性を感じ取り、村芝居や神楽、地

相撲で培ってきたこれまでの眼力をベースにしながら、ある種の社会劇にも似た鑑賞行為を体験したのである。

## 2 「規律＝訓練」権力の出現と矛盾・逸脱

学校の運動会は、矛盾に満ちた様相を呈していた。『吉備時報』（明治三十六年一二月、発行）に掲載された次に挙げる「運動会雑感」は、運動会をめぐる支配的イデオロギーや政策的意図と民衆の習俗や利己心・欲望との緊張関係、さらには、民衆の功名心をめぐる内部矛盾を見事に映し出している<sup>(46)</sup>。

▲近來何処の小学校運動会にも協同的のものを奨励せらるるに至りたるは大賛成だ▲一騎駟の功名は小学校にて奨励せずとも社会に幾等も活模範の悪いのがある▲小学校にては斯る弊風の杜絶せんことをこそ勉むべけれど▲止むなくんば協同的ののみ賞品を與へて単独的の勝者には賞品を與へぬがよい▲運動会といへば男児の態々運動シャツを新調する傾あり女児は美服を競ふ傾きあり▲是等は教員に於て予め注意を與へて保護者をして困らしめざるを要す▲審判の疎漏は大に訓練に影響すこれを等閑に附するもの多きは遺憾なり▲中に狡猾手段を施してこれを看破せられず賞品を受くるものあり▲平素誠実といふ徳目の教授はアハレ一朝の運動会にて打破するにあらずや▲斯く狡猾手段を施して優勝者となりたるもの、前途果して如何がや

そのような不祥事をはらむ学校運動会に関連して、日露戦争後の学校体育の指針を示す「体操遊戯取調報告」（明治三十八年一月）は、次のような論点を提起している<sup>(47)</sup>。（1）毎年春秋二回、校内または校外で全生徒の参加する運動会を開催すること、（2）平素の成果の発表と体育の奨励を目的とし、服装・飲食などで奢侈に涉ることを禁止

すること、(3) 運動の種類は「団体的ノモノヲ主トスベキ」は勿論、生徒の心身の状態に留意すること、(4) 「特殊ノ競争的遊戯」は競争が激烈にならないよう留意すること、(5) 賞品・メダル・優勝旗などの授与はなるべく避けること(6) 選手選定にあたっては技能だけでなく、体格・操行・学力をも斟酌すること、(7) 学校間の「選手競争」は禁止すること、(8) 「整然タル秩序ノ下ニ厳正ニ之ヲ行フ」こと。

学校の運動会に対する「体操遊戯取調報告」の見解は、第一に、運動会は体育を主軸にして教育の一環として行われるべきであり、第二に、それゆえ選手偏重や過激な競争は避け、全生徒に運動の機会を与えるべきであるという、普通教育ないし基礎教育論に立脚する啓蒙的な発想をベースにしていた。そこから、「運動会ヲ以テ、一種ノ祭典視シ、裝飾及ヒ飲食ニ許多ノ費用ヲ投ズルガ如キハ一層ノ弊害ヲ重ヌルモノタリ」とか、「運動会ハ観者ノ欲ヲ買フヲ目的トスル角觚・観劇ノ類ト選フ同ウスルモノニアラザレバナリ」といった見解が導き出され、「観花・遊興」に類する運動会が批判されたのである<sup>(48)</sup>。「体操遊戯取調報告書」は、観衆の奢侈や娯楽を求める傾向が競争を激化させ、運動会の教育的・体育的機能を阻害するとみなしたのであった。

開校記念日を期して開催された明治四〇年(一九〇七)一月一七日(木)の広島県高等師範学校の体操科演習大会は、そのような運動会改革論の具体化をめざすものであった。この大会は同年九月制定の同校「体操科教授要項」の趣旨に則り、「体育ニ関スル大会ハ人ニ観セシムルヲ目的トセズ。現況ヲ実顕シテ技術ノ高下ヲ比較シ、未熟ノ原因ヲ自知セシメ、以テ将来ノ進歩ヲ促スヲ以テ目的トス」という精神のもとに企画され、運動の種類および実施方法に関して次の諸点に留意していた。

第一に、運動の種類については、(1) 生徒児童の身体の状態を斟酌すること、(2) 心身に危害を及ぼす虞あるか、勝敗を重視して卑劣の念を起こしややすい運動を避けること、(3) 単に参観人を喜ばすにすぎない余興的なるものを禁

止すること、(4) 多大の時間を要して予習しなければならぬものは避けることである。

第二に、演習会の実施方法については、(1) 平素の学習の成果を応用・実践すること、(2) 時間と経費の節約を図り、質素簡易を旨とすること、(3) 全生徒・児童に適度な運動をさせること、(4) 運動を始めた以上は身体に支障のない限り必ず運動を終了させること、(5) 選手を選抜して他校または他団体に競技を挑むようなことはしないこと、が重視された<sup>(49)</sup>。

以後、高師および付属中小学校校友会の発起によつて実施された「体操科演習大会」方式の運動会が、「模範的運動会」として県内各地で推奨されることになる<sup>(50)</sup>。

高師体操科演習大会と同様の改革意見は、明治四二年(一九〇九)六月に開催された広島県下中等学校体操科教員の「体操教授法連合研究会報告書」にも示されていた。同研究会は、「運動会ノ訓練的目的ヲ一層有効ナラシム方法如何(県師範提出)」という議題に対し、「運動会ノ目的ハ平素ノ教授訓練ノ効果ヲ実現スルコトヲ目的トスベシ」「特別ナル余興的事項ヲ行フガ如キハ運動会ノ目的ニ反スルモノナリ」「運動会ニテ尤モ尊重スヘキコトハ共同的作業ノ間ニ行ハル、規律秩序ノ整然タル点ニアリ」「運動会ノ作業ハ各種ノ方面ニ於テ細密スル観察ヲナシ其終了後ニ対シテ批評会ヲ開キ教育上ノ参考ニ供スルトキハ其ノ効果ヲ收拾スルコトヲ得ベシ」という結論を示していたのである<sup>(51)</sup>。その要点は、(1) 教育目的を重視した運動会への転換、(2) 娯楽化の抑制または否定、(3) 共同性と規律秩序の重視、(4) 運動会を利用した品行査定の実施、ということに尽きる。

だが、現実には、必ずしも「体操遊戯取調報告」や高師体操科演習大会、「体操教授法連合研究会報告書」の示す方向へは進まなかった。在村の小学校における運動会の最大の魅力は、祝祭的な雰囲気のもと、より速く、より強いもの、あるいは、より躍動的なものを求めて個人や集団が競い合い、共同体の成員としての連帯感を培かうことにある。

り、そこには笑いや感動、非日常的興奮や喧騒が絶えなかった。運動会は、最良の結果をめざして努力奮闘し、互いに切磋琢磨する個人と集団の姿を、衆人が見守るなかで際立たせたせ、「喝采」や「感涙」を誘ったのである<sup>(52)</sup>。たとえば、明治三十九年（一九〇六）四月二九日（日）に開催された賀茂郡庄野西尋常高等小学校の運動会の場合、「運動は徒歩競走を初め其種類二十五種にして目新しき運動も少なからず観覧者に満足を与へたり」「夫より来賓の競争あり之が選手は村区会員、有志、同校卒業生教員等にて五名一組五回<sup>(53)</sup>」。この運動会のプログラムの構成原理は、番組の多様性、目新しさ、競争性であったが、それらのうち、主軸をなすのは競争性であり、運動会は衆人に見せることを前提にして開催されたのである。

なお、明治四〇年五月一日（土）の安芸郡熊野尋常高等小学校春季陸上大運動会の様子は、次のようであった<sup>(54)</sup>。

同校児童六百余名は各受持教員に引率せされて入場し君が代を合唱し校長菅田每次郎氏の開会の辞ありて式を終へ各定めめの位置に復するや直ちに外圍に於ては個人的運動、中央に於ては団体的運動、四十余種の運動遊戯而も百五十回の競技は最と快捷に進行し来賓有志の擊劍、徒歩競走等数番あり最後に高等科男全体を東西の両軍に分ちて綱引を行ひ満場拍手喝采の中に首尾よく競技を終り一同整列閉会の式を行ひ校長発声の下に万歳を三唱し午後四時半散会しぬ来観者は千有余名ありて未曾有の盛況を呈せり此会に付同村有志者及卒業生は非常の熱心、心以て学校職員を補助し多くの金品を寄贈したり又此会に於て殊に感称<sup>(55)</sup>す可きは男女上下級を問はず熱心に運動し個人競走の如き場合に於て敗者の位置に立つも最後まで全力を尽して競走し一人として半途中止するが如きものなかりしこと是なり

この運動会でもまた、競争的種目が中心を占め、最後まで全力を尽くして努力奮闘する姿が観衆の感動を呼び起している。論点は、運動会における競争をどのようなものとして理解し、そこからどのような意味を汲み取り、いかなる理由をもってそれを正当化するか、ということになる。そのことに関連して、明治四一年（一九〇八）一月八日（土）、沼隈郡東村尋常小学校の運動会に出席した阿武郡長は、生徒による君が代斉唱・教育勅語奉読のあと、競争を介して努力奮闘することの大切さを、次のように諭告している<sup>(55)</sup>。

物ニ勝敗ノアルハ免カレサル所ニシテ而シテ其勝ヲ制セントスルハ各其望ム所ナリ、諸氏モ今日ノ運動会ニ於テハ互ニ劣ラサル所ナレトモ其喜ハシキ意気ハ単ニ之ヲ運動会ニノミ止メスシテ本村ノ教育ハ決シテ他町村ニ譲ラサルノ成績ヲ表スヘキ覚悟ヲ以テ常ニ進マサルヘカラス其之ヲ期センニハ諸氏カ協同一致或ハ体力ノ練磨ニ或ハ学科ノ修習ニ至誠以テ努ムルニアルノミ

阿武郡長は、運動会の空間が表象する競争心や団結力を日常の生活空間に拡大し、挙村一致で他の町村と競い合い、「至誠」を示すことを児童・若者・村民に求めた<sup>(56)</sup>。運動会は「戦勝国の児童が平素鍛錬せる体力の試験場」であり、そこで展開するスペクタクルと意味内容は、単なる娯楽や遊びではない。プログラムは「個人」と「団体」、「勇壮活発」と「優雅穏健」、「活発」と「整斎」、「男児」と「女児」などの二項的構成を基本にしており、児童は競争を介して全力を尽くし、「規律の正しき共同心」や「正々堂々其本分を守」ることを要求され、若者には「活動風紀の振粛」が期待された。「喝采」を送り、「感涙」にむせぶ観衆もまた、「規律」「共同心」「本分」の重要性を認識するよう促

がされたのである<sup>(57)</sup>。その意味において、運動会は身体の政治的テクノロジーを内包した。だが、運動会は服従と秩序の支配する固定的で単一的な空間ではない。そこは、競技者・演技者である児童や若者が個人の身体的努力を介してプログラムに主体的、能動的に参画し、団体への献身を表現する場であった。運動会は外部から規律を押しつけて抑圧する装置としてではなく、児童や若者・村民を内面から動かし、彼等・彼女等の身体と精神を主体的な努力によって帝国にふさわしいものに作り上げていく装置として機能したのである。このページェントをとおして、M・フーコのいう「規律＝訓練」の権力、いわゆる「生権力」が発現したのだといえる。

けれども、運動会は未知の要素を含む多様で活力に満ちた空間でもあった。異質なものを含む雑多な要素が入り混じり、互いに接触することによって対立や葛藤が生じ、空間が活性化したのである<sup>(58)</sup>。その意味において、運動会は統合や秩序、規律だけでなく、既存の価値の転倒や逸脱の契機をはらんでいた。

第一に、より速く、より強く、より美しいものをめざす身体競技や表現が魅力的であるためには、結果が未確定である必要があった。運動会は、未発の契機を含む流動的な空間だったのである。

第二に、プログラムには「其巧妙奇警」な「秘密遊戯」や障害物競走、仮装行列など、衆人の興味関心を惹くために新鮮さや多様性、娯楽性が求められた。

以上のような運動会の要素がプログラムの二項対立的な構成、すなわち、「個人」と「団体」、「勇壮」と「優雅」、「活発」と「整齊」、「男」と「女」、「勝者」と「敗者」、「既知」と「未知」、「緊張」と「弛緩」、「日常」と「非日常」といった極性の間隙に入り込み、運動会の雰囲気をおろそかにし、演技者や観衆の多様かつ能動的な解釈を可能にしたのである。

それ以降も、教育界や教化団体の内部には、運動会の「訓育」化、「体育」化を求め、現状を批判する声は絶えな

かった。そのことは逆に、運動会から娯楽性を取り去ることはできなかったことを意味する。娯楽性を求める民衆の要求を抜きにして、この行事はありえなかつたともいいうるのである。

### 3 「余興」競技から「体育会」「運動会」へ——「剛健な精神は剛健なる体力に宿る」——

明治四五年（一九〇二）二月二二日、沼隈郡第六回各町村青年会役員総会が阿武郡長、岡山師団林旅団長の臨席もとで開催され、九項目の実施事項を含む決議文が採択された<sup>59</sup>。そのなかに、「各町村青年会は毎年一回以上体育会を開催すること。」「青年会員は体力を要する運動遊戯の類一種以上を心得ふること。」「という文言も含まれており、それに関連して次の付帯決議が添えられていた。「凡そ剛健な精神は剛健なる体力に宿る、運動場を設け体操具を備え、平素に於て腕力を練り、時に山を登り河を渉り、時に運動体育の会を催ふす如きは、今後青年会の宜しく嚮ふべきの方途たらずんばならず」。

この決議には、字句からは読み取れない重要な論点が含まれていた。すなわち、これまで「余興」として実施してきた角力・撃剣・徒歩競走などの競技を、「余興」ではなく「体育会」「運動会」などの呼称を用いて実施することにしたのである。その背景には、「頭のみ大きくなり、理屈ばかり覚えたとして仕方無之、手足も共に太らしたく、近来は頗る意を体育奨励元氣作興という辺に用ひられ居候<sup>60</sup>」という体育重視の見解が存在した。すでに、巡回実業補習学校の開設や講話会の開催など、知育的事業が目に見えるかたちで進捗しているのに対し、体育に関する事業が十分でなく、しかも、農村青年の元氣は衰微する傾向にあった。そこで、「体力」と「精神」を一体化させて強化することをめざし、相撲や撃剣、徒歩競走などを「余興」として実施するのではなく、「余興」を「体育会」、「運動体育の会」と読み替え、日常生活のなかでも腕押し、枕引、棒捻じ、棒押し、綱引きなどの「体力を要する運動遊戯」を

積極的に奨励することとした。「青年知徳の涵養に主力を用ゆるの一方近來動もすれば青年元気の衰微を疑はる、今日本郡青年会にては一兩年來体育奨励に亦其の重きを致し切に運動競技を推奨し從來余興の名の下に扱ひ来れる角力擊劍等の催しは総て運動会体育会等の名前に改め青年会の主なる事業の一つに加へ各町村青年会は毎年一回以上是等運動会を開くの外総会講話会に際しても勤めて運動競技を催すべく奨励を加へられ昨年中には是等運動会体育会は十二回に達し前年の七回なりしに比すれば長足の進歩を示せり(61)。

沼隈郡の青年会競技は、明治四四年(一九一)に大きく前進した。役員会総会は、翌年にむけ、その方向性を明確にしたことになる。ちなみに、「相撲や擊劍は決して余興ではない」というのは、山本瀧之助の持論であった。上掲の決議も、瀧之助に負うところが大きい。すなわち、「相撲とか擊劍とかいふものは青年の氣力を励まし体力を鍛る上に於て殆んど欠く可からざるものであつて、決して有つても無くてもよいというべきものではない。」「相撲や擊劍は何んと名づけたならよいかといふに、それは最早言ふ迄もない、運動会とか体育会とかいつたらよい、」「爾來体力を使ふことを余興といつてはならぬ(62)」と。

では、徒歩競走・擊劍・柔道、相撲などが、なぜ「余興」であつてはいけないのか。瀧之助はいう。「之を常に余興と呼はんには、頭より既に全部娯樂を意味し、又如何にも見せ物たるの觀あらしめて、之に参加するものよりは徒に立つて見物するもの多からしむるの幣に陥り易し。されば之を余興と言はずして、総べて運動には競技と唱へしめ、運動競技は、青年会の大切なる施設なることを、青年自身をはじめとして、一般へ承知せしむること肝要の事なるべし。(63)「つまり、徒歩競走や相撲などは「運動競技」であつて、「余興」に包摂することはできない。包摂してしまえば、「見物するもの」本位の「娯樂」、「見せ物」となり、「体力の強壯」「敢為剛健の氣象」の養成が軽視されてしまふ。瀧之助は、そう考えたのである。

瀧之助は明治四〇年代初頭、「青年団体の初期は宜しく青年会即娛樂会たれ（中略）先づ青年会を娛樂会として青年全部を娛樂会員とし、其の後追々に夜学を始めるといふことが蓋し当然の順序である<sup>(64)</sup>」、「要するに其の初期は交遊機関であり、娛樂機関であり、運動機関でなければならぬ、要するに、先づソコラあたりより徐々に土台を堅むべきである<sup>(65)</sup>。」と考えていた。だが、この構想は、次のような条件に規定されて困難に直面する。第一に、「地方青年団体」、すなわち、青年会の組織化が「土台」の再編・成熟をまたずして上から画一的に進行し、知行先行、ないし行事主義的な傾向を強め、在村の若者たちの内発的なエネルギーを十分に吸収しえなかつた。それゆえ、数年のうちに、「それは形式と没我と画一とによって成されたる恰も陽炎のその如く根底のないものであつた<sup>(66)</sup>」とする鋭い批判を浴びることになる。だが、そうした傾向は、すでに、この時期から存在していたのである。

第二に、寄生地主制を基礎にした資本主義の発展が、農村の青年の都市流出を促がし、農業と農村を危機に陥れ、青年会運動の展開を阻害した。この点について瀧之助は、「近來、地方の青年に、住み馴れた故郷を厭ふて、都会に飛び出すものが随分多い」といい、その原因を、（１）田舎は不便である、（２）田舎は娛樂機関が少ない、（３）生活の程度が粗野で低いことに求め、そのうち、（２）が最大の要因である、と分析している<sup>(67)</sup>。青年会運動の展開にとって、娛樂の再構築が課題になっていたのである。

山本瀧之助が主導した第六回各町村青年会役員総会の体育に関する決議は、以上の課題を担って出現したものとみなしうる。したがって、山本の場合、「余興」批判は「娛樂」の全面否定を意味するのではなかつた。相撲や撃劍が余興として行われることによって「見せ物」と化し、体育的価値が軽視されることを危惧したのである。もともと、彼は「皆の足を引き寄せるのも必竟娛樂である、我を忘れさせ互いに腹を合はせるのも皆娛樂の働きである、更に亦之れを個人的に考へて見るに、消極的には疲労を癒して新元氣を得させるといふも娛樂の所能である」というように、

娯楽の価値を認めており、「一年一度のお祭りの当日をば青年会大運動会に仕立てるがよい」とする見解を展開していた(68)。瀧之助は、「総て物事は、歴史を尊重し、歴史に準拠すると其の物事の基礎が固い」といい、学校とともに神社を青年会の「根蒂」とみなし、「祭礼か若連中か、若連中か祭礼か、祭礼即若連中、若連中即祭礼」といった、かつての神社と若連中の関係に注目していたからである(69)。そのことと関わって、彼は、次のような見解を示している。

農家青年の娯楽に就いては、これまで多くの人が多くの意見を出してゐる、野球といふ人もあれば、相撲といふ人もある、擊劍といふ人もあれば中には俳句をやれといふ人もある、併し野球なんぞやつてゐられるものではない事は鳥渡考えてもわかる、相撲は資本入らずでよいが、サリとて寒中は出来ぬ、又始終労働してゐる青年は、割合に力業を厭ふ、擊劍は金がかゝる(70)。

青年にはどうしても、少しは華やかな、活動的の娯楽を課せねばならぬ、其には、鎮守の祭り、薬師其他郷村の行事をして、青年若くは青年会に担当せしむべしといふのが要領である。青年は喜んでやるに違ひない。父兄も、或程度までは奨励して差支ない。勿論虚飾に陥ることは厳禁であるが、度を越さねば少しは華美にやつてもいゝと思ふ、これは間接に国粹保存、行事の尊重といふ意味にもなる(71)。

瀧之助は単純な国粹主義者ではない。彼はオリンピック大会に積極的な関心を示し、早熟的ともいえる鋭敏な感覚をもってスポーツのレコードや記録の意義を認めていた(72)。だが、彼の思想のなかには娯楽に関する二律背反ないし二元論的な思惟様式も存在しており、若者たちの娯楽の自律的な展開に確信をもってはいなかった。彼にとって娯

樂は、集团的結束と疲労・元氣の回復、「小人閑居の弊」に対して積極的意義をもつ。だが、同時に農村には「適当な娛樂」がないため、青年が「兎角横道に入り易い」状況におかれてしまう。そのため、改良ないし善導が必要なのである<sup>(73)</sup>。そこから、野球や相撲、擊劍、あるいは華美に対する両義的な対応が生まれ、さらに、一方で強制や命令による管理・統制を否定しながら、他方では外部からの介入を容認することになった。すなわち、「芝居浪花節などの興行をば、其の甚しいのを幾分か制限するようにしたいものと思ふ、或る地の青年会では、村内の是等興行は、予め会長に相談することに申合つてゐる、スルト会長は、イツ頃行つてくれば夜学校の邪魔になる、行るなら芸題はこれ／＼にして貰ひたいなど、注意されてゐる、これだけの事が行われても結構であると思ふ<sup>(74)</sup>」と。若者たちの娛樂の自律性は、そのような枠組みのなかでしか、担保されえなかつたのである。

瀧之助はまた、氏神祭礼や記念日を基軸にした娛樂論の延長線上で、例年開催される青年大会や総会を「青年祭」と改称しよう提案した。実際の大会参加者に純粋な農村の青年は少なく、眞実の青年の集まりになつていない。総会に祭りの性格をもたせ、「お祭騒ぎ」で息を抜き、徴びた精神を拭うことができるのであれば、「青年大会」を「青年祭」に改称しても何等差支えはない、と。だが、瀧之助の「お祭騒ぎ」≡娛樂論は、祭りと実社会、非日常と日常をめぐつて、次のような二元論的ヒエラルヒーを内包していた<sup>(75)</sup>。

『青年会』と『青年大会』とは別物に候、これを混同すべからず、『青年会』は一年三百六十五日の常住のものなり不断のものなり、『青年大会』は五月五日とか八月一五日とかの一日限りの臨時的のものなり、常住の『青年会』はドコまでも浮薄を戒めて着実になければならず、お祭騒ぎは最も忌む所に候へど、さらばとて、年に一二度の大会までに干渉し益正月にも遊ぶな、お祭は止めよとは、甚だ酷な話なり

右の引用では、「お祭騒ぎ」は、日常に閉じ込められており、「臨時的」にしか出現しない。結局のところ、瀧之助の「少しは華やかな、活動的娯楽」論は、「お祭騒ぎ」の日常性への回収を基本にしているように思える。その意味において、『高等小学読本』第三卷第一七課の「青年会」に関する記述と齟齬をきたさなかった。瀧之助はそれを、「真の模範的青年会」とみなすのである。

『読本』に描かれた青年会は、「村内青年の風儀を矯正する」ことを目的にして明治三〇年（一八九七）に設立され、村当局者と学校職員の指導のもとで発展し、次の八つの事業を中心に活動する。（１）「敦厚質素の美風」を養い、奢侈を戒め、長老を尊敬し、風紀取締りに従事する。（２）夜学会を開き、村内各所に掲示板を設け、小学校教育を補助する。（３）義勇奉公の精神を発揮し、平時には在郷軍人を優遇し、戦時には留守家族を支援する。（４）身体を鍛錬し、士気を鼓舞し、健全娯楽としての諸種の運動を行う。（５）公共事業に要する基本財産を蓄積するため、道路改修や公有林野整理などの事業の一部を請け負う。（６）農業の進歩を図り、改良事業に参加する。（７）下水の排除など、公衆衛生に関する事項に留意する。（８）学校児童の出席奨励など、児童保護に努める。そのうち、第四項の体育・運動に関する記述は、次のようであった<sup>76</sup>。

身体を鍛錬し、士気を鼓舞し、兼ねて健全なる娯楽を興ふる目的を以て、柔道、擊劍、角力、水泳等、諸種の運動を奨励せり。但し運動は成るべく経費を要せざるものを選び、業務の余暇之を行ふ。

右の体育・運動に関する記述は、和製の身体的レクリエーション論の一つの完成形態とみなすことができる。けれ

ども、この抽象的な記述は、現実を無批判的に肯定しているにすぎず、現実がどうなっており、活動の前進を阻む条件は何なのか、そうしたことを主体的に理解することはできない。瀧之助の祭礼競技論もまた、機能主義的な傾向をもち、したがって、『読本』の抽象的な記述のなかに回収される可能性が高い。その意味において、両者に原理的な違いはないといえる。だが、「お祭騒ぎは最も忌む所に候へど、さらばとて、年に一二度の大会までに干渉し盆正月にも遊ぶな、お祭は止めよとは、甚だ酷な話なり」とする瀧之助の言質は、日常性に対する「お祭」の相対的価値を認めており、したがって、反抗ないし抵抗の論理に転化する可能性を秘めていた。

だが、郡役所書記と小学校教師を中心にして運営され、「地方改良運動の民間版」<sup>(77)</sup>と規定しうるような性格をもつ教化団体・先憂会の機関紙『まこと』の場合、身体・運動のライトモチーフは、それとはやや異なる。そこでは、「剛健な精神は剛健なる体力に宿る」という格言は、よりリジッドに「勤儉力行」「勇猛邁進」「質実剛健」と結びつけられ、国民の身体は国家に直結されることになる。いわく、

第二の国民たるべき、現時の青少年が、堅固な意志を有し、強壯なる身体を持すると否とは、国家の弛張に関する重大問題と云はなければならぬ。(中略) 苟くも、大正の青少年たるものは、短褐弊衣、毅然として守る所を守り、体を錬り、心を苦め、易きを避け、難きに就き、以て、大なる抵抗力を養ひ、風雲炎暑に堪え、違行労働をも、更に意に介せざる底<sup>(78)</sup>の、頑健なる身体をつくるべき義務がある。記せよ、石の如き精神は、鉄の如き身体と俟つべきものなることを<sup>(78)</sup>。

近頃農村の青年が、無暗に家業を打ち捨て、都会に出たがる傾嚮は、悲しむべき現象で、其の源因<sup>(79)</sup>としては、

色々の事柄が数へられて居るけれども、農民的自覚のないのが、其の主因ではあるまいか。

彼の農村に娯楽機関がないとか、経済状態が什度<sup>ど</sup>とか云ふが如きは、末枝だとおもふ。心縣の如何、働き様によつては田園生活程趣味のあるものはない<sup>(79)</sup>。

先憂会は、そのような見解に立脚して、大正二年（一九一三）一月九日、沼隈郡各町村青年会・小学校選抜「連合マラソン競走」を主催したのであった。

瀧之助もまた、「主張」と同様、体育や運動競技の正当性の根拠を「所謂健全なる精神は健全なる身体に宿る」という格言に求めている。だが、地域主義・地方主義に立脚して国家を展望する彼の場合、個人の身体と国家とを無媒介に結びつけておらず、あくまで、農村青年の現実から出発しようとする。すなわち、「特に農村青年の特色とも本領ともいふべきものは、全く体力の強健なる点にある、農村青年が内一身を立て一家を成し、外社会国家に対し、先づさし向き国家の干城たる軍人として其の職分を尽す上に於ても、何より第一に要求されるのは体力の充実である、膂力の強大である、脚力の剛健である、農業青年は到底学問では世に立つことは出来ぬ、世と戦ひ、人を押し除け自ら前途を開拓して進むには、一に此の体力に待つ、一口に体力といつては分らぬが、農村青年の守本尊たる熱心と根気はドコから出て来るかと尋ねて見るなら、全く以て体力の旺盛なる辺から出て来る<sup>(80)</sup>」。

瀧之助の場合、中心をなすのは「一身」「一家」であり、その外延に「社会国家」が広がる。彼の人生の最重要課題は一身一家を立てることであり、そのための必要条件が旺盛な体力に裏付けられた「熱心」と「根気」、つまり「剛健」な心身であった。そのような心身をもって、彼は、自分自身と家族、さらに社会と国家に尽くそうとしたのである。

先憂会は、学校運動会に対しても厳格な姿勢を示した。運動会の現状を批判し、その「教育」化・「体育」化を積極的に推奨した。大正元年一月には、「今秋は諒闇中であるから小学校に於ては運動会を見合せらるゝと云ふことであるが今迄やつて来た様な半ば見世物的の運動会なら一層止した方がよいかも知らぬが体育の事は一日も忽にすべきものではあるまい。<sup>87)</sup>」と主張した。大正五年(一九一六)一月の裕仁親王の立太子札に際しては、「本年は立太子の礼が行はせらるゝので、各学校共に、殆ど運動会を行はぬ処はなかつた、然して其の遣り方には、聊か失望であつた。一時児童を閉却した、見物人本位の、運動会が盛んに歓迎さられた当時の迷夢から全く覚めないものがあつた事を遺憾とする。<sup>88)</sup>」という論陣を張つた。帝国と個人を無媒介に同定し、「勤儉力行」「勇猛邁進」「質実剛健」を唱導する教化の思想をもって、運動会や競技会の娯楽化傾向を敵視したのである。日露戦争後の地方改良運動と報徳思想がもたらした一つの所産であつたといひうる。

## 註

- (1) 熊野尋常小学校『熊野小学校沿革誌(明治十六〜四十一年)』(福山市史編纂室、提供)。
- (2) 以上、沼隈郡役所(編)『沼隈郡誌』一九二三年による。
- (3) 以下、前掲『熊野小学校沿革誌(明治十六〜四十一年)』、および、熊野尋常小学校『熊野小学校沿革誌(明治四十二年)』(福山市史編纂室、提供)による。
- (4) 以下、能登原尋常小学校『沿革誌(明治四十三年)』(福山市史編纂室、提供)による。
- (5) 以下、赤坂尋常小学校『沿革誌』(福山市史編纂室、提供)による。

- (6) 「赤坂村青年会(運動会ニ幹部ノ幹旋)」『沼隈郡報』第三〇号、明治四四年一月十五日、二五頁。
- (7) 福山市立本郷小学校百周年記念事業実行委員会(編)『創立百三十周年記念誌』二〇〇二年、五頁、一一頁。
- (8) 柳津小学校PTA(編)『柳津小学校百年のあゆみ』一九七七年、六頁。
- (9) 以上、広島県沼隈郡役所(編)『沼隈郡誌』先憂会、一九二三年による。
- (10) 多仁照廣(編)『山本瀧之助日記』第二卷、財団法人日本青年館、一九八五年による。
- (11) 沼隈郡青年団(編)『沼隈郡青年団概要』一九一七年、一〜二頁。
- (12) 沼隈郡青年団(編)『広島県沼隈郡青年会』一九一〇年、二頁、九頁。
- (13) 「沼隈郡青年大会」『芸備日日新聞』第六五五二号、明治四〇年五月二十九日、一頁。
- (14) 「沼隈郡の青年大会」『芸備日日新聞』第七五六九号、明治四三年五月二十九日、一頁。
- (15) 「千年村日記」明治四一年三月二十七日(前掲『山本瀧之助日記』第二卷、二六九頁)。なお、『芸備教育』にも次の記事がある。「(明治四一年三月二十七日)常石青年会本日学校生徒運動会の席上を善用して会員及生徒表彰式を挙ぐ。」(沼隈生「青年団日録」『芸備教育』第四八号、明治四一年四月二十五日、七頁)。
- (16) 「千年村日記」明治四一年五月二八日(前掲『山本瀧之助日記』第二卷、二七五頁)。
- (17) 「千年村日記」明治四一年三月二六日(前掲『山本瀧之助日記』第二卷、二九三頁)。
- (18) 「千年村日記」明治四一年四月二三日(前掲『山本瀧之助日記』第二卷、二九五頁)。
- (19) 「虹山尋常小学校運動会」『芸備日日新聞』第五四〇七号、明治三六年二月四日、四頁。および、「虹山小学校の運動会」『芸備日日新聞』第六八五八号、明治四一年五月十九日、三頁。
- (20) 「金江青年会会則」『吉備時報』第一七号、明治三七年二月一日、五頁。
- (21) 「青年団雑話(四)」『吉備時報』第三六号、明治三八年九月二十五日、四頁。
- (22) 「田島村青年会入会式」『沼隈郡報』沼隈郡役所、第三号、明治四一年五月十三日、八頁。
- (23) 「勅語奉読式及秋季大会ノ状況」『沼隈郡報』沼隈郡役所、第八号、明治四一年二月十三日、一九頁。

- (24) 「郷分村青年会」『沼隈郡報』沼隈郡役所、第二〇号、明治四二年一月一八日、一九頁。
- (25) 同右、二〇頁。
- (26) 「郷分村青年会」『沼隈郡報』沼隈郡役所、第二四号、明治四三年五月三〇日、一三頁。
- (27) 「大綱及ヒ植樹寄贈」『沼隈郡報』沼隈郡役所、第二〇号、明治四三年三月一〇日、四四頁。
- (28) 「運動機械寄付及設置」『沼隈郡報』沼隈郡役所、第二〇号、明治四三年三月一〇日、四九頁。
- (29) 「藤江村青年会」『沼隈郡報』沼隈郡役所、第二四号、明治四三年五月三〇日、二六頁。
- (30) 「藤江村青年会」『沼隈郡報』沼隈郡役所、第二六号、明治四三年一月一五日、一七頁。
- (31) 「運動会」『沼隈郡報』沼隈郡役所、第二〇号、明治四三年三月一〇日、四四頁。
- (32) 「神村青年会」『沼隈郡報』沼隈郡役所、第二四号、明治四三年五月三〇日、一七頁。
- (33) 「神村青年会」『沼隈郡報』沼隈郡役所、第一〇号、明治四二年一月一八日、一二頁。
- (34) 「大綱及ヒ植樹寄贈」、前掲『沼隈郡報』第二〇号、四四頁。
- (35) 「神村青年会」第二六号、明治四三年一月一五日、一六頁。
- (36) 「神村青年会秋季大会」『芸備日日新聞』第七七一八号、明治四三年一〇月二八日、三頁。
- (37) 広島県沼隈郡神村青年団(編)『広島県沼隈郡神村青年団光栄誌』一九三三年、九八頁。なお、同書では、明治四三年の運動会の開催は一〇月三一日となっている。
- (38) 「秋季運動会」第五〇号、明治四四年一月一五日、一六頁。
- (39) 前掲『広島県沼隈郡神村青年団光栄誌』一三一頁。
- (40) 「運動会ニ幹部ノ斡旋」『沼隈郡報』沼隈郡役所、第三〇号、明治四四年一月一五日、二五頁。
- (41) 「尚齒会並運動会」『沼隈郡報』沼隈郡役所、第五一号、明治四四年一月三〇日、七頁。
- (42) 「運動会」、同右、八頁。
- (43) 「体育会開催」『沼隈郡報』沼隈郡役所、第五五号、明治四五年一月三〇日、一九〜二〇頁。

- (44) 「沼隈郡だより」『芸備日日新聞』第七〇三〇号、明治四一年一月一日、三頁。
- (45) 「御真影拝戴式と大運動会」『芸備日日新聞』第七〇〇九号、明治四一年一〇月一九日、二頁。
- (46) 「運動会雜感」『吉備時報』第一五号、明治三六年二月一五日、四頁から抜粋。執筆者は馬面翁とある。山本瀧之助と思われる。この種の見解は他にも存在した。ある論者は、運動会を「一時の遊興」ではなく、「体育」、すなわち「健全なる精神を宿すべく健全なる身体を作る為である」と規定し、勝敗が決まっても全員が決勝点に達するまで全力を尽くし、真面目に任務を果たすことを求めている。このことは、この時期の運動会にそのような主張をしなければならない事態が出現していたことを意味する（「運動会に付て」『芸備日日新聞』第五三七八号、明治三六年一〇月二九日、三頁）。
- (47) 文部省が学校における体操・遊戯を調査するために設置した委員会の報告書。調査委員会委員長は沢柳政太郎・文部省普通学務局長。提出先は久保田讓・文部大臣。（坪井玄道ほか『体育之理論及実際』国光社、一九〇六年、付録四〇頁）。
- (48) 同右書、四三〇頁、四二二頁、四二四頁。
- (49) 『創立四〇年史（広島文理科大学広島高等師範学校）』（日本教育史文献集成）一九八二年、一一二―一二三頁。
- (50) 「高師体操科演習大会（本日）」『芸備日日新聞』第七〇〇七号、明治四一年一〇月一七日、四頁。
- (51) 西村虎太郎（広島県師範学校教諭）「体操教授法連合研究会報告書」『芸備教育』第六四号、明治四二年八月二五日、六頁。
- (52) 明治四二年三月に沼南高等小学校を卒業した少女は、後日、母校の運動会を参観して次の感想を残している。「練りたる技術きたへし技備正々堂々として示すチャンピオンのスタイル只々好奇にはなてる眼にうつくしく我家に帰りしは黄昏近き頃なりき我もあの庭にて勝負をきそひしを今昔を思ひ出せば何となく悲しき心境ぞすなる」（「運動会の記」『まこと』第二巻第一号、明治四五年一月一〇日、三九頁）。
- (53) 「庄野小学校生徒運動会」『芸備日日新聞』第六二二九号、明治三九年五月三日、三頁。
- (54) 「熊野校大運動会」『芸備日日新聞』第六五四〇号、明治四〇年五月一五日、四頁。
- (55) 「運動会ノ状況」『沼隈郡報』沼隈郡役所、第一〇号、明治四三年一月一八日、三―四頁。
- (56) 阿武郡長の見解には、競争を進歩の原動力とみなすインダストリアリズムが含意されていた。ただし、ここでは、個人競争

ではなく「公」に奉じる「共同一致」の団体競争が重視されていた。たとえば、『沼隈郡報』は「平田内務大臣談話国民新聞抄録」という注釈を付した「戊申詔書要旨」を掲載しており、そのなかに次の一文がある。「国家将来ノ進運ハ国民ノ勤儉ニシテ、産ヲ治ムルニ基クモノナリ、競争ハ実ニ進歩ノ母ナリ、昔時ハ上下ノ杜絶甚シク起リ今日ノ如キ進歩ヲ見ルニ至レリ、然レトモ競争ニハ一面ニ弊害アリテ之ニ伴フ故ニ競争ニ対シ道徳ノ必要起リ競争ヲシテ進歩ノ母タラシムルト同時ニ之ニ伴フ弊害ヲ節制シテ其中和ヲ得セシメサルヘカラス、中和ヲ得セシムル道徳無シ信ト義トナリ、民信ナクムハ立タス、忠孝ト云フモ其源ニ遡レハ信ニ外ナラス、己レノ利ヲ捨テ公ニ奉スルハ義ナリ、故ニ真義ヲ重ク宣セ玉ヘル歟」(『戊申詔書要旨』『沼隈郡報』沼隈郡役所、第一〇号、明治四三年一月一八日、一一頁)。右の引用は、一方で競争を進歩の母としながらも、他方でその弊害を認め、「道徳」すなわち「信」と「義」をもってそれを「中和」する必要を説く。その場合、「信」とは「忠孝」であり、「義」とは私を滅して「公」に殉じることであった。そこにおける競争の概念は、経済外的強制の排除を基本原理とする産業資本主義段階の自由競争とは異なる。と同時に、「道徳」の説明に際して封建道徳的な術語が使用され、復古的な色彩を帯びているが、競争を原理的に承認しており、右の引用の趣旨は「道徳」による「競争」の調整ということである。つまり、そこにいう「競争」概念は、封建的な解釈を内包しているが、基本的には帝国主義段階の国家による「競争」の調整ないし統制を含蓄する。

(57) 前掲「御真影拝戴式と大運動会」。

(58) たとえば、明治四二年一月三日(水)の高田郡甲立尋常高等小学校の天長節奉賀式と生徒・青年会員の連合運動会では、青年会員の徒歩競争、二人三脚、農装競争、綱くぐり、各国仮装行列があり、そのあと、生徒と青年会員の綱引を行った。船木小学校の場合より、土着的色彩が強い(『甲立校の奉賀式と高齢者表彰』『芸備日日新聞』第七三七八号、明治四二年一月八日、四頁)。

(59) 「青年会員の五分刈頭」『良民』第二巻第三号、明治四五年三月一五日、一四〇一五頁による。なお、次のような事項も決議されていた。「各町村青年会は 陛下御還曆奉祝の意を表する為め各青年会に適應せる記念事業を挙ぐる事。」「各町村青年会は各支部に倶楽部を開設すること。」「青年会員は頭髪を成るべく五分刈になすこと。」

- (60) 同右。
- (61) 「沼隈郡青年会の趨勢」『まこと』第二卷第六号、明治四五年六月一〇日、一五〇―一六一頁。
- (62) 「余興にあらず」『良民』第二卷第六号、明治四五年六月一五日、一四〇―一四五頁。
- (63) 山本瀧之助「青年団体雑感」『斯民』第八卷第四号、大正二年七月七日、三六頁。観衆にたいする瀧之助の見解には、通俗教育講演会における加納治五郎（東京高等師範学校校長）の発言、すなわち、「特に選手を養成し、多数者をして単に見物人たらしむるが如きことは之を避けざるべからず」の影響があるように思われる（『体育と青年会』『良民』第二卷第一号、大正元年一月五日、一八頁）。
- (64) 山本瀧之助「地方青年団体」一九〇九年、一六四頁。
- (65) 同右書、一六五頁。ちなみに、瀧之助は「交遊機関」＝「娯楽機関」＝「運動機関」としての青年団体、すなわち、若連中の再編・再生である部落単位の青年集団を「土台」にして、それを「学校」「神社」「軍隊」「那農会」と結びつけようとしていた。当初、彼は、そのような全員加盟の部落単位の青年団・青年会を基礎にして「連合組織」である町村単位の青年会を結成しようとしていた。それは、青年の生活世界に基礎を置く、下からの組織づくりを意味する。
- (66) 涙の人（土岡光郎）「第一步」『まこと』第五卷第九号、大正四年一〇月一日。この指摘、および、沼隈郡青年会の官製の性格に対する批判については、安藤福平「大正デモクラシーと農村青年」『広島県史研究』第四号、一九七九年、六〇頁以下、参照。
- (67) 「町村行事と青年の娯楽」『良民』第二卷第六号、明治四五年六月一五日、六一頁。
- (68) 前掲「地方青年団体」一四二頁、一七四頁。および、山本瀧之助（文部省嘱託）「青年団体に関する事項」『通俗教育施設方法講演集』一九一三年、四八〇頁。
- (69) 「神社と青年会」『良民』第二卷第七号、明治四五年七月一五日、六〇―六七頁。
- (70) 前掲「町村行事と青年の娯楽」七頁。
- (71) 同右、八頁。

(72) 瀧之助は、新聞情報をもとに「オリンピック競技会」について、「競技の種類は数々あるも、其の主なるは徒歩競走にて、

何様万国連合の運動会に候へば、其の盛大なるは云うまでもなく、(中略)我等は我が地方青年団体の中より早く斯る誉ある大会への選手を出したきものと期待致し候。」という理解を示している(「支那の曆と万国連合の徒歩競走」『良民』第二卷第三号、明治四五年三月一五日、二二頁)。さらに、ストックホルム大会での三島・金栗両選手の成績不振に対しては、「[む]を得ざりし事と申し乍ら、上には上のあるものなるを常々よく心得、総べて何事に限らず、自ら誇つて油断することば、深く戒むる所なかるべからず候。」(「東京より」『良民』第二卷第八号、大正元年八月一五日、二二頁)。オリンピック大会に関する新聞情報は、瀧之助の世界認識を拡大した。だが、スポーツの記録は、個々の選手の競技場でのパフォーマンスや成績をはるかに超える普遍的意味をもち、人びとの共通理解とネットワークを拡張し、自己の位置を世界的な規模で確認させ、可能性を拡大した。瀧之助によれば、「運動競技の中最も多く行はるゝは徒歩競走なるが、先き頃陸軍戸山学校新運動場に於て、開催の国内体育大会に於て、(中略)世界レコードを破れりとか。然るに山間草沢の辺大蛇を生ず。常に山坂を上り下りせる農村青年にして、一朝徒歩競走界に覚め来らんには、必らずや目を惹くべきもの出て来るべきを思はるゝが、望むらくは、爾後青年会の徒歩競走に關しての新聞記事への通信には、距離約何里程到着時間をば最も確実に記入し、距離約何里何町、到着時間何時何分余などいへる曖昧のことは避けたきものなり。」(「青年団体雑感」(広島県沼隈郡囃託)『斯民』第八卷第九号、大正二年二月一日、六二頁)。瀧之助はスポーツのレコードに、小村の青年たちの新しい可能性を感じ取ったのである。

(73) 前掲『地方青年団体』一四二頁。

(74) 「芝居興行と申合」『良民』第二卷第一〇号、大正元年九月二二日、一三頁。ただし、瀧之助の場合、「相談」と説得が前提にされており、強制や禁圧的な手段とは異なることに留意しておく必要がある。祭礼行事における若連中の自治的伝統をふまえてのことであろう。

(75) 「一月一信」『良民』第二卷第六号、明治四五年六月一五日、二〇～二二頁。

(76) 「読本中の『青年会』」『良民』第二卷第八号、大正元年八月一五日、二二～二三頁。

- (77) 前掲「大正デモクラシーと農村青年」六〇頁。  
(78) 「主張」『まこと』第三卷第一号、大正二年一月二十五日、一頁。  
(79) 「主張」『まこと』第四卷第八号、大正三年八月一〇日、一頁。  
(80) 前掲「余興にあらず」『良民』第二卷第六号、一四頁。  
(81) 「会告」『まこと』第二卷第一〇号、大正元年十一月一〇日、三七頁。  
(82) 「主張」『まこと』第六卷第一号、大正五年二月一〇日、一頁。

おわりに

(一)

地域青年集団に関する明治三八年（一九〇五）の内務省と文部省の通牒は、中央政府による初発的な施策としての画期的な意義をもつ。だが、このとき、両省は、組織構成や事業内容について明確な構想をもっていなかった。それに對し、山本瀧之助が「地方青年団体概況」（『官報』明治三九年一月）で描いた組織論は、「若連中」「若者連」「若い衆」をベースにして青年集団を歴史的に把握し、「青年会」「青年団」「青年俱樂部」などの新しい団体をそれらの発展的な形態として意義づけ、新組織への再編を介して伝統的な若者組織をトータルに「改造」しようとしていた。伝統に依拠して地域に個別的に存在し、ときには群れをなして支配体制に反抗する地域の若者集団を、国家社会を能動的に担う「青年」・「公民」組織に作り変えようとしたのである。

山本瀧之助が「概況」で抽出した体育活動や運動会、擊劍、柔術（柔道）などは、日清・日露戦間期の補習教育・夜学会や若者の風紀改善運動のなかで芽生え、日露戦中期の銃後活動や軍隊支援、奉仕活動などの諸事業とともに活

生化した。だが、それらの事業が地域青年集団の再編過程に体系的に組み込まれるようになるのは、日露戦争後であり、その動向は、一等国日本を自負して国家体制の整備をめざした「地方改良運動」の展開と重なる。

明治四〇年代に「地方青年団体」運動の先進県として名を馳せた広島県の場合、明治四一年（一九〇八）四月の「青年会設置標準」において、小学校卒業から兵役適齢期に至るすべての青少年を市町村および郡単位に組織することとがめざされ、目的や事業内容、組織の大枠が定められた。以後、徒歩競走、撃剣、柔道、銃鎗術、体操、水泳、相撲などの身体競技・身体活動が青年団・青年会の規準的な事業となり、日常的な活動である「修養」や「体育」だけでなく、集会や総会、入退会などの行事の「余興」として扱われ、町村・郡青年会組織化の有力な梃子になった。町村や郡の青年会によって組織されたそれらの事業は、風俗改良という名目で土着の習俗や文化、自治的慣行と対抗しながら、地域の若者に新しい鍛錬や修養、娯楽の機会を提供し、彼らの経験と世界を拡大しながら、国家の末端組織である「地方自治団体」、すなわち、町村を介して「帝国」日本へと誘ったのである。

## (二)

日露戦争は人びとに徴兵と戦費調達に耐えうる生活規律を要求し、生業への精励と勤儉貯蓄を強いた。戦時中、愛国的な士気と勤儉力行、質実剛健が求められ、それに反する習慣や習俗は弊風として批判された。とりわけ、祭礼や娯楽は浪費や華美、軽佻浮薄の源泉とみなされ、簡素化や規制の対象とされた。日露戦争期には、日清戦争期とは比較にならない娯楽・祭礼規制が進行し、地域の指導者層は過剰ともいえる自主規制をもってそれに応えようとしたのである。盆踊りは活気を失い、神輿やダンジリの規制や中止が検討され、学校運動会の簡素化が図られた。とはいえ、明治三七年（一九〇四）九月の遼陽占領など、軍事的勝利を記念して行政の指導のもとに実施された祝賀行事は、

民俗的祭りの再現の場と化し、戦時行政の思惑を超えたハレの気分を公共の場で横溢させることになった。

明治三十八年（一九〇五）末に始まる凱旋兵士歡迎行動は、提燈行列や旗行列、民俗的祭りの伝統に根ざすシャギリや山車の練り歩きなどを出現させ、戦時下で抑圧された民衆の心理を一拳に解放した。民衆の自然発生的な歡迎行動は、翌三十九年の初頭から春にかけて、町村単位で組織的に開催する招魂・戦勝祝賀の行事に転化し、この時期、広島県内は戦勝・平和回復の喜びで沸き返るようになる。

一連の招魂・祝賀行事の初発は、明治三十九年（一九〇六）三月に第五師団が主催した臨時招魂祭であった。臨時招魂祭は、当該戦役の戦病死者に限定して慰霊するもので、この種の催しは明治二八年（一八九五）一〇月の日清戦争直後に開催された臨時招魂祭を嚆矢とする。このとき、はじめて、広島市民だけでなく、第五師団管轄下の広範な住民を視野に入れた招魂祭が企画され、余興の規模が大幅に拡大された。ここでは、軍関係者の見解だけでなく、「商勢」の拡大を求める地元商工業者の要求も取り入れられ、民衆を広範に結集し、盛大に招魂祭を行うために、「敬虔謹肅」に加えて「興感娯楽」を重視するようになったのである。だが、招魂祭は勇士の御霊を慰霊することを目的とし、「盛大」とともに「壮観」であること、意気を高めることが必要とされた。したがって、競馬や武術、相撲などの勇壮な身体競技が重要な役割を演じることになるのである。

明治三十九年三月の日露戦直後の臨時招魂祭は、そのような性格を継承しながら、規模をさらに拡大して実施された。このとき、競馬や自転車競走、相撲などの余興競技に加えて、さまざまな商業的興行があり、各町村のシャギリが広島市中を練り歩いた。戦勝と平和の到来を祝う民衆の熱情が、葬送儀礼を民俗的祭りの空間に変えていったのである。とはいえ、この祝祭空間は憲兵と巡查によってくまなく監視されており、統制されていた。けれども、シャギリなどの練り歩きに沿って自在に離合集散し、街中を移動する群集を、権力的な手段をもって上から一方的に統制するこ

とは不可能であった。

この臨時招魂祭を契機に、県内各町村で招魂・凱旋・戦勝祝賀の行事が企画され、招魂と追弔の儀式のあと、相撲（角力）、シャギリ、仮装行列、競馬、烟火、生徒運動会、舞と踊り、福引、芝居、擬戦、剣舞、屋台、山車、奏楽、手踊り、神楽、狂言、獅子舞、ニワカ、出雲舞、活動写真、自転車、徒競走、レース、演劇、楽隊など、和洋を問わず、多種多様な余興や催しが行われた。ここでもまた、広範な民衆を動員し、行事に活気をあたえ、リアリティを付与するうえで、身体競技が中核的な役割を担ったのである。各町村の招魂・凱旋祝賀行事は、民衆の戦勝と平和回復の喜びを高揚させ、社会的なエネルギーを表現する機会となり、民俗的祭りと不可分の関係にある身体競技を顕在化させた。

だが、在村で展開した招魂と祝賀の儀礼空間もまた、民衆の自立的な世界であったわけではない。ここでもまた、国家的儀礼と民俗的祭りが重なり合っていた。この行事は、日露戦争という国家の物語を民衆の戦争体験に接合し、民衆の生活世界を、町村を介して国家に接続する機会としても企画されており、ここでは、生と死、若さと老い、貴と貧、男と女、個と集団が交流と交換を繰り返し、身体の再生と復権が促がされるとともに、身体の否定としての戦病死が崇高な行為として賞賛された。けれども、祭典が創出した厳肅な秩序は、引き続き余興によって解体され、群れ集う民衆の集合的身体が、国家的儀礼を民俗的祭りへと変えていった。凱旋祝賀会の開催を期に民衆の祝祭文化の蘇生と活性化が図られ、そこにおいて民俗的な踊りや身体的遊戯・競技が重要な役割を果たしたのである。

(三)

沼隈郡内の小学校において運動会が恒常的に開催されるようになるのは、明治四〇年代になってからである。校庭

の成立、義務教育修業年限の四年から六年への延長、地方改良運動にともなう青年会の小学校への組織的関与が、運動会の普及・定着に大きな役割を果たした。青年会員による小学校運動会への協力と支援が、小学校の運動会を地域的行事への転化を促がし、児童・青年の連合行事として定着させるうえで重要であった。

だが、運動会への若者や村民の参加は、平板に進行したわけではない。そこには、若連中の抵抗や生活習俗との確執が存在した。たとえば、山本瀧之助が校長として在職した千年村常石小学校の場合、数年にわたる努力をへて、明治四一年（一九〇八）秋以降、若者や村民の運動会に対する態度が肯定的な方向へと変化し、翌春の運動会に予想を超える観衆が集まるようになったのである。そうした過程をへて、町村民の運動会への結集が進捗し、地域行事と学校行事の一体化が進み、運動会が収穫祭や氏神祭礼と同じ時期に行なわれる季節的な行事になり、広範な村民に受け入れられていくのである。勅語・詔書奉読式と期を一にした運動会の開催や、天長節などの三大節を期に開催される運動会は、そのような過程をへて定着した。

そのことは、学校の運動会が、民俗的祭りとそのネットワークを土台にすることによって、飛躍と発展のエネルギーを得たことを意味する。民俗的祭りの雰囲気や伝統、ネットワークの学校への流入によって、学校と地域の相互作用が活性化し、それと並行して、勅語奉読や君が代斉唱などを含む国家的儀式も村民に受容され、ムラの祭礼と国家の祝祭日との融合が図られていったのである。

明治四三年（一九一〇）一〇月の神村の学童・青年連合運動会での支部（字）単位の動員競争や翌年一〇月の山南村の学童・青年連合運動会での各支部選抜選手による競走は、運動会が各支部間の競争意識を喚起し、競争を介して青年や村民を行政村に統合する装置であったことを示す。しかも、それらの運動会は、多くの場合、勅語下賜記念や青年会の入退会式をセットにして開催された。そうした企画は、旧村落単位の自己完結的な生活を掘り崩し、村びと

の行政町村への統合を進めるとともに、伝統的な生活習俗の改変と帝国日本との一体感を日常的に自覚させるような生活秩序を形成することと連動した。その意味において、運動会は、地方改良運動の展開と軌を一にしていたといえる。

#### (四)

行政町村を単位とする青年会にとって、運動会は夜学会の開設や文庫設置、談話会の開催、公共事業の補助、共同飼育、祭礼改革などととも、伝統的な若連中の再編・統合をめざす重要な新規事業の一つであった。いや、若者の動員と時間励行などの規律訓練にとつて、身体競技は中核的な役割を担っていた。総会や大会の余興として実施される相撲や撃剣、徒歩競走、船競漕や綱引きは、青年会の行事を成立させ、動員を確保する有力な手立てとなり、そこに出現する集合的身体が青年会の組織と活動にリアリティをもたらした。だが、それらの身体競技は余興として位置づけられており、独立の行事として開催されたわけではない。そのことは、次のような矛盾を内包することになる。

すなわち、余興としての位置づけでは、二次的な扱いを受け、身体競技の文化的価値を正当に意義づけることができず、動員主義に陥り、日常的な体育・教育活動として展開するうえで齟齬をきたした。体育を重視し、活力ある青年会運動を展開するために、身体競技の新たな意義づけが求められるようになるのである。加えて、寄生地主制を基礎にした資本主義の発展が農村の青年の都市流出を促がし、農業と農村の安定的な発展を阻害した。農村青年にふさわしい魅力的な娯楽や文化が要求されるようになるのである。

明治四五年（一九一二）二月の沼隈郡第六回各町村青年会役員総会での体育決議は、そのような課題の解決をめざし、青年会運動の新たな方向を示唆するものであった。すなわち、「剛健な精神は剛健なる体力に宿る」という格言

をもとに、相撲や撃剣、徒歩競走を「運動競技」として位置づけ、「余興」から「体育会」「運動会」への脱皮をめざしたのである。そのことは、それらの競技が文化としての自立性獲得へ一歩踏み出したことを意味した。しかし、同時に、この動向は、日露戦争後の教育界に台頭した運動会の「見せ物」化、「娯楽」化批判と連動し、運動競技の娯楽性を殺ぐ方向、つまり、体育主義と精神主義へ傾斜する方向性をも内包していたのである。

(五)

運動会は、新しい身体的スペクタクルを村や町に持ち込んだ。「個人遊戯」と「団体的遊戯」は、「勇壮活発単身健闘せる」身体と「優雅穩健なる」身体を表出し、「団体競争遊戯」は、規律と連帯をもって正々堂々と競い合い、全力で自分を尽くす「挙動」を身体的に提示した。観衆は、運動場に繰り広げられるそれらの新しい演技と競技に、これまででないスペクタクル性を感じ取り、「喝采」を送り、あるいは「感涙」にむせび、これまで村芝居や神楽、地相撲で培ってきた眼力をベースにしながら、ある種の社会劇にも似た鑑賞行為を体験した。

ここでは、競争を介して集団のために全力を尽くすこと、「規律の正しき共同心」、「正々堂々其本分を守」ることの重要性が、繰り返し語られた。その意味において、運動会は身体の政治的テクノロジーを内包したといえる。とはいえ、運動会は服従と秩序が全面的に支配する固定的な空間だったわけではない。そこは、競技者・演技者である児童や若者が個人の身体的努力を介してプログラムに能動的に参画し、団体への自発的献身を表現する場であった。運動会は外部から規律を一方的に押しつけ、抑圧する装置としてではなく、児童や若者・村民を内面から動かし、人びとの身体と精神を主体的な努力によって帝国にふさわしいものに作り上げていく装置として機能した。

と同時に、プログラムには障害物競走や仮装行列、滑稽な演技など、衆人の興味関心を惹く新奇性や多様性、娯楽

性が求められ、未確定な勝敗の決着を求めて競技者は一心不乱に競い合った。運動会は多様で活力に満ちた空間であり、そこでは未知のものや異質なものを含む雑多な要素が入り混じり、互いに接触することによって対立や葛藤が生じ、人びとを活性化した。そこでは、規律＝訓練的な雰囲気がかく乱され、演技者や観衆の多様かつ能動的な解釈が許容された。教育界や教化団体の内部には、運動会の「訓育」化、「体育」化を求め、現状を批判する声は絶えなかったが、運動会から、群れ集う集合的身体の躍動的魅力や娯楽性を取り去ることはできなかったのである。